知的財産法概論(下)

著作権法

意匠法・商標法・不正競争防止法

大阪工業大学　知的財産学部

教授　大塚　理彦

講　義：平成 27 年 9 月 15 日～平成 28 年 1 月 19 日
第一版：平成 26 年 8 月 29 日
第二版：平成 27 年 8 月 25 日

はしがき

情報科学部 1 年次における「知的財産法概論」の講義を念頭において作成した。

平成 26 年 8 月 29 日
大阪工業大学大学院　知的財産研究科
教授　大塚　理彦

第二版はしがき

平成 26 年、27 年改正に対応した。プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する最高裁判決、職務発明制度の改正、特許異議の申立て、意匠法における画面デザインの保護、新しいタイプの商標について追記した。なお、法改正の対応については、大学院専門職修士課程・藤丘和希さんにご協力いただいた。ここに記して謝意を表す。

平成 27 年 8 月 30 日
大阪工業大学大学院　知的財産研究科
教授　大塚　理彦

目次

知的財産法概論(上)　特許法
はしがき i
第二版はしがき i
目次 ii
はじめに 1
§講義について 1
§六法 1
§参考書 2
§ホームページ 2
§凡例 3
第 1 章　総論 4
第 1 節　知的財産とは 4
§身の回りの知的財産 4
§「知的」intellectual 4
§「財産」property 6
§知的財産の特徴 6
§知的財産の保護法制 7
第 2 節　知的財産法とは 8
§無体物(情報)に対する利用独占権とは 8
§知的財産権と所有権の比較 9
§知的財産法に含まれる具体的法律 10
§知的財産法の分類 11
§用語法 13
§知的財産法の法源 14
§知的財産権の正当化根拠論 16
§知的財産法学の特徴(面白さ) 17
§知的財産法の学習にあたって気を付けるべきこと 19
§知的財産法の全体図 19
第 2 章　特許法 21
第 1 節　総論 21
§特許の歴史 21
§日本特許法の沿革 23
§特許法の全体構造 24
第 2 節　特許権の客体 25
§発明の定義(特 2 条 1 項) 25
§自然法則の利用 26
§技術的思想 28

§創作性 29
§高度性 30
§発明の完成 32
§身近な具体例 33
§裁判例 35
§新分野技術の発明性 37
§特許法上の発明の種類 40
§product by process claim 42
§「物」とは？･･･法律概念の相対性 42
第 3 節　特許権の主体 44
§発明者主義 44
§発明者とは？ 45
§発明者名誉権(人格的権利) 46
§特許を受ける権利(財産的権利) 47
§登録前の発明の無許諾実施への対応 48
§冒認出願及び共同出願違反による特許出願 50
§発明者主義以外に特許法が採用する主義 52
§職務発明(平成 27 年改正前) 53
§職務発明(平成 27 年改正後) 64
第 4 節　手続(1)－出願・審査－ 70
§出願 70
§特許を受ける権利の共有 72
§特許請求の範囲と発明の詳細な説明 73
§方式審査 75
§出願公開制度 77
§補償金請求権 81
§実体審査 82
§実用新案法 84
第 5 節　手続(2)－登録要件－ 85
§新規性 85
§新規性喪失の例外 89
§進歩性 90
§新規性と進歩性の関係 93
§産業上の利用可能性 94
§医療行為 97
§公序良俗適合性 99
第 6 節　手続(3)－補正・審判・審決取消訴訟－ 105
§補正 105
§査定 107
§審査に対する不服申立のシステム 110

§特許異議の申立て 110
§審判 111
§審決取消訴訟 114
第 7 節　手続(4)－手続例－ 119
§出願 119
§審査 122
§私見 130
第 8 節　特許権の効力 131
§特許権の効力 131
§権利消尽 133
§特許権の保護範囲 139
§権利の存続期間 142
§権利の制限 143
§権利の共有 145
§権利の移転 145
§実施許諾(ライセンス) 146
第 9 節　特許権の侵害 152
§総論 152
§損害賠償請求権に関する特則 152
§抗弁 154
第 10 節　特許法のまとめ 160
付録 161
§法令の調べ方(一例) 162
§特許公報の調べ方(一例)　意匠・商標も検索可能 164
§裁判例の調べ方(一例) 166
§文献(図書・記事)の調べ方(一例) 169
はしがき i
第二版はしがき i
目次 ii
はじめに 1
§講義について 1
§六法 1
§参考書 2
§ホームページ 2
§凡例 3
第 3 章　著作権法 4
第 1 節　総論 4
§著作権法の全体構造 4
第 2 節　著作権の客体 7
§権利の客体 7

§著作物とは 8
§著作物性の三要件 13
§表現性 14
§創作性 15
§学芸性 18
§特許権と著作権 19
§応用美術 19
第 3 節　著作権の主体 24
§著作者と著作権者 24
§創作者主義 25
§職務著作 26
§映画の著作物 28
§まとめ 30
§共同著作物 31
§電車男 33
第 4 節　著作権の侵害 36
§著作権の性質 36
§著作権の種類 37
§有形的再製－複製権－ 37
§公の提示－上演権、演奏権、上映権、口述権、展示権－ 40
§公の提示－公衆送信権、伝達権－ 42
§複製物の提供－頒布権、譲渡権、貸与権－ 45
§二次的著作物の作成と利用－翻訳権、編曲権、変形権、翻案権－ 48
§著作者人格権の性質と種類 53
§公表権(著 18 条) 53
§氏名表示権(著 19 条) 54
§同一性保持権(著 20 条) 55
§みなし侵害(113 条 6 項) 57
§著作権の存続期間 57
§権利制限 59
§私的使用のための複製 62
§引用 64
§著作隣接権 65
§著作権の侵害 66
§著作権の間接侵害 67
第 5 節　著作権法のまとめ 72
第 4 章　意匠法・商標法・不正競争防止法 73
第 1 節　意匠法 73
§意匠制度 73
§意匠とは 74

§意匠登録要件 81
§意匠権 81
§利用関係 84
第 2 節　商標法 86
§商標制度 86
§商標とは 87
§商標登録要件 99
§商標権 100
§商標としての使用 103
第 3 節　不正競争防止法 105
§目的 105
§不正競争とは 105
§裁判例 106
付録 111
§法令の調べ方(一例) 112
§特許公報の調べ方(一例)　意匠・商標も検索可能 114
§裁判例の調べ方(一例) 116
§文献(図書・記事)の調べ方(一例) 119

はじめに

§講義について

シラバスに基づいて進めるが、多少相違することもありうるのでご理解いただきたい。基本的な流れに変更はない。平常点 20%、中間レポート 40%、最終レポート 40%でもって成績評価を行う。

この講義では、知的財産法[289]の中でも、情報科学部の皆さんにとって関わりが深いと思われる特許法と著作権法を中心に説明し、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法については、概要を紹介する程度にとどめる。

①特許法

プログラム(技術的思想)を保護する。

ビジネス方法を保護する。

②著作権法

プログラム(表現)を保護する。

データベースを保護する。

また、著作権管理を必要とするシステム[290]の開発においては、著作権法の素養も必要となろう。

§六法

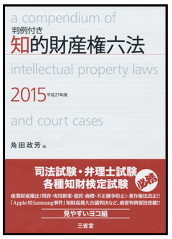

角田政芳編『知的財産権六法　判例付き　2015』(三省堂・2015 年)
税込み 2700 円

「特許法ほか産業財産権法改正および電子出版権設定など著作権法改正に対応。マスコミでも話題となったアップル対サムスン訴訟ほか最新知財判例要旨掲載。基本法令に参照条文を付し、四法対照機能を併せ持つ。条文中注記が孫 引きの手間を軽減。司法試験・弁理士試験・各種知財検定学習必携。」(三省堂)

289 知的財産法とは、財産的価値を有する情報である知的財産を保護する法律群の総称であって、知的財産法という名称の法律が存在するわけではない。特許法や著作権法は知的財産法に属する法律である。

290 デジタル著作権管理(Digital Rights Management、DRM)。

法令データ提供システム
http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi

各法の条文を参照することができる。

§参考書

稲森謙太郎『女子大生マイの特許ファイル』(楽工社・2010 年)
税込み 1944 円

「『特許』という言葉は知っているけれど、具体的なことは全然わからない…。そんな方でも本書を読めば、特許の全体像がわかります！『特許って、そういうことだったのか！』と、納得することでしょう。さあ、マイさんと一緒に、特許について学びましょう。
大学３年生のマイは特許事務所でアルバイト中。マイの仕事は『個性的な特許を見つけること！』　仕事を通じてマイは『特許とは何か？』を学んでいく……。ビートたけし、大前研一、孫正義、ホリエモンの発明や、話題の iPS 細胞特許も登場。」(楽工社)

福井健策『18 歳の著作権入門』(筑摩プリマー新書・2015 年)
税込み 886 円

「日本一わかりやすくてマジメで面白い！
コピペも、ダウンロードも、リツイートも！ 基礎的な知識から、デジタル化が揺さぶる創作と著作権の現状を知ろう。子どもから大人まで必読の著作権入門。」(筑摩書房)

§ホームページ

特許庁
http://www.jpo.go.jp/indexj.htm

特許・実用新案・意匠・商標について知ることができる。

特許情報プラットフォーム
https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage

特許・実用新案・意匠・商標について検索することができる。

文化庁
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html

著作権について知ることができる。

公益社団法人著作権情報センター
http://www.cric.or.jp/index.html

著作権について知ることができる。

裁判所
http://www.courts.go.jp/

裁判例を検索することができる。

§凡例

憲…日本国憲法
民…民法　刑…刑法　裁…裁判所法
民訴…民事訴訟法　行訴…行政事件訴訟法
著…著作権法
特…特許法　実…実用新案法　意…意匠法　商…商標法
不競法…不正競争防止法
特施規…特許法施行規則

第３章　著作権法

第１節　総論

§著作権法の全体構造

①実質的意義において

著作権法の理解においても、権利の発生面と権利の侵害面を分けて考えることが重要である。後述するように著作権の発生には何等の手続も介在しない[291]。従って、権利の発生面では、主体、客体及び内容の画定が中心になる。なお、一般的には著作者人格権と著作権をまとめて著作権と呼ぶことが多い。著作権を著作者人格権と区別して取り扱う場合には著作財産権と呼ぶ。また、実演家・レコード製作者・放送事業者・有線放送事業者には著作隣接権が与えられる[292]。

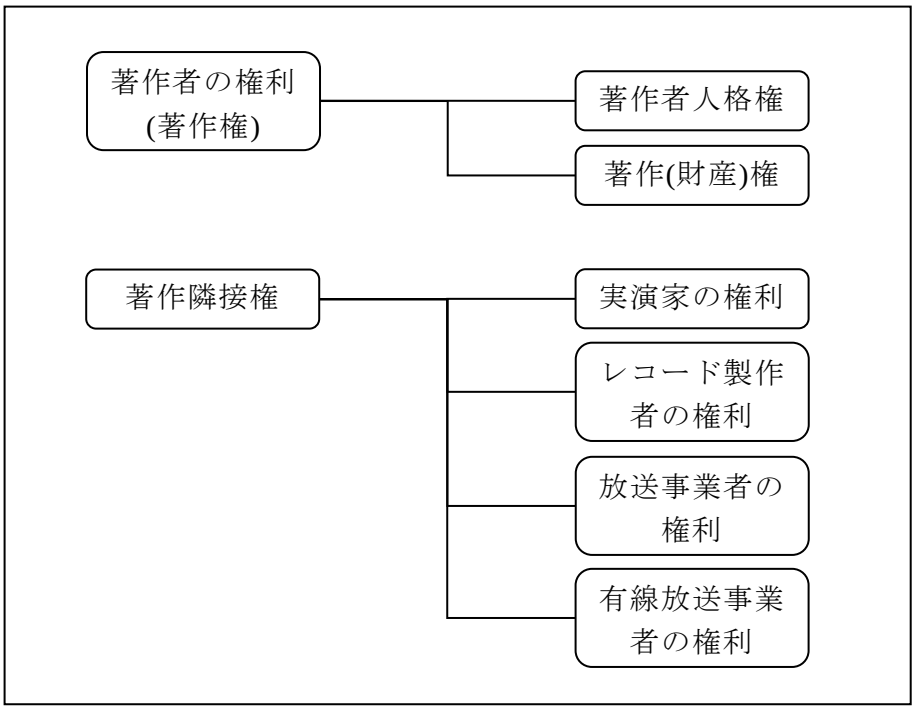

図 52　著作者の権利と著作隣接権

一方、権利の侵害面では、著作権が支分権[293]の束であることを理解する必要がある。著作権は、複製権(著 21 条)・上演権(著 22 条)・演奏権(著 22 条)・上映権(著 22 条の 2)等多くの支分権から構成される。また、権利制限としての違法性阻却事

[291] 無方式主義。著作権は著作物の創作と同時に発生する。
[292] 本講義では著作隣接権は取り扱わない。
[293] 権利の束を構成する一つ一つの権利のこと。

由が複数存在する。例えば、個人的・家庭的に行われる複製行為には権利が及ばない(著 30 条)。著作権法の権利制限規定は特許法のそれに比べてはるかに多い。権利侵害の救済としては、特許法と同様に差止請求権、損害賠償請求権が認められ刑事罰も規定されている。

著作権法の全体構造
①権利の発生：手続不要、著作物の創作と同時
著作権＝著作者人格権＋著作(財産)権
②権利の侵害：著作権は支分権の束
多くの権利制限規定
差止請求権
損害賠償請求権

②形式的意義において
著作権法において重要な条文に〇印を付す。
第 1 章　総則
1 条：目的規定
2 条：定義規定(〇)
第 2 章　著作者の権利
10～13 条：著作物(〇)
14～16 条：著作者(〇)
18～20 条：著作者人格権(〇)
21～28 条：著作権(〇)
30～50 条：権利制限規定(〇)
51～58 条：保護期間(〇)
第 3 章　出版権[294]
第 4 章　著作隣接権
第 5 章　私的録音録画補償金
第 6 章　紛争処理
第 7 章　権利侵害
第 8 章　罰則

[294] 著作権の支分権の一つである複製権を有する者が有する権利であって著作物を出版することができる権利である。平成 26 年改正により電子書籍に対応した出版権の整備が行われた(著 79 条～81 条、84 条)。

③具体的な支分権

著作者人格権、著作権を構成する具体的な支分権は以下のとおりである。

著作者人格権

(a)公表権(著 18 条)

(b)指名表示権(著 19 条)

(c)同一性保持権(著 20 条)

著作権

有形的再製

(d)複製権(著 21 条)

公の提示

(e)上演権(著 22 条)、演奏権(著 22 条)、上映権(著 22 条の 2)、口述権(著 24 条)、展示権(著 25 条)

(f)公衆送信権(著 23 条 1 項)、伝達権(著 23 条 2 項)

複製物の提供

(g)頒布権(著 26 条)、譲渡権(著 26 条の 2)、貸与権(著 26 条の 3)

二次的著作物の作成と利用

(h)翻訳権(著 27 条)、編曲権(著 27 条)、変形権(著 27 条)、翻案権(著 27 条)

第 2 節　著作権の客体

§権利の客体

著作権の客体は著作物である。著作権は支分権の束である。例として、著作者人格権の中から公表権(著 18 条 1 項)を、著作権の中から複製権(著 21 条)を示す。なお、著作権法は著作権の他に著作者人格権を規定する。さらに、出版権と著作隣接権についても規定されている。

> 著 18 条 1 項　著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利[295]を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

> 著 21 条　著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

著 21 条(複製権)は著作権法の中でもとりわけ重要な条文である。著作権者に無断で著作物を複製すると複製権侵害となる。著 21 条の規定から、著作権の客体は著作物であることが分かる。著 22 条(上演権及び演奏権)も同様の規定ぶりである。

> 著 22 条　著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

以上のように著作権の客体は著作物であるが、例外が存在する。著 13 条には権利の目的とならない著作物が列挙されている。

> 著 13 条　次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。
> 一　憲法その他の法令
> 二　国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人（独立行政法人通則法 （平成十一年法律第百三号）第二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法 （平成十五年法律第百十八号）第二条第一項 に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
> 三　裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
> 四　前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの

---

295 「提供」とは著作物の原作品又は複製を譲渡することをいい、「提示」とは著作物を見せ又は聞かせることをいう。

まとめると、1)法令、2)官公庁の告示等、3)裁判等(判決文)、4)官公庁の翻訳・編集物となる。これらは著作物ではあるが権利の目的とならない点に留意する。著作物ではあるが、世の中一般に広く知らしめる必要性(公共的性格)があるから例外的に著作権を発生させないのである。

著作権の客体　＝　著作物

§著作物とは

①著作物性を議論する意味

著作権は模倣を対世的に禁止する権利である。禁止される側にとっては、表現の自由に対する重大な制約となる。従って、何を模倣することが禁止されているのか、すなわち権利の客体の明確性が求められるのである。

②著作物性要件の働き方

(a)作品全体に関する著作物性

例えば、小説の海賊出版

(b)作品の一部分に関する著作物性

例えば、小説の一部盗用

(c)作品の内部的要素に関する著作物性

例えば、小説の人物設定の模倣

著作権法において重要なのは、「(b)作品の一部分に関する著作物性」である。小説の一部分の集積が小説全体であるから、小説全体の著作物性を議論することにはあまり意味がない。すなわち、小説の海賊出版は当然に著作権を侵害する行為なのである。具体的にどのような部分が模倣され、その模倣された部分が著作物性を備えるのか否かが論点となるのである。一方、小説の人物設定はアイデアであって表現ではない。従って、小説の人物設定は著作物たりえない。著作権法は表現を保護する法律である点に留意する[296]。

③著作物の種類(カテゴリー)

著 10 条 1 項には著作物が例示列挙[297]されているがあまり意味がない。著 10 条 1 項に挙げられていないものでも著作物たりうるのである。すなわち、後述する著作物性の三要件を充たすものであれば､著 10 条 1 項に挙げられていなくても著作権法で保護される。とはいうものの、著 10 条 1 項に例示列挙されている著作物でほぼ尽きる。現在では、著 10 条 1 項に例示列挙されているもの以外の著作物はほとんど想定できない。なお、映画の著作物(著 10 条 1 項 7 号)には意味がある。

[296] 後述する表現アイデア二分論。

[297] 例示列挙であるから、それ以外にもありうるということである。対概念として限定列挙。こちらは、それ以外にはあり得ないということになる。

映画の著作物に該当すると、その他の著作物にはない特別な効果が発生するからである。それ以外は、著 10 条 1 項に例示列挙された著作物のどのカテゴリーに属するかということに実質的な意味はない。

> 著 10 条 1 項　この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。
> 一　小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
> 二　音楽の著作物
> 三　舞踊又は無言劇の著作物
> 四　絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
> 五　建築の著作物
> 六　地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
> 七　映画の著作物
> 八　写真の著作物
> 九　プログラムの著作物

また、二次的著作物が著 2 条 1 項 11 号に、編集著作物が著 12 条 1 項に、データベースの著作物が著 12 条の 2 第 1 項、著 2 条 1 項 10 号の 3 にそれぞれ規定されているが、これらについてもあまり意味がない。原則としての著作物性を議論すれば足りる。これらは、著 10 条 1 項とは異なる観点からの分類といえよう。

(a)二次的著作物

二次的著作物とは、既存の著作物に新たな創作性を付加した著作物をいう。例えば、小説を基にして作られた脚本は、その小説を原著作物とする二次的著作物である。著 10 条 1 項に示された著作物の分類は、いわば文化の種類に基づく分類といえる。これに対して、二次的著作物は著 10 条 1 項に例示列挙されたすべての著作物に通底[298]する概念といえよう。

(b)編集著作物

編集著作物とデータベースの著作物も、著 10 条 1 項の観点とは異なる観点に基づく分類である。

> 著 12 条　編集物（データベースに該当するものを除く。以下同じ。）でその素材の選択又は配列によつて創作性を有するものは、著作物として保護する。
> 2　前項の規定は、同項の編集物の部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

典型的な編集著作物の例として『判例百選』(有斐閣)がある。判例百選は編集物である。中山信弘他編『著作権判例百選』(有斐閣・2009 年)は、中山信弘先生他の編集であるが、その素材(各裁判例の評釈)は 100 人を越える執筆者がそれぞれ執筆したものである。従って、これが編集物であることは明らかである。また、素材の選択について、著作権に関する裁判例を 100 件選び出すときに、誰がその

[298] 基底の部分において共通性をもつこと。

選択を行っても同じ結果になるとは限らない。多くの素材は共通するかもしれないが、異なる素材が存在するのが通常であろう。そこに編集者、『著作権判例百選』についていえば中山信弘先生他の創作性(個性)が現れているといえる。従って、『著作権判例百選』は中山信弘先生他の編集著作物である。以上要するに、素材の選択又はその並べ方に編集者の創作性(個性)が現れていれば編集著作物であるということになる。

図 53　中山信弘他編『著作権判例百選』(有斐閣・2009 年)

図 54　タウンページ[299]

(c)データベースの著作物

　編集著作物に似て非なるものにデータベースの著作物(著 12 条の 2)がある。編集著作物を規定する著 12 条 1 項からは明確に除外されている(著 12 条 1 項括弧書)。従って、編集著作物とデータベースの著作物とが重複することはありえず、相互排他的にいずれかに分類されるということになる。

[299] タウンページライブラリー。
http://www.denwacho.ne.jp/index.asp

著 12 条の 2　データベースでその情報の選択[300]又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。
2　　前項の規定は、同項のデータベースの部分を構成する著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない。

典型的なデータベースの著作物の例として判例データベースがある。収載する情報の選択又は体系的な構成に創作性を有するデータベースはデータベースの著作物として保護される。編集著作物においては、素材の配列の創作性が一つの要件であった。データベースの著作物においては、情報の体系的な構成が一つの要件となっている。判例データベースを例にとると、サーバー内に裁判例がどのように保存されているかということに意味はない。むしろ、収載された裁判例をどのようなインデックスを使って検索することができるかということが重要である。インデックスの付与方法が情報の体系的な構成であるということができる。ごく簡単にいえば、編集著作物はアナログ的なものであり、データベースの著作物はデジタル的なものであるといえる。そして、相互に排他的な関係にある。

図 55　判例データベースの例

図 56　i タウンページ[301]

300　網羅性がデータベースの本質ではないかという疑問は残る。
301　i タウンページ。
http://itp.ne.jp/?rf=1

著作物
文化の種類に基づく分類
　①言語の著作物
　②音楽の著作物
　③舞踊又は無言劇の著作物
　④美術の著作物
　⑤建築の著作物
　⑥図形の著作物
　⑦映画の著作物
　⑧写真の著作物
　⑨プログラムの著作物
その他の分類
　①二次的著作物
　②編集著作物
　③データベースの著作物

§著作物性の三要件

> 著 2 条 1 項 1 号　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
> 一　著作物　思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

著 2 条には非常に重要な定義が列挙されている。著作物の定義を三つの要件に分解すると以下のようになる。

(a)(思想・感情の)表現性　　アイデアではないこと。
(b)創作性　　人まねでなく個性が現れていること。
(c)学芸性　　文化的であること。

なお、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をここでは「学芸性」と表現しているが、著作権法上あるいは著作権法学上の確立した用語ではない点に留意いただきたい。なお、著作物の定義を四つの要件に分解して解説する教科書等も存在する[302]。しかし、思想・感情要件には独自の意義がない。思想・感情要件は創作性要件に解消[303]される要件であると考えられる。

以上の三要件を充たすと著作物として保護される。しかしながら、三要件ともに外延の画定が困難な要件である。特許法はビジネスローであるから個々の概念は比較的明確である。また、法の欠缺[304]を裁判所が埋める動きも近年進んでいるので、法的安定性は比較的高い。これに対して著作権法の法的安定性は低いといわざるを得ない。また、裁判においても、個々の裁判官による判決のぶれが見受けられる。原因は様々なところにあろうが、著作権法の建付[305]も一つの原因であろうと思われる。一方、著作権の客体は本質的に明確化が困難であるという性格もある。

三要件のうち、特に表現性と創作性は明確に切り分けられたものではない。教科書によっては、表現性と創作性を混同するものが多く存在する。中には混同の存在さえ意識することなく書かれている教科書もあるので混乱をきたすかもしれない。既存の教科書を批判的に読む態度も必要であろう。

著作物性の三要件
①(思想・感情の)表現性
②創作性
③学芸性

302 例えば、中山信弘『著作権法』(有斐閣・2007 年)34 頁は、思想・感情要件を別個に議論する。
303 創作性要件の中で議論をすれば足りるとする意。
304 適用すべき法の規定が存在しないこと。
305 ここでは著作権法の構成あるいは規定ぶりの意。

§表現性

表現であることに積極的な意味があるというよりも、表現でないものを排除する(保護しない)ことに積極的な意味がある。表現アイデア二分論という考え方がある[306]。文字通り、表現とアイデアを区別するという考え方である。この考え方によると、著作権法で保護されるのは表現(作品の外面的要素)であって、アイデア(内容、作品の内面的要素)は保護されない。表現アイデア二分論を否定する論者はいないが、表現とアイデアをどこで線引きするのかが問題となる。

シェークスピアの小説に『ロミオとジュリエット』という名作がある。この作品のモチーフを現代に置き換えた映画として『ウエストサイドストーリー』[307]がある。しかし、『ウエストサイドストーリー』の製作がシェークスピアの著作権(仮に残存していたとしても)の侵害とはならない。なぜなら、『ウエストサイドストーリー』が借用しているのは『ロミオとジュリエット』のアイデア(筋立て)に過ぎないからである。一方で、『ロミオとジュリエット』の文章(文字面)を複製したり、海賊版の出版をしたりすればシェークスピアの著作権(仮に残存していたとして)の侵害となる。

表現アイデア二分論の根拠付けは難しい。しかし、『ロミオとジュリエット』についても、そのモチーフの草案はシェークスピアが創作したものではなくギリシャ時代のものといわれている。従って、そのようなアイデアについて最初に表現した者が以降独占的に使用することができるというのは不合理であろう。また、アイデアは一つであってもその表現は様々なものが考えられる[308]。そういった様々な表現をすべて禁止してしまうことは文化の発展に寄与しない。他方で個々の具体的な表現のみを保護するのであれば、後続の表現活動に対する制約は強くないといえる。アイデアは抽象的であり、表現は具体的であるといわれる。抽象的レベルでの独占はその後の具体的な表現活動に対する制約が強すぎるので認められない。

表現とアイデアは、創作と同時に客観的に区分できるとするのが著作権法の建前である。しかし、実際には、創作性の程度や被疑侵害者の利用態様等の諸事情を総合的に判断して決せられる。

プログラムについていえば、具体的なコードは保護するが、アルゴリズム[309]は非保護である。しかし、具体的なコードが公になるのは雑誌等に掲載のサンプルプログラムくらいであろう。オープンソースについては適切な権利処理が行われるのが通例である[310]。一方、オブジェクトコードのみの複製であっても海賊版は

---

306 Idea-expression dichotomy。米国が起源である。
307 シェークスピアの『ロミオとジュリエット』を基にしたブロードウェーミュージカルの映画化作品である。1961 年アメリカ映画。
308 従って、アイデアの独占は好ましくないが、表現の独占は許される余地がある。
309 特許法によって保護される余地はある。
310 オープンソースライセンス。GNU General Public License(GNU GPL)、GNU Lesser General Public License(GNU LGPL)、X11 ライセンス、BSD コピーライト、Netscape Public License(NPL)等。

当然に排除することができる。実際に多く争われるのは画面デザインであるが、画面デザインの著作物性は認められにくい。

表現アイデア二分論
①表　　現(具体的)：保護
②アイデア(抽象的)：非保護

§創作性

思想・感情要件を別個に取り出して説明する論者は、思想・感情の創作的な表現のみが著作権法の保護対象であることを強調する。例えば、事実の報道は著作権法による保護に値しないとする。結論は間違いではないが[311]、事実の報道については筆者(記者)の個性が現れていないからそもそも創作性要件を充たさない。従って、思想・感情要件は創作性要件の中で議論すればよいのであって、思想・感情要件を別個に取り出して議論する意味はない。

創作性要件は、二つの内容を含む。一つが非模倣性(originality)であって、もう一つが狭義の創作性(creativity)である。

①非模倣性(originality)

非模倣性とは、創作過程が他人の模倣ではないということである。どんなに精緻な作品であっても他人の模倣物は創作性を欠くので著作権法による保護は与えられない。すなわち、非模倣性は創作のプロセスを問題とする。

②創作性(creativity)

狭義の創作性は、創作結果に着目する要件である。創作結果における個性の表出を意味する。芸術性は不要である。例えば、幼稚園児の描いた絵であっても著作権法による保護の対象となりうる。幼稚園児の描いた絵には通常芸術性はない又は乏しいと評価されるであろうが、その絵からその幼児なりの個性が感得[312]できれば創作性要件を充たすのである。

個性の保護についてその根拠をたどると､著作権法が誕生した 18 世紀初頭のヨーロッパの思潮であるロマン主義[313]にたどり着く。ロマン主義以前は古典主義[314]が隆盛であった。キリストの磔刑[315]に係る絵画は、古典主義の思想からは必ずしも美ではないと評価されるが、ロマン主義の思想の下では画家の個性の表出として芸術的価値のあるものと評価される。すなわち、個を離れた絶対的・抽象的な

311 例えば、訃報(著名人の死亡に関する客観的事実)を最初に報道した者がその事実に関する報道の権利を独占し、他の者はその事実についての報道ができないというのはいかにも不合理であろう。
312 感じ取ること。
313 18 世紀から 19 世紀のヨーロッパの思潮。個人の内面、感情、創造性といったものを重視する。
314 ギリシャ・ローマの古典を理想とするヨーロッパの思潮。均整・調和、真・善・美を重んじる。
315 「たっけい」と読む。はりつけの刑。

真・善・美を重んじるのではなく、個の内面の現出を評価する。著作権法はこのような時代に生まれたのである。

現代においては、個性の表出をもって絶対的な保護を与えることが望ましいのか否かについて見直しの余地があるかもしれない。個性の保護は論理必然ではない。著作権法の誕生時期の思想の影響を色濃く受けている。

今後の課題として、ソフトウエアによる生成物の創作性をどのように考えるかという問題がある。ソフトウエアを開発したプログラマの個性が現れているのか[316]、コンピュータを操作した者(パラメータの設定等ソフトウエアに具体的な指示を与えた者)の個性が現れているのか、あるいはそのいずれでもないのかという問題である。なお、ホームページ作成アプリケーションソフトが生成した HTML ソースコード[317]について創作性を否定した裁判例が存在する[318]。

> 東京地判平成 24 年 12 月 27 日平成 22 年(ワ)第 47569 号〔大道芸研究会ウェブサイト事件〕
>
> しかるところ，本件ソースコードは，原告がフロントページエクスプレスを使用して本件各画面を作成するに伴ってそのソフトウェアの機能により自動的に生成されたＨＴＭＬソースコードであって，原告自らが本件ソースコードそれ自体を記述したものではないこと（原告本人，弁論の全趣旨）からすると，本件ソースコードの具体的記述に原告の思想又は感情が創作的に表現され，その個性が表れているものとは認められない。

また、機能的著作物や事実的著作物の創作性をどう考えるのかという問題がある。例えば、プログラムの著作物(著 10 条 1 項 9 号)は近年取り込まれた新しい著作物の類型であるが、プログラムの創作性はどのように考えればよいであろうか。プログラムの著作物は、機能の実現を目的とした機能的著作物である。伝統的著作物と同様に考えると、プログラマの個性を保護しようということになる。しかし、優れたプログラムとは、同じ計算をより高速に行うことができるとか、より少ない資源で行うことができるものであり、現実のソフトウエア開発もこのような目標をもって行われている。従って、プログラムは最も高速な、あるいは最も効率性の高いコードに収斂する性質を本来もっているのであり、それが求められているのである。従って、プログラムの著作物は、伝統的著作物が重んじる著作者の個性の保護とは相容れない性質をもつ。プログラマの個性が保護されるのだとすると、実際に保護されるプログラムは冗長であってプログラムの本来の目的である高速性や効率性を無視したものだけになりかねない。しかし、このようなプログラムを敢えて保護する社会的必要性は認められない。とはいうものの、プログラムの著作物について現実に争われる対象は特定のコードではなくプログラ

316 プログラマの個性の表出ととらえると、そのソフトウエアによって生成されたすべての生成物の著作権はプログラマに帰属することとなる。そのような結論は不合理であろう。
317 HTML ソースコードは著作物性の三要件を充たす限りプログラムの著作物に該当する。
318 他にも、ソフトウエアが自動的に生成した音楽等が考えられる。

ムによって表示される画面の構成が中心である。

知財高判平成 24 年 8 月 8 日判例時報 2165 号 42 頁〔釣りゲータウン 2 事件〕

被告作品の魚の引き寄せ画面は，アイデアなど表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分[319]において原告作品の魚の引き寄せ画面と同一性を有するにすぎないものというほかなく，これに接する者が原告作品の魚の引き寄せ画面の表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないから，翻案に当たらない。

図 57　知財高判平成 24 年 8 月 8 日判例時報 2165 号 42 頁〔釣りゲータウン 2 事件〕

なお、事実的著作物[320]については、事実の発見に多額のコストがかかっていたとしても創作性を欠くから著作権法による保護の対象とはなり得ない。

創作性
①非模倣性：模倣ではないということ
②創作性　：個性の表出

[319] 同心円、魚影、釣り糸、岩陰には表現上の創作性がないとされた。
[320] 事実の報道等。

§学芸性

①学芸性

文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものである。下級審裁判例では知的、文化的精神活動の所産全般と表現するものもある。

> 東京高判昭和 62 年 2 月 19 日判時 1225 号 111 頁〔当落予想表示件〕
>
> 控訴人原稿が著作物といえるためには、それが「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であることが必要である（著作権法第二条第一項第一号）ところ、「思想又は感情」とは、人間の精神活動全般を指し、「創作的に表現したもの」とは、厳格な意味での独創性があるとか他に類例がないとかが要求されているわけではなく、「思想又は感情」の外部的表現に著作者の個性が何らかの形で現われていれば足り、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属する」というのも、知的、文化的精神活動の所産全般を指すものと解するのが相当である。

従って、非常に広い概念である。学芸性の要件を欠くからといって著作権法による保護が与えられないというものはほぼないと考えてよい。また、条文上は文芸、学術、美術又は音楽という四つの範疇に分けられているが、個々の著作物がこの四つの範疇のうちどの範疇に属するのかということを吟味することも意味がない。どの範疇に属そうとも著作物である限り得られる効果は同じだからである。結果としてほとんど意味のない要件であるが、唯一意味があるとすれば実用品[321]を著作権法上どう保護するのかという点に尽きる。

②実用品の著作物性

学芸性要件は、文化的創作物を保護することにあるというのが伝統的理解である。これに対して、例えば、自動車のデザインは文化的創作物といえるであろうか。同じ美しいデザインであっても彫刻であれば文化的創作物として著作権法により保護される。しかし、自動車という実用品は文化・芸術とは関わりがない[322]。従って、これを保護しないというのが伝統的理解である。自動車のデザインは産業財産権法(工業所有権法)、特には意匠法[323]で保護するというのが現在の知的財産法の建前である。

---

321 プログラムは多くの場合実用品であるが、プログラムは著作物の一例として著 10 条 1 項 9 号に例示されている。

322 自動車という実用品がその目的のために使用されることによって広い意味での文化の形成に寄与していることは別論である。なお、自動車のデザインは芸術と関わりがないと言い切ってしまうのも異論のあるところかもしれない。

323 意 1 条　この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。 意 2 条 1 項　この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

しかし､実用品であるというだけで当然に著作物性が否定されるわけではない。既に著作権法で保護されている著作物には、辞書[324]、建築、図面(設計図)、プログラム、データベースといった何等かの意味で実用性を有するものが含まれているのである。もはや実用性の有無を判断基準とすることはできないのである。

学芸性
①知的、文化的精神活動の所産全般
②実用品の著作物性　⇒　応用美術

§特許権と著作権

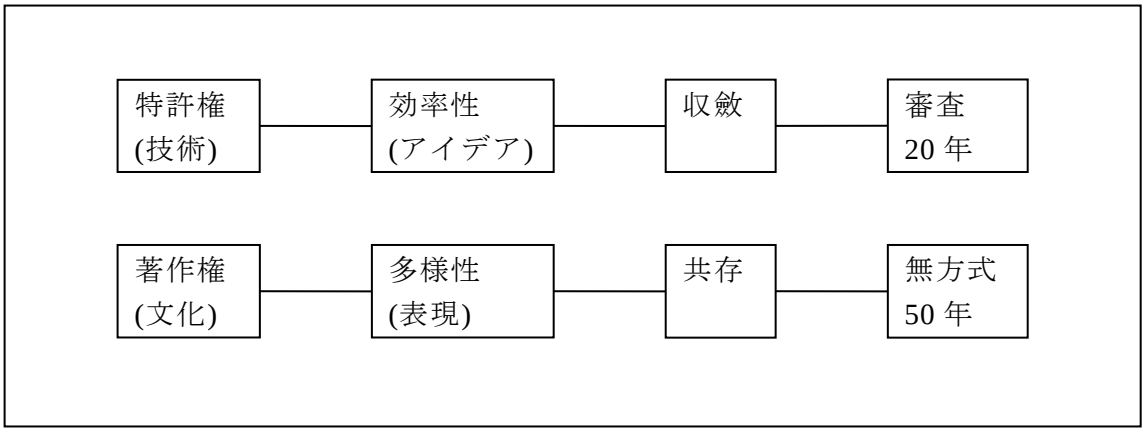

図 58　特許権と著作権[325]

§応用美術

①応用美術とは

応用美術は純粋美術の対概念である。大量生産され産業的用途もある美術品をいう。これに対して、一品制作の美術工芸品、例えば壷や茶碗等の陶芸品は美術の著作物に含まれる。

著 2 条 2 項　この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。

著 2 条 1 項各号は、A は B であるという明確な定義規定である。これに対して、著 2 条 2 項から 9 項は A には B を含むものとするといういわゆる追加的定義規定

[324] 米国の原始著作権法は書籍、地図、海図を保護の対象としていたが、書籍には辞書を含むものとされた。

[325] 著作権の存続期間について 70 年への延長が議論されている。国際調和は重要であるが、国民性(米国：権利主義、多民族、開拓、狩猟、日本：調和主義、単一民族、島国、農耕)にも配慮し、最終的には法目的(著 1 条、文化の発展)に立ち戻った判断が必要であろう。

である。確認的あるいは創設的意味で A には B を含むという追加的規定のされ方がなされている。著 2 条 2 項は絵画や彫刻等の典型的な美術の著作物に加えて美術工芸品も美術の著作物に含まれるということを明らかにしている。

では、応用美術は著作権法上どう位置づけられるのであろうか。これは著作権法と意匠法の交錯領域の問題である。物品の形状は意匠法によって保護される。そしてその保護の仕方は著作権法とは大きく異なる。意匠権は産業財産権であるから、特許権や商標権と同様に特許庁へ出願し、審査を経て初めて権利が発生する。この点が創作と同時に無方式で発生する著作権とは大きく異なるのである。また、権利の効力も大きく異なる。意匠権には絶対的効力が与えられるが、著作権は相対的効力しか備えない。偶然同じものを作った場合に侵害になるのか否かという相違である。意匠法は特許法と同じくプロ対プロの世界の法律であり権利が公示されているから、偶然同じものを作ってしまったという言い訳は通用しない(絶対的効力)。これに対して著作権法には公示の制度がなくアマチュアも侵害行為を行う場合があるから、偶然同じものを作ってしまったという言い訳も認められる(相対的効力)。そこで、応用美術を著作権法と意匠法のどちらで保護するのが適切なのかということが問題となる。

しかし、現実にはまったく重複なく切り分けるということはなされていない。著作物性を充たせば著作権法で保護されるし、意匠権の登録要件を充たせば意匠法でも保護されるのである。著作権法の立場からは、純粋美術と同視できる応用美術のみ学芸性を肯定し美術の著作物として保護している[326]。そうすると、どのような場合に純粋美術と同視できるかが問題となるが、実用性から導かれた形状であるか否かが判断基準となると考えられる。実用性に基づく制約を離れてデザインされたものは純粋美術と同視してもよいであろう。一方、実用品たる目的を達成するために必然的に導かれる形状には個性が現れているとは考えにくいから保護の対象から除外しても許容される。また、そのような形状を保護することには弊害も多い。

②裁判例

応用美術の著作物性を肯定した事案として〔博多人形事件〕〔仏壇彫刻事件〕を、これを否定した事案として〔ファービー人形事件〕〔いす事件〕を挙げる。

[326] 例えば、神戸地姫路支判昭和 54 年 7 月 9 日無体集 11 巻 2 号 371 頁〔仏壇彫刻事件〕。

長崎地佐世保支決昭和 48 年 2 月 7 日無体集 5 巻 1 号 18 頁〔博多人形事件〕

また美術的作品が、量産されて産業上利用されることを目的として製作され、現に量産されたということのみを理由としてその著作物性を否定すべきいわれはない。さらに、本件人形が一方で意匠法の保護の対象として意匠登録が可能であるからといつても、もともと意匠と美術的著作物の限界は微妙な問題であつて、両者の重量的存在を認め得ると解すべきであるから、意匠登録の可能性をもつて著作権法の保護の対象から除外すべき理由とすることもできない。従つて、本件人形は著作権法にいう美術工芸品として保護されるべきである。

図 59　長崎地佐世保支決昭和 48 年 2 月 7 日無体集 5 巻 1 号 18 頁〔博多人形事件〕

神戸地姫路支判昭和 54 年 7 月 9 日無体集 11 巻 2 号 371 頁〔仏壇彫刻事件〕

実用品に利用されていても、そこに表現された美的表象を美術的に鑑賞することに主目的があるものについては、純粋美術と同様に評価して、これに著作権を付与するのが相当であると解すべく、換言すれば、視覚を通じた美感の表象のうち、高度の美的表現を目的とするもののみ著作権法の保護の対象とされ、その余のものは意匠法（場合によつては実用新案法等）の保護の対象とされると解することが制度相互の調整および公平の原則にてらして相当であるというべく、したがつて、著作権法二条二項は、右の観点に立脚し、高度の美的表現を目的とする美術工芸品にも著作権が付与されるという当然のことを注意的に規定しているものと解される。

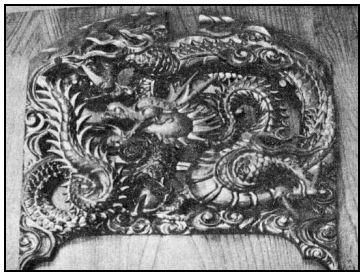

図 60　神戸地姫路支判昭和 54 年 7 月 9 日無体集 11 巻 2 号 371 頁〔仏壇彫刻事件〕

仙台高判平成 14 年 7 月 9 日判時 1813 号 145 頁〔ファービー人形事件〕

ただ，そうした応用美術のうちでも，純粋美術と同視できる程度に美術鑑賞の対象とされると認められるものは，美術の著作物として著作権法上保護の対象となると解釈することはできる。そこで，美術の著作物といえるためには，応用美術が，純粋美術と等しく美術鑑賞の対象となりうる程度の審美性を備えていることが必要である。(略)このように「ファービー」に見られる形態には，電子玩具としての実用性及び機能性保持のための要請が濃く表れているのであって，これは美感をそぐものであり，「ファービー」の形態は，全体として美術鑑賞の対象となるだけの審美性が備わっているとは認められず，純粋美術と同視できるものではない。

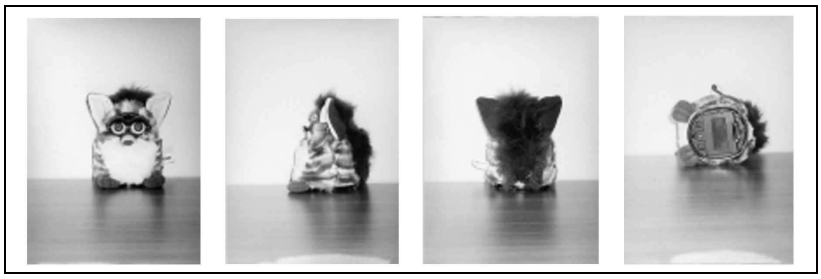

図 61　仙台高判平成 14 年 7 月 9 日判時 1813 号 145 頁〔ファービー人形事件〕[327]

東京地判平成 22 年 11 月 18 日平成 21 年(ワ)第 1193 号〔いす事件〕

本件デザインは，いすのデザインであって，実用品のデザインであることは明らかであり，その外観において純粋美術や美術工芸品と同視し得るような美術性を備えていると認めることはできないから，著作権法による保護の対象とはならないというべきである。

図 62　東京地判平成 22 年 11 月 18 日平成 21 年(ワ)第 1193 号〔いす事件〕

[327] 山口栄一「知っておきたい主要判決」パテント Vol.56 No.2(2003 年)65 頁。

応用美術の保護
基準：純粋美術と同視できるか否か。
(実用性から導かれた形状であるか否か。)

なお、タイプフェイスの著作権法による保護については、最高裁が判断基準を示している。

最判平成 12 年 9 月 7 日民集 54 巻 7 号 2481 頁〔ゴナ書体事件〕

著作権法二条一項一号は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を著作物と定めるところ、印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である。

ただし、コンピュータにインストールして使用するフォントについては、これをプログラムの著作物と理解することによって著作権による保護を肯定した裁判例が存在する[328]。

[328] 大阪地判平成 16 年 5 月 13 日平成 15 年(ワ)第 2552 号〔モリサワタイプフェイス事件〕。

第３節　著作権の主体

§著作者と著作権者

誰が著作権の権利者になるのかという話である。

①著作者

> 著２条１項２号　著作者　著作物を創作する者をいう。

> 著 18 条１項　著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

著 18 条１項は著作者人格権の一つである公表権を規定する。公表権の権利の主体は著作者である。公表権に限らず著作者人格権の主体は著作者である。

> 著 59 条　著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

著作者人格権には一身専属性がある。従って、譲渡できないし、特定承継、一般承継を含めて相続の対象ともならない。

②著作権者

著作権者とは著作権の主体をいう。

> 著 21 条　著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

著 21 条は著作権の一つである複製権を規定する。

> 著 61 条１項　著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

財産権である著作権(著作財産権)は、著作者に原始的に発生するが、その後譲渡することができるのである。すなわち、契約あるいは相続によって著作権は移転する。そうすると、著作者と著作権者が分離する場合が発生する。

§創作者主義

我が国の著作権法は創作者主義を採用する。著作者は著作物を創作する者である(著 2 条 1 項 2 号)。

> 著 17 条 1 項　著作者は、次条第一項、第十九条第一項及び第二十条第一項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）並びに第二十一条から第二十八条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。
> 2　著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。

著作者はまず著作者人格権と著作権(著作財産権)を手にする。そして、これらの享有にはいかなる方式の履行も要しないのである(無方式主義)。

すなわち､創作者たる自然人が著作者であって(著 2 条 1 項 2 号)[329]､無方式で(著 17 条 2 項)著作者人格権と著作権(著作財産権)を享有するのである(著 17 条 1 項)。これらをまとめて創作者主義とよんでいる。そして、その後、著作者と著作権者が分離する場合があるということである。

創作者主義の採用は、創作的表現に現れた個性を保護する点にある。従って、表現された個性の主体にまずは権利を帰属させる。これを通じて個性豊かな著作物が豊富に創作されることを奨励し、もって文化の発展に寄与することを目的とするのである。

創作時
著作者＝著作権者
①著作者人格権
②著作権(著作財産権)

但し、事後的に②著作権(著作財産権)の全部又は一部が譲渡されると、
著作者≠著作権者

[329] 著 14 条　著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。

§職務著作

①職務著作とは

創作者主義の原則に対する例外として職務著作がある。企業内で従業者が著作物を創作した場合に職務著作に該当するのであるが､重要なのはその効果である。すなわち、著作者、著作権者ともに法人(企業)となる。著 2 条 1 項 2 号に対する例外が著 15 条である。

> 著 15 条 1 項　法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。
> ２　　法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

一定の要件を充たす著作物の著作者はその法人等とするとの規定ぶりであるから、著 2 条 1 項 2 号の例外である。著 15 条 1 項、2 項は著作者についてしか規定していないが､著 17 条 1 項によれば著作者は著作者人格権と著作権を享有するのであるから､結果的に著作者人格権と著作権が法人に帰属することとなる｡すなわち、著 15 条 1 項、2 項と著 17 条 1 項を合わせ読むと、法人は職務著作についての著作者人格権と著作権を有することになる。著 15 条 1 項、2 項は、著 17 条 1 項の例外ではなく著 2 条 1 項 2 号の例外を規定している点に注意する。

職務著作に該当するための要件は以下の四つである。

(a)法人の発意(ほつい)

(b)業務に従事する者

(c)職務上の作成

(d)法人名義での公表(プログラムの著作物については不要[330]、著 15 条 2 項)

例えば､電気製品に添付される取扱説明書は一般に著作物であると考えられる[331]。1)取扱説明書は法人の発意に基づいて作成され、2)実際に取扱説明書を作成するのはその法人の業務に従事する自然人であって、3)その自然人が取扱説明書を作成するために雇用されているのであれば職務上の作成であり、4)取扱説明書にはその自然人の氏名は記載されず法人名義で公表される。別段の定めを含めると五要件となるが、このような定めはないのが一般的であろう。従って、取扱説明書は職務著作の一つであるということができる。そして、法人が取扱説明書の著作者となり(著 15 条 1 項)、その取扱説明書についての著作者人格権と著作権をもつということになる(著 17 条 1 項)。

---

330 組込ソフト、他社プログラムへのモジュール提供、ドライバ、ミドルウエア等にあっては、法人名義での公表を伴わないことも多い。

331 著作物性に関する三要件を充たす必要はある。

②著作者人格権の法人帰属

財産権たる著作権については著作者たる自然人から法人へ譲渡されることも一般的に行われているが、法人が著作者人格権の主体になることについては違和感があるかもしれない。法人は心魂を有しないので人格権の主体にはそぐわないと思われるのである。法人に著作者人格権が帰属することを否定する論者も存在する[332]。しかし、法人が著作者人格権の主体になることに問題はないと考えられる。著作者人格権は著作者の感情を保護するというよりも著作者の社会的評価を保護するという性格が強い。そして、民法の不法行為法は法人の名誉も保護の対象とするのである。そうすると、法人が著作者人格権の主体になることも肯定できる。とりわけ、法人名義での公表が職務著作の要件の一つとなっているのであるから、法人の名誉や責任がその著作物に付着しているのである。そうであれば、著作者人格権もその法人に帰属させるべきである。

③職務著作制度の趣旨

職務著作制度の趣旨として、権利処理の円滑化のための必要性が挙げられる。仮に個々の従業者が著作者であるとすると、職務著作の作成には多くの従業者が関与しているのが通常であるから共同著作となる。その場合、著作者人格権をそれぞれの従業者がもち、著作権は共有の状態となるから、その権利処理は大変に煩瑣なものとなる。例えば、法人がその職務著作を複製しようとすると、それぞれの従業者から許諾を得なければならないこととなる。また、第三者がその職務著作を利用しようとしても、その法人の外部からは著作権者が誰なのかが見えない。法人名義で公表されているから、実際にその職務著作を作成した個々の著作者が誰なのかが分からないからである。法人が権利をもっていれば、このような不都合は発生しない。このように、法人の内部の権利処理の問題も法人の外部から職務著作を利用しようとする場合の問題も、その法人に著作者人格権と著作権を帰属させることで解決するのである。加えて、法人による投資の保護の必要性が挙げられる。特許法における職務発明制度と同様の趣旨である。職務著作の作成には研究開発ほどの巨額の投資は必要ないかもしれないが、そうであっても保護に値する投資がなされていることは看過できない。さらに、職務著作であってもプログラムの著作物やデータベースの著作物には大きな投資がなされているであろう。

一方、職務著作は個性を失った従業者の創作であるから、著作者人格権と著作権を法人に帰属させることにも許容性がある。そもそも法人の発意に基づく創作であるし、従業者が職務として作成するものであるから個々の従業者による個性の発露の程度は低いということができる。

[332] 田村善之『知的財産法第 5 版』(有斐閣 2010 年)495 頁。

職務著作
　著作者＝法人等
　　①著作者人格権
　　②著作権

§映画の著作物

①映画の著作物

　創作者主義のもう一つの例外は映画の著作物の著作者と著作権者についてである。まず、前提として映画の著作物とは何かを確認する。劇場で上映される映画は当然に映画の著作物に含まれるがこれに限られない。

> 著 2 条 3 項　この法律にいう「映画の著作物」には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的効果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むものとする。

著 2 条 3 項は追加的定義規定であるが、映画の著作物には映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的効果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むと規定されている。要するに、動画作品はほとんどすべて映画の著作物に含まれるということになる。ゲームソフトも映像が動くので映画の著作物に含まれる[333]。

②映画の著作物の著作者と著作権者

　映画の著作物については、著 16 条と著 29 条 1 項に特別な規定がおかれている。

> 著 16 条　映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

> 著 29 条 1 項　映画の著作物（第十五条第一項、次項又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。

著 16 条は映画の著作物の著作者について、著 29 条 1 項には映画の著作物の著作権者について規定されている。

　著 16 条によれば、映画の著作物の著作者はその映画の著作物の全体的形成に寄

[333] オセロや将棋等のボードゲームをコンピュータ又はゲーム機で実現するゲームソフトについては判断が難しいかもしれない。RPG(Role Playing Game)は問題なく映画の著作物として取り扱われている。

与した者である。例えば、制作者(プロデューサ)、監督、撮影監督、美術監督、音響監督、特撮監督等である。出演者である俳優・女優は映画の著作物の著作者ではない[334]。映画の著作物の全体的形成に寄与していない者も著作者ではない。例えば、特定のシーンにおけるカメラマン、美術助手、録音技師等はその映画の著作物の全体的形成に寄与していないから著作者たりえない。すなわち、実演家(俳優・女優)と部分的寄与者(スタッフ)は除外されるのである。

また、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者もその映画の著作物の著作者ではない。但し、例えば映画の著作物の基となった小説の著作者が、その映画の著作物について一切の権利を持たないかというとそうではない。詳細は後述する[335]。

なお、著 16 条に記載の「制作」は「製作」ではない点に留意する。「制作」はプロデュースを意味する。他方、著 29 条に記載の「製作」は資金を投じて映画作品を作り上げることである。従って、「制作者」はプロデューサのことであり自然人である。一方、「製作者」は映画会社等の法人である。

映画の著作物の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する(著 29 条 1 項)。映画製作者(映画会社)と各著作者(プロデューサ等)は映画の製作に参加する旨の契約を結ぶのが常であろうから、通常、参加約束の要件は充たされる。従って、映画製作者が著作権をもつこととなる。著 29 条の規定がなければ、著 16 条で規定された複数の著作者が著作権を共有することになるが、そうすると権利処理が大変煩瑣となる。例えば、映画の DVD を販売(二次利用)しようとすると、すべての著作者の許諾を得なければならないこととなる。著作権者が映画製作者に一本化されていれば、ワンストップで契約を結ぶことができる。但し、著作者人格権は各著作者に残る。

著 29 条の趣旨は、円滑な権利処理の必要性にある。この点は、職務著作と同様の趣旨である。一方、許容性の観点は職務著作とは異なる。すなわち、職務著作は個性を失った従業者の創作であるから、著作者人格権と著作権を法人に帰属させることにも許容性があった。これに対して映画の著作物は、プロデューサや監督等、個性ある多数者の創作であるから、これらの著作者の誰か一人に著作権を帰属させることは公平性を欠く。従って、映画製作者に映画の著作物の著作権を帰属させることとした。

なお、我が国においては、複数の企業等が映画製作者としての製作委員会[336]を結成する場合が多い。

---

334 出演者である俳優・女優は著作隣接権者として保護される。
335 一言でいうと、著 28 条に基づいて上映権を行使することができる。
336 民法上のいわゆる任意組合、民 667 条以下。典型契約の一つ。

東京地判平成 13 年 3 月 25 日判タ 1088 号 268 頁〔宇宙戦艦ヤマト事件〕[337]

被告の寄与に関する結論
以上の事実を総合すると，被告は，本件著作物 1 について，本件企画書の作成から，映画の完成に至るまでの全製作過程に関与し，具体的かつ詳細な指示をして，最終決定をしているのであって，本件著作物の全体的形成に創作的に寄与したといえる。
原告の寄与に関する結論
以上認定した事実によれば，原告は，本件著作物 1 の製作について，設定デザイン，美術，キャラクターデザインの一部の作成に関与したけれども，原告の関与は，被告の製作意図を忠実に反映したものであって，本件著作物の製作過程を統轄し，細部に亘って製作スタッフに対し指示や指導をしたというものではないから，原告は，本件著作物 1 の全体的形成に創作的に寄与したということはできない。

図 63　東京地判平成 13 年 3 月 25 日判タ 1088 号 268 頁〔宇宙戦艦ヤマト事件〕[338]

§まとめ

表 22　著作権の主体

	著作者	著作権者
原則	創作者 (著 2 条 1 項 2 号)	創作者(譲渡可) (著 17 条 1 項、著 61 条 1 項)
映画の著作物	創作者 (著 16 条)	法人(映画製作者) (著 29 条 1 項)
職務著作	法人 (著 15 条 1 項)	法人 (著 15 条 1 項)

[337] 原告は漫画家の松本零士氏、被告はプロデューサーの西崎義展氏。
[338] バンダイビジュアルホームページより。

§共同著作物

著 2 条 1 項 12 号　共同著作物　二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

共同著作物の要件は、1)創作過程(process)の共同性と 2)創作結果(result)の分離不可能性である。

①創作過程の共同性

相互依存関係があることが前提である。互いに影響を及ぼしあって一つの作品ができあがっていることである。共同著作物における創作過程の共同性の観点から、似て非なる概念として集合著作物と二次的著作物がある。集合著作物の例として論文集が挙げられる。著名な先生の還暦記念論文集、古希記念論文集等がある。弟子が集まって論文を寄稿するわけであるが、それぞれの論文には依存関係がない。一つの書物に編集されて出版されるに過ぎない。従って、執筆の過程に相互依存関係はない[339]。また、二次的著作物の例として小説を基にした脚本が挙げられる。このとき、脚本は小説を原著作物とする二次的著作物である。もともとの作品を翻案(アレンジ)してできあがった作品が二次的著作物である。脚本を原著作物とした舞台や映画も二次的著作物である。二次的著作物は片面依存関係がある。すなわち、二次的著作物は原著作物に対して依存関係があるが、原著作物は二次的著作物に対して依存関係がないのである。まとめると、集合著作物は依存関係のない著作物の集合であり、二次的著作物は原著作物に対して片面依存関係があり、共同著作物は相互依存関係がある。

創作過程の共同性
集合著作物　：依存関係を有しない著作物の集合
二次的著作物：片面依存関係を有する著作物
小説　⇒　脚本　⇒　舞台・映画
共同著作物　：相互依存関係を有する著作物

②創作結果の分離不可能性

例えば、推理小説家のエラリー・クイーン、漫画家の藤子不二雄[340]はそれぞれ二人の人間である。このようにして作られた小説や漫画を分離して利用することはできない。共同著作物における創作結果の分離不可能性の観点から、似て非なる概念として結合著作物がある。結合著作物の典型例は歌詞と楽曲である。歌詞

339 さらに卑近な例でいえば、卒業文集等が挙げられる。
340 エラリー・クイーンの代表作は『Y の悲劇』(1932 年)、藤子不二雄の代表作は『ドラえもん』。

については作詞家が、楽曲については作曲家が、それぞれ著作権をもっている。結合して利用される場合が多いが、分離して利用することも可能である。

創作結果の分離不可能性
結合著作物：分離可能
歌詞と楽曲
共同著作物：分離不可能

③効果
(a)権利行使(利用許諾)

著 64 条　共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ、行使することができない。
２　共同著作物の各著作者は、信義に反して前項の合意の成立を妨げることができない。
３　共同著作物の著作者は、そのうちからその著作者人格権を代表して行使する者を定めることができる。
４　前項の権利を代表して行使する者の代表権に加えられた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

著 65 条　共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（以下この条において「共有著作権」という。）については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。
２　共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。
３　前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。
４　前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。

著 64 条は共同著作物の著作者人格権に関する規定であり、著 65 条は共同著作物の著作権その他共有に係る著作権に関する規定である。第三者に共同著作物の利用を許諾する場合は、共有者全員の合意が必要である[341]。代表者を定めることはできるが､代表権に加えられた制限は善意の第三者に対抗することができない。

[341] これに対して、特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない(特 73 条 3 項)。なお、「合意」は全員の意思が一致することであり、「同意」は一方の意思を他方が肯定することである。

(b)権利行使(差止・損害賠償請求)

> 著 117 条　共同著作物の各著作者又は各著作権者は、他の著作者又は他の著作権者の同意を得ないで、第百十二条の規定による請求又はその著作権の侵害に係る自己の持分に対する損害の賠償の請求若しくは自己の持分に応じた不当利得の返還の請求をすることができる。
> ２　　前項の規定は、共有に係る著作権又は著作隣接権の侵害について準用する。

「第百十二条の規定による請求」とは差止請求のことである。共有者全員に利益のある保存行為[342]であるから、共有者の一人が単独でなすことができる。民法の共有の規定と同様である。

(c)権利処分(持分譲渡・質権設定)

> 著 65 条　共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（以下この条において「共有著作権」という。）については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。
> ２　　共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。
> ３　　前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。
> ４　　前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。

他の共有者の同意が必要である。

> **共同著作物**
> **権利行使(利用許諾)　：共有者全員の合意**[343]
> **権利行使(差止・損害賠償請求)：単独で可**
> **権利処分(持分譲渡・質権設定)：他の共有者の同意**[344]

§電車男

> 『電車男』（でんしゃおとこ）は、インターネットの電子掲示板である 2 ちゃんねるへの書き込みを基にしたラブストーリー（恋愛小説）。名称は、投稿した人物のハンドルネームに由来する。ネットで生まれた感動の物語として単行本化されてベストセラーになり、漫画・映画・テレビドラマ・舞台にもなる。ネット発の純愛ストーリーとして世間でも話題を得た。（Wikipedia）

342 財産の現状を維持する行為をいう。
343 「合意」とは意思の一致をいう。
344 「同意」とは一方の意思を他方が肯定することをいう。

著 2 条 1 項 12 号　共同著作物　二人以上の者が共同して創作した著作物であつて、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。

著 65 条 2 項　共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。

著 67 条 1 項　公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連絡することができないときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

ただし、これらの規定は不特定多数の匿名の著作者を想定していない。新潮社から『電車男』が発売されたのは 2004 年、これに先立つ 2002 年(平成 14 年)には以下の裁判例がある。

東京高判平成 14 年 4 月 15 日判時 1792 号 129 頁〔ホテル・ジャンキーズ事件〕

ホームページ上の掲示板に文章を書き込んだ原告らが、同文章の一部を複製（転載）して書籍を作成し、これを出版等した被告らに対し、被告らの同行為は、上記文章についての原告らの有する著作権を侵害するとして、書籍の出版等の差止と損害賠償金の支払等を求めた事案において、匿名による著作物の公表であっても、著作物性を肯定する妨げにはならず、インターネットにおける掲示板上に書き込んだ投稿文章であっても、著作物性の成否に関する判断基準に何ら消長を来すものではないとして、原告各記述部分において創作性が否定される部分を除き著作物性が認められるとした事例。（LEX/DB インターネット）

新潮社から発売された『電車男』の著作権に関する記載は以下のとおりである。

中野独人とは、「インターネットの掲示板に集う独身の人たち」という意味の架空の名前です。
この著作権表示は本全体のコピーライトであり、匿名投稿の著作権を一切制限するものではありません。本書の出版権は２ちゃんねるの許諾により（株）新潮社が保有しておりますが同様です。２ちゃんねる上における各投稿者の著作権自体は放棄されていませんが、一次著作者の特定及び証明が困難であること、ネット上の匿名共有リソースであり、基本的に連絡先不明の投稿であることから、著作隣接権者である２ちゃんねるに許諾を得ることで使用しています。また、２ちゃんねるでは、クッキーにおいて引用・転載の可能性について予め承諾をとっております。
以上により勝手ながら原投稿者の方には、無償転載をご了承いただきたく存じます。また過去ログを本書に掲載するにあたり、誤字・脱字等趣旨を変えない範囲で編集をした個所がございますが、予めご容赦ください。中野独人『電車男』（新潮社、2004 年）

正当性について、
①２ちゃんねるの許諾
ただし、２チャンネルは著作権者でもなければ著作隣接権者でもない。著作隣接権者とは、実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者をいう(著 89 条)。
②著作者の特定及び証明の困難性
ただし、手続的には文化庁長官の裁定(著 67 条 1 項)が必要ではなかろうか。
③引用・転載に関する事前承諾
そうすると、正当性はこの点に求めざるを得ない。ちなみに、２ちゃんねるの書込規約は、

> ・投稿者は、投稿された内容について、掲示板運営者がコピー、保存、引用、転載等の利用することを許諾します。また、掲示板運営者に対して、著作者人格権を一切行使しないことを承諾します。（一部抜粋）

から、

> ・投稿者は、投稿された内容及びこれに含まれる知的財産権、（著作権法第 21 条ないし第 28 条に規定される権利も含む）その他の権利につき、掲示板運営者及びその指定する者に対し、 これらを日本国内外において無償で非独占的に利用する一切の権利（第三者に対して再許諾する権利を含みます。）を許諾することを承諾します。
> ・投稿者は、掲示板運営者に対して、著作者人格権を一切行使しないことを承諾します。（一部抜粋）

に変更されている。また、『電車男』を基にした漫画、映画、テレビドラマ、舞台には、さらに複雑な問題が含まれていよう。

第 4 節　著作権の侵害

§著作権の性質

著作権の性質として以下の四点を理解する。

①支分権の束(bundle of rights)
著作権という単独の権利は存在しない。個々の権利(支分権)の束が著作権である。従って、著作権は各支分権の包括的概念である。

②対世権
著作権には対世的な効力がある。すなわち、物権的である。著作物を有体物になぞらえて物権的な効力を与えたのが著作権であるともいえる。

③禁止権(排他的権利、消極的権利)
他人の利用を禁止する、他人を排除する、消極的な権利である、いずれも同じ意味である。すなわち、他人の行為を制約する権利である。物権の妨害排除請求権と同様に他人の行為を差し止めることができる。これに対して、不法行為法では他人の行為を禁止することはできず[345]、行為の代償として金銭の支払を求めることができるに過ぎない。

④財産権
著作者人格権はその名の通り人格権であるが、著作権は財産権である。著作権法という法律の名称はややミスリーディングであって、著作権法は人格権である著作者人格権と財産権である著作権の両方を保護する法律である[346]。著作者人格権と著作権をあわせて著作者の権利とよぶ(著 17 条)。

著作権の性質	
①支分権の束	著作権は 15 の支分権から構成される。
②対世権	誰に対しても行使することができる。
③禁止権	やめさせることができる。
④財産権	お金に換えることができる。

[345] 環境権等、不法行為に基づく差止請求権が認められているものも例外的に存在する。
[346] さらに、出版権と著作隣接権も規定されている。

§著作権の種類

著作権を構成する各支分権は大きく四つに分類することができる。

①有形的再製
著作物の有形的再製に関する権利である。この分類に属する支分権は複製権(著 21 条)のみである。

②公の提示[347]
著作物の公の提示に関する権利である。この分類に属する支分権は上演権・演奏権(著 22 条)、上映権(著 22 条の 2)、公衆送信権(著 23 条 1 項)、伝達権(著 23 条 2 項)、口述権(著 24 条)、展示権(著 25 条)である。

③複製物の提供[348]
著作物の複製物の提供(流通)に関する権利である。提示と提供は著作権法上、明確に区別される。この分類に属する支分権は頒布権(著 26 条)、譲渡権(著 26 条の 2)、貸与権(著 26 条の 3)である。

④二次的著作物の作成と利用
原著作物の二次的著作物の作成と利用に関する権利である。この分類に属する支分権は二次的著作物の作成に関する著 27 条と二次的著作物の利用に関する著 28 条である。厳密にいうと著 28 条は支分権に関する規定ではないが、ここでは支分権の一つとして取り扱うこととする。

著作権の種類
①有形的再製
②公の提示
③複製物の提供
④二次的著作物の作成と利用

§有形的再製－複製権－

最も重要な支分権である。歴史的には複製権しか存在しなかった時代が長く続いた。著作権法はもともとイギリスにおける出版業界の業法であったからである。出版業界のルールであるから、当初は複製権しか存在しなかったわけである。その後、技術の進歩に伴ってその他の権利が著作権法に付け加えられていった。

[347] 見せ聞かせること。物の移転を伴わない。
[348] 物の移転を伴う。

複製とは有形的再製をいう。「有形的」とは有体物へ固定することである。

> 著 2 条 1 項 15 号
> 複製　印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。
> イ　脚本その他これに類する演劇用の著作物　当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画すること。
> ロ　建築の著作物　建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。

> 著 21 条　著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

例えば、コピー機によって書籍をコピーすることは有形的再生に当たる。コピー用紙(有体物)に書籍の内容である情報(無体物である著作物)が固定されるからである。紙に固定することによって読むことができる。しかし、有形的再製は必ずしも可読性を要しない。例えば、CD-R に情報を書き込んだとしても有形的再製(複製)に該当する。CD-R そのものから人間が情報を読み取ることはできないが、コンピュータで読み取りが可能であれば、そこに情報が固定されていることに変わりはない。音楽 CD に記録された音楽をコンピュータのハードディスクにコピーすることも、MD にコピーすることも複製に該当する。但し、私的使用であれば複製権の行使は制限される。詳細は後述する。

また、わずかな改変を伴った複製も複製に該当する。しかし、新たな創作性が付加されれば、それは複製とはいえない。翻案(アレンジ)が加わると新たな著作物(二次的著作物)となる。従って、複製権の侵害とはならないが、翻案権の侵害となる。著作権者に許諾を得ることなく小説を基に脚本を書くと翻案権侵害となる。要するに、改変のない複製やわずかな改変を伴う複製は複製である。新たな創作性が付加されれば、それは翻案である。さらに改変が進めば独立した新たな著作物が創作されたと考えられるので著作権侵害すら構成しない。複製や翻案はそれぞれ複製権や翻案権の侵害になる。しかし、それ以上の改変は適法になるのである。

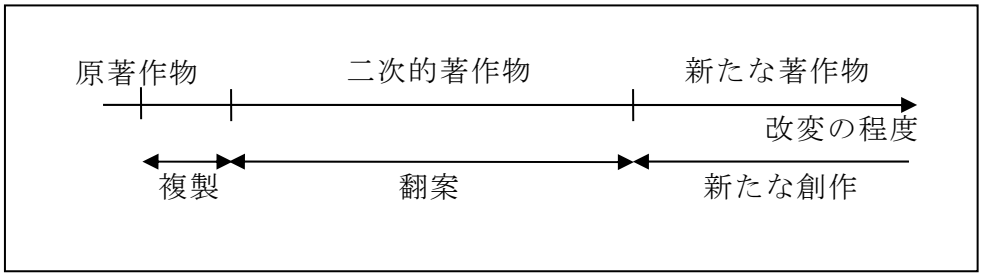

図 64　複製・翻案と新たな創作

複製権の侵害となるのは、複製物を反復して利用する可能性のある場合に限られる。例えば、他人の著作物を砂浜に書いたとしても波に洗われて消えてしまうので複製には該当しない。一定の期間、永続的に存続するものだけが複製権の侵害になる。瞬間的な複製は複製権侵害を構成しない。また、繰り返し利用することがなければ複製権侵害にはならない。例えば、コンピュータに搭載されるRAM(Random Access Memory)への蓄積がある。

東京地判平成 12 年 5 月 16 日判時 1751 号 128 頁〔スターデジオ事件〕[349]

本件番組における音楽データが受信チューナーのＲＡＭに蓄積される過程は、前記第二、一４記載のとおりであり、右蓄積が前記のような一般的なコンピュータのＲＡＭにおけるデータ等の蓄積と同様に一時的・過渡的なものであることは明らかであるから、本件番組において受信された本件各音源を受信チューナーのＲＡＭに蓄積する行為は、著作権法上の「複製」には該当せず、したがって、原告らが有する本件各レコードについてのレコード製作者としての複製権を侵害するものではない。

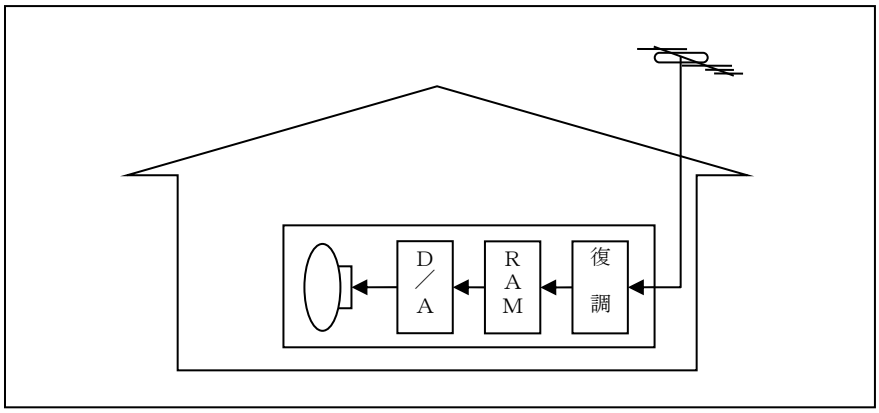

図 65　東京地判平成 12 年 5 月 16 日判時 1751 号 128 頁〔スターデジオ事件〕

複製＝有形的再製
一時的・過渡的なものを除く。

[349] プログラムが提供されており、放送には曲間が設けられており DJ はなかった。

§公の提示－上演権、演奏権、上映権、口述権、展示権－

①上演権、演奏権、上映権、口述権と公衆

これらの支分権についても、著 2 条 1 項 16 号～18 号に定義規定がおかれている。

> 著 2 条 1 項 16 号～18 号
> 十六　上演　演奏（歌唱を含む。以下同じ。）以外の方法により著作物を演ずることをいう。
> 十七　上映　著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴つて映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。
> 十八　口述　朗読その他の方法により著作物を口頭で伝達すること（実演に該当するものを除く。）をいう。

> 著 22 条　著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

> 著 22 条の 2　著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。

> 著 24 条　著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。

映画館で映画を上映する行為は、当然、著 22 条の 2 の上映に該当する。これに対して、個人の家でプロジェクターを使って映画を上映する行為は、「公に」ではないので著 22 条の 2 の上映に該当しない。「公に」については著 22 条の中に定義がおかれている。すなわち、「公に」とは、「公衆に直接見せ又は聞かせることを目的と」することである。上演、演奏、上映、口述のいずれについても公に行うことが、それぞれの権利の侵害となる。ここで、「公衆」とは不特定の者及び特定かつ多数の者[350]である。逆にいうと、「公衆」に該当しないのは、特定かつ少数の者だけである。

表 23　「公衆」

公衆	特定	不特定
多数	○	○
少数	×	○

[350] 例えば、大阪工業大学の学生、会社の社員、同窓会の会員等。なお、特定か不特定かは、多少の条件は付加されるとしても誰でも参加できるか否かが基準となる。金銭の支払や契約等とは無関係である。

著 2 条 5 項　この法律にいう「公衆」には、特定かつ多数の者を含むものとする。

ストリートミュージシャンは公に演奏していることになる。聴衆が不特定であるからである。少数であったとしても、不特定であれば公衆に該当する[351]。家族や少数の友人に演奏を聞かせることは、聴衆が特定かつ少数の者であるから公には該当しない。

名古屋地判平成 15 年 2 月 7 日平成 14 年(ワ)第 2148 号〔社交ダンス教室事件〕

このような受講生に対する社交ダンス指導に不可欠な音楽著作物の再生は，組織的，継続的に行われるものであるから，社会通念上，不特定かつ多数の者に対するもの，すなわち，公衆に対するものと評価するのが相当である。

口述の典型例は朗読会である。上演は身体的なパフォーマンスである。なお、演奏は歌唱を含む(著 2 条 1 項 16 号)。上映は、映画の上映には限られない。例えば、静止画のスライドショーも上映に含まれる。プロジェクターを使って行われる、プレゼンソフトによるプレゼンテーションも上映に含まれる。

②非営利、無料、無報酬の上演、演奏、上映、口述

著 38 条 1 項　公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

非営利、無料、無報酬の上演、演奏、上映、口述については、権利の行使が制限されている(違法性阻却事由)。従って、ストリートミュージシャンが他人の楽曲をカバーして演奏したとしても、非営利、無料、無報酬であれば著作権侵害を構成しない。但し、聴衆から金銭を受けると、その金額にもよるが、違法性阻却事由の要件である非営利、無料との要件が充たされず著作権侵害に問われる可能性がる。また、学園祭における映画の上映は、非営利、無料、無報酬であるから著作権侵害を構成しない。

上演権、演奏権、上映権、口述権
①公衆：不特定の者及び特定かつ多数の者
②違法性阻却事由：非営利、無料、無報酬

[351] 非営利かつ無料であれば違法性が阻却されることにつき後述のとおりである。

③展示権

> 著 25 条　著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

この規定ぶりから、美術の著作物を著作者から適法に購入した所有者であってもその美術の著作物を公に展示することはできないように読めるが権利制限規定(著 45 条)がおかれている。

§公の提示－公衆送信権、伝達権－

①公衆送信権

公衆送信権は、テレビやラジオの放送、ケーブルテレビ等の有線放送、インターネット配信(自動公衆送信)等に関する支分権である。放送権や自動公衆送信権という権利は存在しない。放送行為や有線放送行為や自動公衆送信行為が公衆送信権を侵害する場合があるということであって、放送権や自動公衆送信権という権利は存在しないのである[352]。一部の教科書等には誤った記載のものもあるので注意が必要である。

> 著 23 条 1 項　著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

> 著 2 条 1 項 7 号の 2　公衆送信　公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。

公衆送信は、放送・有線放送・自動公衆送信を含む。公衆によって直接受信されることを目的とするので、特定少数の者に送信される電子メールやファックス等は含まれない[353]。

> 著 2 条 1 項 8 号　放送　公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいう。

> 著 2 条 1 項 9 号の 2　有線放送　公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。

[352] 過去には放送権という権利が存在したが、現在では公衆送信権に一本化されている。
[353] 但し、電話やファックスによる自動応答サービスは自動公衆送信に該当する可能性がある。また、メールマガジンは不特定多数の者によって直接受信されることを目的とするので公衆送信に該当する可能性がある。

著 2 条 1 項 9 号の 4　自動公衆送信　公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの（放送又は有線放送に該当するものを除く。）をいう。

自動公衆送信の例として、公衆による閲覧請求によってコンピュータの画面を構成する情報が自動的に送信されるインターネット上のホームページが挙げられる。ビデオオンデマンドサービスも自動公衆送信に含まれる。

著 2 条 1 項 9 号の 5　送信可能化　次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう。
イ　公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。
ロ　その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続（配線、自動公衆送信装置の始動、送受信用プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。）を行うこと。

テレビ局やラジオ局が他人の著作物を無断で放送すると公衆送信権の侵害となる。現実には、JASRAC[354]に包括的に著作物の利用料を支払っている。

他人の撮影した写真を無断で自身のブログやホームページに掲載すると公衆送信権の侵害となる[355]。これは自動公衆送信行為である。サーバーへのアップロードは、他人の著作物である写真をサーバーの記録媒体という有体物に固定する行為であるから複製権の侵害に該当する。従って、サーバーへアップロードする行為そのものも違法である。それに加えて、第三者からサーバーへのアクセスがあると、サーバーは第三者のパソコンに対して他人の著作物である写真を含む情報を送信する。これが自動公衆送信である。従って、他人の撮影した写真を無断で自身のブログやホームページに掲載すると二つの支分権を侵害することとなる。一つは複製権の侵害であり、もう一つは公衆送信権の侵害である。

なお、自動公衆送信は送信可能化を含むので(著 23 条 1 項)、第三者からサーバーへのアクセスが一度もなかったとしても、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に情報を記録するだけで(著 2 条 1 項 9 号の 5 のイ)、あるいは公衆送信用記録媒体に情報が記録されて

354 (社)日本音楽著作権協会。
355 著作者が著作物の利用条件を示す簡単な表示を著作物に付すことによって著作物の再利用の促進を図る国際的プロジェクトとしてクリエイティブ・コモンズがある。

いる自動公衆送信装置を公衆の用に供されている電気通信回線へ接続するだけで(著 2 条 1 項 9 号の 5 のロ)公衆送信権の侵害となる。

JCAST ニュース 2014 年 8 月 1 日「無断転載騒動の梅宮アンナ　『理解されない』と嘆き、ブログ削除、インスタ非公開に」
http://www.j-cast.com/2014/08/01212123.html

梅宮さんは 28 日、「画像。。引用の意味。。」と題したブログ記事を公開した。「時々、画像を他から引っ張って、自分の言葉と合体させて、皆にメッセージを贈る。。これは少し前からの私のやり方。。新しいメッセージ法です」と説明し、「自分の写真だけでは表現しきれず素敵な画像を見つけ引用する。。そして、何より伝えたいのは、世の中には、こんな素敵な絵や言葉があるんだよ！って言いたくてね。。。」と投稿の真意を語った。今回の画像は投稿共有サービス「Pinterest（ピンタレスト）」上で拾ってきたものだという。

イラストを描いた人物もツイッターやブログで、「全部の記事を削除しても井口病院（注：作者のこと）が心に受けたこの傷と怨みは死んでも消えないわ.....100 万匹のてんとうむしの卵が梅宮家の窓に産みおとされますように」「わたしも二次創作をしている以上あまり偉そうなことは言えないのですが勝手に人の絵を自分の使いやすいよう手を加えて自己の表現として使うのはどうかと思います。どうかと　というかこれはもう侮辱です」などと怒りをぶちまけた。

公衆送信権
①放送
②有線放送
③自動公衆送信

②伝達権

著 23 条 2 項　著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

公衆送信される著作物を、受信装置を用いて公に伝達する行為に関する支分権である。例えば、駅コンコースに設置される大型表示装置等をイメージされたい[356]。テレビ番組をテレビ局に無断で大型表示装置を用いて公に伝達すると伝達権の侵害となる。昭和 30 年代の街頭テレビ、空港やホテルのロビーに置かれているテレビ等でテレビ番組をテレビ局に無断で公に伝達すると伝達権の侵害となる。しかし、非営利、無料であれば権利の行使は制限される。

[356] 阪急電鉄梅田駅 1 階コンコースには大型表示装置「ビッグマン」が 2 台設置されている。

著 38 条 3 項　放送され、又は有線放送される著作物（放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。）は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。

それでは、定食屋に置かれたテレビはどうであろうか。非営利といえるであろうか。テレビ番組を公に伝達することについては対価を得ていないが、集客に利用しているということがいえる。これは「営利を目的と」している。従って、著 38 条 3 項前段には該当せず伝達権侵害を構成するが、通常の家庭用テレビを用いている場合には著 38 条 3 項後段によって違法性が阻却される。家庭用ラジオを用いてラジオ番組を流している場合も同様である。

伝達権
①公衆送信される著作物を受信装置を用いて公に伝達
②違法性阻却事由：非営利、無料、家庭用受信装置

§複製物の提供－頒布権、譲渡権、貸与権－

①頒布権、譲渡権、貸与権

複製物の流通をコントロールする支分権である。著作物は無体物であるが、その複製物は有体物である。著作物の「提示」に関する支分権、例えば、上映権には複製物が現れない。これに対して、複製行為によって発生した複製物の流通（「提供」）をコントロールするのが頒布権、譲渡権、貸与権である。

著 26 条 1 項　著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

著 2 条 1 項 19 号　頒布　有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする。

頒布とは要するに譲渡と貸与を含む概念である。頒布権は映画の著作物についてのみ与えられる。

著 26 条の 2 第 1 項　著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

著 26 条の 3　著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

映画の著作物以外の著作物の原作品又は複製物を譲渡する権利が譲渡権であり(著 26 条の 2)、映画の著作物以外の著作物の複製物を貸与する権利が貸与権である(著 26 条の 3)。

映画の著作物には譲渡権と貸与権からなる頒布権が与えられる一方、映画の著作物以外の著作物には譲渡権と貸与権がそれぞれ別個に与えられる。これは歴史的な経緯[357]に基づくものであり、独自の意味はない。立法論としては、著 26 条を削除して、映画の著作物も含めて著 26 条の 2、著 26 条の 3 で規定すれば足りるであろう。かつては譲渡権、貸与権は存在しなかったのである[358]。元々は映画の著作物に関する頒布権しか規定されていなかった。

頒布、譲渡、貸与のいずれも公衆への行為のみが侵害となる。譲渡権(著 26 条の 2)、貸与権(著 26 条の 3)にはそれぞれ「公衆に提供する」との記載があるが、頒布権(著 26 条)にはそのような記載はない。しかし、2 条 1 項 19 号の頒布の定義の中に「公衆に」との記載がある。従って、特定かつ少数の者に映画の著作物以外の著作物を譲渡や貸与しても譲渡権や貸与権の侵害には当たらない。また、映画の DVD を特定の友人に貸与することは頒布権の侵害とはならない。

映画の著作物　　：頒布権(譲渡する権利＋貸与する権利)
映画の著作物以外の著作物：譲渡権、貸与権

②消尽

そうすると古書店はどうであろうか。映画の著作物以外の著作物の複製物である古書を公衆に譲渡することは、譲渡権侵害に形式的には該当する。しかし、譲渡権は消尽[359]する。商品の自由な流通を保護する必要性があり、一方で権利者は第一拡布時に対価を獲得する機会があったのであるから権利が消尽するとすることも許容される。例えば、小説の文庫本を考える。小説家が著作権をもっている。出版社が書店に文庫本を販売する[360]。そして、書店が個人に文庫本を販売する。著作権者は、出版社が文庫本を書店に販売する際に十分な対価を得る機会があった。従って、その後の文庫本の流通にいちいち著作権者の許諾を要するとするのではなく、文庫本の自由な流通を確保すべきである。著作権法上は譲渡権が消尽

[357] 映画の配給制度においては、ロードショー館、二番館、三番館、名画座とフィルムの流通をコントロールする必要がある。デジタルシネマの普及により配給制度は終焉を迎えるかもしれない。
[358] 譲渡権(著 26 条の 2)、貸与権(著 26 条の 3)には枝番号が付されている点からも新たに設けられた規定であることが理解できるであろう。
[359] 消尽理論とは、知的財産権の付着した真正商品が権利者によって適法に市場におかれた場合に、当該商品への権利が既に使い尽くされたとして、その行使を阻む法理論である。
[360] 実際には取次と呼ばれる仲介業者が介在する。

したという説明になる。以上により、古書店による古書の譲渡行為は適法である。なお、中古音楽 CD の販売であれば古書の販売と同様に譲渡権が消尽しているのであり、中古映画 DVD であれば頒布権が消尽しているということになる。

> 著 26 条の 2 第 2 項 1 号　前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。
> 一　前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物

譲渡権の消尽については明文の規定(著 26 条の 2 第 2 項 1 号)がおかれている。権利制限規定が支分権の規定の第 2 項におかれているのである。他方、頒布権については消尽に関する規定がおかれていないので問題となる。中古ゲームソフトの販売が頒布権を侵害するか否かが問題となった。

> 最判平成 14 年 4 月 25 日民集 56 巻 4 号 808 頁〔中古ゲームソフト事件〕
>
> 上告人らが著作権を有する家庭用テレビゲーム機用ソフトウエアにつき、上告人らが被上告人らに対し、本件各ゲームソフトの中古品の頒布の差止め及び廃棄を請求した事案において、本件各ゲームソフトが「映画の著作物」に当るとした原審の判断を正当とした上で、公衆に提示することを目的としない家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物の譲渡については、市場における商品の円滑な流通を確保するなどの観点から、当該著作物の複製物を公衆に譲渡する権利は、いったん適法に譲渡されたことにより目的を達成したものとして消尽し、著作権の効力は再譲渡する行為には及ばないとした事例。(TKC)

ゲームソフトは映画の著作物である[361]。頒布権については消尽する旨の明文の規定は存在しないが、最高裁は映画の著作物の頒布権が消尽することを認めた。但し、劇場上映用のフィルムロールについては頒布権が消尽しない。映画 DVD やゲームソフト等のパッケージメディアの頒布権が消尽するのである[362]。

著 26 条は劇場上映用のフィルムロールを前提に設けられたという背景がある。著 26 条は映画の配給制度を保護する規定である。映画会社は劇場に対するフィルムロールの流通をコントロールする(配給制度)。そのため、頒布権には消尽の規定が設けられなかった。しかし、パッケージメディアは配給制度とは無関係である。そこで、最高裁はパッケージメディアについて頒布権の消尽を認めたのである。

なお、貸与権(著 26 条の 3)及び頒布権(著 26 条)を構成する貸与する権利は消尽しない。レンタルビデオ店が音楽 CD を貸し出すことは違法(貸与権の侵害)である。映画 DVD を貸し出すことも違法(頒布権を構成する貸与する権利の侵害)である。レンタルビデオ店は許諾を得て音楽 CD や映画 DVD やを貸し出しているので

[361] オセロゲーム等映像に創作性の認められないものを除く。
[362] より厳密には、頒布権を構成する譲渡する権利が消尽する。

ある。仮に真正商品を公衆に貸与することが適法であるとすると、真正商品の販売に多大な打撃を与えることになる。

映画の著作物
頒布権
譲渡する権利：パッケージメディアにつき消尽する。
貸与する権利：消尽しない。
映画の著作物以外の著作物
譲渡権：消尽する(著 26 条の 2 第 2 項 1 号)。
貸与権：消尽しない。

§二次的著作物の作成と利用－翻訳権、編曲権、変形権、翻案権－

①二次的著作物を作成する権利

著 27 条　著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

著 27 条は、翻訳権、編曲権、変形権、翻案権を規定する。翻案権には、脚色と映画化が例示されている。脚色権や映画化権といった権利は存在しない。いずれも翻案権に含まれる。

著 27 条に規定される四つの支分権は、二次的著作物を作成する権利である。例えば、翻訳は原作品のアレンジである。英語で書かれた小説を日本語に翻訳することを考える。誰が翻訳しても同じ日本語になるということはありえない。翻訳者の個性が現れるのが普通である。すなわち、新たな創作性が付加されているのである。従って、翻訳という行為は二次的著作物を作成する行為である。

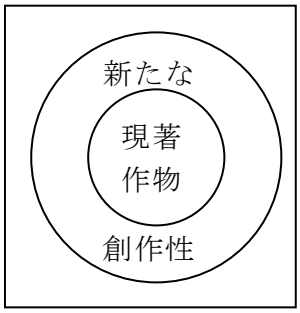

図 66　二次的著作物

原著作物に新たな創作性が加えられた著作物が二次的著作物である。

著 2 条 1 項 11 号　二次的著作物　著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう。

脚本は小説を原著作物とする二次的著作物である。また、映画は脚本を原著作物とする二次的著作物である。著作権法上は三次的著作物や四次的著作物という言い方をしない。二次的著作物に新たな創作性が加えられた著作物(上記の例であれば映画)であっても三次的著作物ではなく二次的著作物と呼ばれる。また、上記の例であれば、映画は小説を原著作物とする二次的著作物であるといっても間違いではない。映画は小説を原著作物とする二次的著作物であると同時に脚本を原著作物とする二次的著作物でもある。

但し、高度な創作性の付加は、独立した新たな著作物の創作であって、原著作物は新たな著作物の創作への示唆(インスピレーション)に過ぎない。従って、複製権はいうに及ばず翻案権の侵害すら構成しない。それでは、新たな著作物の創作行為(適法)と翻案権の侵害行為(違法)との限界はどこに存するのであろうか。

最判昭和 55 年 3 月 28 日民集 34 巻 3 号 244 頁〔パロディモンタージュ写真事件〕

なお、自己の著作物を創作するにあたり、他人の著作物を素材として利用することは勿論許されないことではないが、右他人の許諾なくして利用をすることが許されるのは、他人の著作物における表現形式上の本質的な特徴をそれ自体として直接感得させないような態様においてこれを利用する場合に限られるのであり、したがつて、上告人の同意がない限り、本件モンタージユ写真の作成にあたりなされた本件写真の前記改変利用をもつて正当とすることはできないし、また、例えば、本件写真部分とスノータイヤの写真とを合成した奇抜な表現形式の点に着目して本件モンタージユ写真に創作性を肯定し、本件モンタージユ写真を一個の著作物であるとみることができるとしても、本件モンタージユ写真のなかに本件写真の表現形式における本質的な特徴を直接感得することができること前記のとおりである以上、本件モンタージユ写真は本件写真をその表現形式に改変を加えて利用するものであつて、本件写真の同一性を害するものであるとするに妨げないものである。

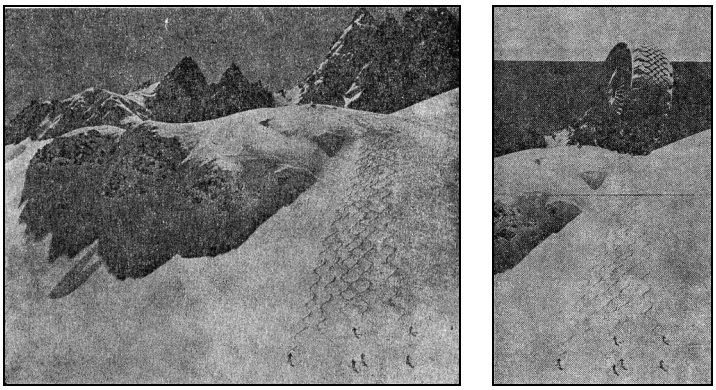

図 67　最判昭和 55 年 3 月 28 日民集 34 巻 3 号 244 頁〔パロディモンタージュ写真事件〕(本件写真(左)と本件モンタージュ写真(右))

最判平成 13 年 6 月 28 日民集 55 巻 4 号 837 頁〔江刺追分事件〕[363]

言語の著作物の翻案（著作権法２７条）とは，既存の著作物に依拠し，かつ，その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ，具体的表現に修正，増減，変更等を加えて，新たに思想又は感情を創作的に表現することにより，これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。そして，著作権法は，思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから（同法２条１項１号参照），既存の著作物に依拠して創作された著作物が，思想，感情若しくはアイデア，事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において，既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には，翻案には当たらないと解するのが相当である。

例えば、脚本を読んで小説の表現上の本質的な特徴が直接感得できる場合は、小説はその脚本を原著作物とする二次的著作物である。

なお、変形とは典型的には美術の著作物、例えば、彫刻の一部を変形させる行為等をいう。

翻案の判断基準：表現上の本質的な特徴が直接感得できるか否か

②二次的著作物の利用に関する権利

著 28 条　二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

X の著作物を Y が翻案して二次的著作物を作成し Z がこれを無断で複製したとする。そうすると、Y の翻案が無許諾であるときに X が Y に対して権利行使ができるのは当然であるが、X は Z の複製行為に対しても権利行使ができる。Y がもつのと同じ権利を X ももつからである。但し、著 28 条の規定がなくとも X は Z に対して権利行使ができる。なぜなら、Y が作成した二次的著作物は X の原著作物の表現上の本質的特徴を直接感得させるはずだからである。従って、これを複製した Z に対して X は権利行使ができる。著 28 条は確認的規定であるということができる。

ところで、展示権(著 25 条)は美術の著作物と写真の著作物にしか及ばない。X が詠んだ俳句を書道家である Y が書にしたためたとする。この書は美術の著作物であり、X の俳句を原著作物とする二次的著作物である。この書を無断で展示すると Y の展示権の侵害となる。

[363] NHK「ほっかいどうスペシャル」のナレーションが言語の著作物であるノンフィクション書籍の表現に類似するとされた事案である。結論は非侵害。

著 25 条　著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

それでは、X は Y の書を無断で展示した者に対して権利行使ができるであろうか。著 25 条からは X が権利行使できるとの帰結は導かれない。著 25 条には「著作者は」と記載されているからである。X は美術の著作物(Y の書)の著作者ではない。俳句は言語の著作物であり、書は美術の著作物である。そこで著 28 条がある。著 28 条によれば、X は Y が有するものと同一の種類の権利を専有する。従って、X は Y の書を無断で展示した者に対して展示権を行使することができるのである。このように、権利の種類を拡大するような適用に関しては、著 28 条は確認的規定ではなく、創設的規定であるということができる。

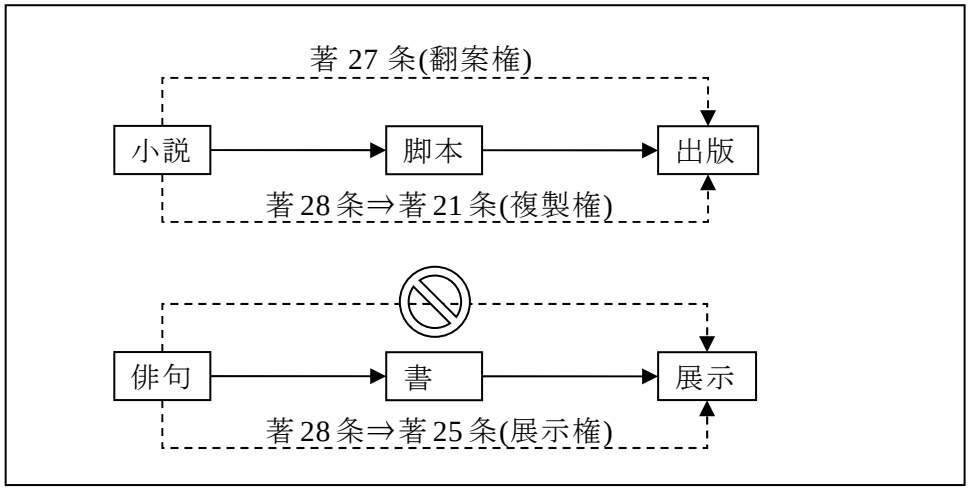

図 68　二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(著 28 条)

最判平成 13 年 10 月 25 日判時 1767 号 115 頁〔キャンディキャンディ事件〕

二次的著作物である本件連載漫画の利用に関し，原著作物の著作者である被上告人は本件連載漫画の著作者である上告人が有するものと同一の種類の権利を専有し，上告人の権利と被上告人の権利とが併存することになるのであるから，上告人の権利は上告人と被上告人の合意によらなければ行使することができないと解される。したがって，被上告人は，上告人が本件連載漫画の主人公キャンディを描いた本件原画を合意によることなく作成し，複製し，又は配布することの差止めを求めることができるというべきである。

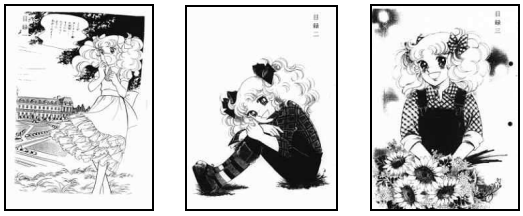

図 69　最判平成 13 年 10 月 25 日判時 1767 号 115 頁〔キャンディキャンディ事件〕

〔キャンディキャンディ事件〕最判は、原著作物の著作者の創作性が及ばない範囲(小説を基にした連載漫画の原画)についても原著作物の著作者の権利を認めた[364]。

二次的著作物の原著作者：
二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有

[364] 小説家である水木杏子氏は「キャンディキャンディ」続編の執筆を拒んだ。一方、漫画家であるいがらしゆみこ氏は、絵は自分のものであると主張した。マンガは絶版、小説は復刊、アニメの DVD 化はできなかった。理由はともあれ、一つの作品が世の中から消えてしまうのは悲しいことである。そういう意味では「ハイスコアガール」著作権問題の和解は喜ばしいニュースである。cnetJapan「スクエニと SNK プレイモア、『ハイスコアガール』著作権問題で和解--販売も継続」(2015 年 8 月 26 日)。
http://japan.cnet.com/news/society/35069461/

§著作者人格権の性質と種類

著作者人格権は、民法上の一般的人格権の一部であり(同質説)、著作権とは異なる権利である(二元説)。一般的人格権と同様に一身専属性がある(著 59 条)。但し、著作権者の死後も一定の保護を与える規定がある(著 60 条、116 条)。

> 著 59 条　著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。

> 著 60 条　著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

> 著 116 条 1 項　著作者又は実演家の死後においては、その遺族（死亡した著作者又は実演家の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。）は、当該著作者又は実演家について第六十条又は第百一条の三の規定[365]に違反する行為をする者又はするおそれがある者に対し第百十二条の請求[366]を、故意又は過失により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為又は第六十条若しくは第百一条の三の規定に違反する行為をした者に対し前条の請求をすることができる。

著作者人格権は、公表権(著 18 条)、氏名表示権(著 19 条)、同一性保持権(著 20 条)から構成され、みなし侵害に関する規定もおかれている(著 113 条 6 項)。

> 著 113 条 6 項　著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。

著作者人格権：譲渡不可、死後も一定の保護
①公表権(著 18 条)
②指名表示権(著 19 条)
③同一性保持権(著 20 条)

§公表権(著 18 条)

著作者がその著作物の無断での公表を禁止することができる権利である。無断での公表は、財産権である著作権(複製権、公衆送信権、口述権、展示権等)の侵

[365] 著 60 条は著作者が存しなくなった後における人格的利益の保護に関する規定であり、著 101 条の 3 は実演家の死後における人格的利益の保護に関する規定である。
[366] 著 112 条は差止請求権に関する規定である。

害をも構成する場合が多い。しかし、著作権が譲渡されると著作者と著作権者が分離するから、著作者に著作者人格権を留保することには意味がある。また、著作権は差止や損害賠償を請求することができる権利であって、著作者の精神面に係る著作者人格権とは明確に区別する必要がある。

> 著 18 条　著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。
> ２　　著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものと推定する。
> 一　　その著作物でまだ公表されていないものの著作権を譲渡した場合　当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。
> 二　　その美術の著作物又は写真の著作物でまだ公表されていないものの原作品を譲渡した場合　これらの著作物をその原作品による展示の方法で公衆に提示すること。
> 三　　第二十九条の規定によりその映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合　当該著作物をその著作権の行使により公衆に提供し、又は提示すること。
> (略)

公表権を行使することができるのは、1)未公表の著作物であって、2)公衆に提供又は提示する場合に限られる(著 18 条 1 項)。また、一定の場合には著作物の提供又は提示に同意したものと推定される(著 18 条 2 項)。

公表権(著 18 条)：未公表の著作物を公衆に提供し、又は提示する権利

§氏名表示権(著 19 条)

著作者がその著作物に実名又は変名を表示すること、あるいは表示しないことを決定できる権利である。著作物の原作品について常に認められる。二次的著作物の原著作物については、その二次的著作物を公衆に提供又は提示するときに認められる(著 19 条 1 項)。

但し、以下の場合には権利が及ばない。1)著作者が既に表示しているところに従って著作者名を表示する場合(著 19 条 2 項)、2)公正な慣行に基づいて著作者名の表示を省略する場合(著 19 条 3 項)、3) 行政機関情報公開法 、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供又は提示する場合(著 19 条 4 項)。

著 19 条　著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。その著作物を原著作物とする二次的著作物の公衆への提供又は提示に際しての原著作物の著作者名の表示についても、同様とする。
２　著作物を利用する者は、その著作者の別段の意思表示がない限り、その著作物につきすでに著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示することができる。
３　著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。
４　第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
一　行政機関情報公開法 、独立行政法人等情報公開法 又は情報公開条例の規定により行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。
二　行政機関情報公開法第六条第二項 の規定、独立行政法人等情報公開法第六条第二項 の規定又は情報公開条例の規定で行政機関情報公開法第六条第二項 の規定に相当するものにより行政機関の長、独立行政法人等又は地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるとき。

氏名表示権(著 19 条)：
著作物に実名又は変名を表示すること、あるいは表示しないことを決定できる権利

§同一性保持権(著 20 条)

①同一性保持権
著作者がその著作物の無断での改変を禁止することができる権利である(著 20 条 1 項)。無断での改変は翻案権や変形権を侵害する場合がほとんどであるが、前述のようにこれらの権利は財産権である。財産権と人格権は明確に区別して理解しなければならない。やむを得ない改変には権利が及ばない(著 20 条 2 項)。

著 20 条　著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。
２　　前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。
一　　第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの
二　　建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変
三　　特定の電子計算機においては利用し得ないプログラムの著作物を当該電子計算機において利用し得るようにするため、又はプログラムの著作物を電子計算機においてより効果的に利用し得るようにするために必要な改変
四　　前三号に掲げるもののほか、著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変

最判平成 13 年 2 月 13 日民集 55 巻 1 号 87 頁〔ときめきメモリアル事件〕

本件ゲームソフトの影像は，思想又は感情を創作的に表現したものであって，文芸，学術，美術又は音楽の範囲に属するものとして，著作権法２条１項１号にいう著作物ということができるものであるところ，前記事実関係の下においては，本件メモリーカードの使用は，本件ゲームソフトを改変し，被上告人の有する同一性保持権[367]を侵害するものと解するのが相当である。けだし、本件ゲームソフトにおけるパラメータは，それによって主人公の人物像を表現するものであり，その変化に応じてストーリーが展開されるものであるところ，本件メモリーカードの使用によって，本件ゲームソフトにおいて設定されたパラメータによって表現される主人公の人物像が改変されるとともに，その結果，本件ゲームソフトのストーリーが本来予定された範囲を超えて展開され，ストーリーの改変をもたらすことになるからである。

〔ときめきメモリアル事件〕最判は、表現を超えたストーリーまで保護する趣旨と解されるところ、最高裁の判示に疑問を呈する論者も多い。

なお、同一性保持権と翻案権の関係について、原著作物に示唆を得た独立した新たな著作物の創作に対しては同一性保持権も翻案権も及ばない。また、著作者が翻案について許諾した場合は、同一性保持権の行使はできない。著作者が翻案権を譲渡した場合も同様に解される。

②パロディ目的の改変

パロディ目的の改変について、著作者の許諾が得られないということは、まさに著作者の主観的名誉感情が害されているので、著作者の同一性保持権を保護すべきである。もっとも、パロディ目的の改変については、そもそも著作者の許諾を得ることが難しい。そこにパロディ芸術(批判精神文化)を保護する必要性も認められる。パロディの対象、素材の代替性が検討要素となろう。

[367] ゲームソフトは職務著作であるので、著作者人格権はゲームソフト会社が有する。

最判昭和 55 年 3 月 28 日民集 34 巻 3 号 224 頁〔パロディモンタージュ写真事件〕

被上告人が、著作者である上告人の同意を得ないで、いわゆるモンタージュ写真を作成、発表したことにつき、上告人が被上告人に対し、著作権及び著作者人格権侵害に基づく損害賠償及び謝罪広告の掲載を求めた事案の第一次上告審で、(略)本件モンタージュ写真の中に本件写真の表現形式における本質的な特徴を直接感得しうるのであるから、それを一個の著作物と見ることができるとしても、本件モンタージュ写真は本件写真の同一性保持権を侵害する改変であり、これを上記規定にいう引用ということもできないとして、原判決を破棄し、差戻した事例（補足意見あり）。(TKC)

同一性保持権(著 20 条)：
著作物の無断での改変を禁止することができる権利

§みなし侵害(113 条 6 項)

著作者の名誉声望を害する方法での著作物の利用は著作者人格権の侵害とみなされる。

著 113 条 6 項　著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。

たとえ同一性を保持していたとしても著作者人格権の侵害とみなされる。例えば、絵画の複製物をそのまま風俗店の看板に用いる行為は複製権の侵害であるとともに著作者人格権の侵害ともみなされる。既に公表されている絵画であれば公表権の侵害にはならず、著作者が既に表示しているところに従って著作者名を表示すれば氏名表示権の侵害にもならず、改変を加えなければ同一性保持権の侵害ともならない。すなわち、著作者人格権として明文で規定されている公表権、氏名表示権、同一性保持権のいずれの侵害にも該当しなくとも著作者人格権の侵害とみなされるのである。

著作者人格権のみなし侵害(著 113 条 6 項)：
著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為

§著作権の存続期間

公衆による表現の自由を保護するために著作権の存続期間[368]を制限する必要性がある。また、一定程度の期間に渡って著作権を与えれば創作への誘引として十分であるという許容性がある。客体が滅失しない限り存続する所有権、あるいは

[368] 保護対象と保護期間をあわせて保護範囲という。

更新によって永久に存続させることが可能な商標権とは異なる。

①原則

実名で公表された著作物について、著作権の存続期間の始期は創作時であり、終期は著作者の死亡の翌年から起算して 50 年経過後である(著 51 条、57 条)。我が国の著作権法は無方式主義を採用するから、著作権の発生についていかなる方式の履行も要しない(著 17 条 2 項)。

著作権の存続期間の終期を著作者の死亡の翌年から起算して 70 年経過後まで延ばす議論がされている[369]。アメリカからの圧力によるものである。現行著作権法は映画の著作物についてのみ公表後 70 年と規定している(著 54 条 1 項)。これもハリウッドの映画会社、具体的にはウォルト・ディズニー・カンパニーの圧力によるものであった。

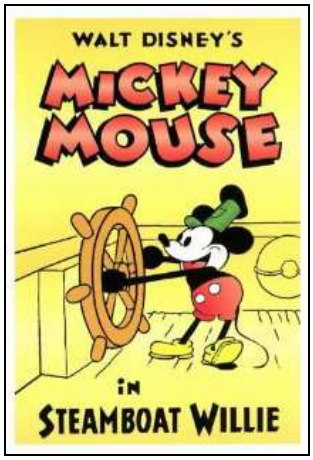

図 70　ミッキーマウスのデビュー作「蒸気船ウィリー」(1928 年)[370]

②例外

著作者の特定が困難な場合や著作権者が法人であって死亡を観念できない場合には､その著作物に関する著作権の存続期間の終期はその著作物の公表後 50 年とされる。この点に関する規定として、1)無名・変名の著作物に関する著 52 条、2)団体名義の著作物に関する著 53 条、3)映画の著作物に関する著 54 条がある。なお、写真の著作物に関する著 55 条は削除された。

また、継続的刊行物に係る著作権の存続期間の終期についても例外規定がおかれている(著 56 条)。

---

369 欧州では既に 70 年とされる。欧州連合理事会指令 93/98/EEC「欧州連合域内における著作権保護期間の調和に関する指令」(1993 年)。

370 我が国では 1980 年代末に著作権の存続期間の終期を迎えたとされる(公表後 50 年＋戦時加算)。米国では著作権の存続期間の終期は公表後 95 年なので 2023 年まで存続する。写真はインターネット・ムービー・データベースより。http://www.imdb.com/title/tt0019422/

著 56 条　第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第五十四条第一項の公表の時は、冊、号又は回を追つて公表する著作物については、毎冊、毎号又は毎回の公表の時によるものとし、一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、最終部分の公表の時によるものとする。
２　一部分ずつを逐次公表して完成する著作物については、継続すべき部分が直近の公表の時から三年を経過しても公表されないときは、すでに公表されたもののうちの最終の部分をもつて前項の最終部分とみなす。

継続的刊行物に継続的に掲載される著作物であっても冊、号又は回をもって完結する著作物(例えば、天声人語や一話完結の漫画等)は冊、号又は回を追つて公表する著作物に該当する。一方、冊、号又は回をもって完結しない著作物(連載小説、連載漫画等)は一部分ずつを逐次公表して完成する著作物に該当する。

著作権の存続期間

始期：著作物の創作の時(著 51 条)	
終期：(原則)	**著作者の死後 50 年(著 51 条)**
(無名又は変名かつ著作者不明の著作物)	**公表後 50 年(著 52 条)**
(団体名義の著作物)	**公表後 50 年(著 53 条)**
(映画の著作物)	**公表後 70 年(著 54 条)**

なお、自然人が創作した著作物の著作権が法人に譲渡された場合であっても、著作権は、著作者の死後 50 年をもって満了する。著作権を譲渡しても著作物を創作した者が著作者であることに変わりはないからである。

著 51 条 2 項　著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作者の死後（略）五十年を経過するまでの間、存続する。

著 53 条 1 項　法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年（略）を経過するまでの間、存続する。

§権利制限

著作権を制限する規定が著 30 条から 50 条におかれている。立法趣旨に基づいて分類すると、著作権を制限しても著作権者の被る打撃が少ないものと著作権者に一定の打撃はあるが公益的見地から著作権を制限すべきものに分けられる。

①著作権者の被る打撃が少ない権利制限

私的使用のための複製(著 30 条)、引用(著 32 条)、営利を目的としない上演等(著 38 条)が挙げられる。私的使用のための複製は私的であるがゆえに、引用は原則として著作物の一部に限られるがゆえに、営利を目的としない上映等は非営利で

あるがゆえに、いずれも著作権者の被る打撃は少ないといえる。

私的使用のための複製(著 30 条)
付随対象著作物の利用(著 30 条の 2)[371]
検討の過程における利用(著 30 条の 3)[372]
技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用(著 30 条の 4)[373]
引用(著 32 条)
営利を目的としない上演等(著 38 条)

②公益的見地から必要とされる権利制限

多数規定されているので以下に列挙する。

文化の発展
　図書館等における複製等(著 31 条)
学校教育
　教科用図書等への掲載(著 33 条)
　教科用拡大図書等の作成のための複製等(著 33 条の 2)
　学校教育番組の放送等(著 34 条)
　学校その他の教育機関における複製等(著 35 条)
　試験問題としての複製等(著 36 条)
障害者保護
　視覚障害者等のための複製等(著 37 条)
　聴覚障害者等のための複製等(著 37 条の 2)
言論・表現の自由
　時事問題に関する論説の転載等(著 39 条)
　政治上の演説等の利用(著 40 条)
　時事の事件の報道のための利用(著 41 条)
公務
　裁判手続等における複製(著 42 条)
　行政機関情報公開法等による開示のための利用(著 42 条の 2)
　公文書管理法等による保存等のための利用(著 42 条の 3)
　国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の
　収集のための複製(著 42 条の 4)
放送事業者の業務
　放送事業者等による一時的固定(著 44 条)
所有権との調整
　美術の著作物等の原作品の所有者による展示(著 45 条)
　公開の美術の著作物等の利用(著 46 条)[374]

---

[371] いわゆる写り込み。
[372] 著作権者不明等の場合における著作物の利用の裁定(著 67 条)等を受けるための検討の過程における利用。
[373] 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験。

美術の著作物等の展示に伴う複製(著 47 条)[375]
美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等(著 47 条の 2)[376]
プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等(著 47 条の 3)[377]
保守、修理等のための一時的複製(著 47 条の 4)[378]
インターネット利用との調整
送信の障害の防止等のための複製(著 47 条の 5)[379]
送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等(著 47 条の 6)[380]
情報解析のための複製等(著 47 条の 7)[381]
電子計算機における著作物の利用に伴う複製(著 47 条の 8)[382]
情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用(著 47 条の 9)[383]

公開の美術の著作物等の利用(著 46 条)に関する裁判例として〔働く自動車事件〕を挙げる。美術の著作物の原作品であるラッピングバスの写真を絵本に掲載した被告に対して著 46 条による権利制限を肯定した事例である。

東京地判平成 13 年 7 月 25 日判時 1758 号 137 頁〔働く自動車事件〕

法４６条柱書は，美術の著作物で「その原作品が街路，公園その他の一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所」に「恒常的に設置されているもの」は，所定の場合を除き，いずれの方法によるかを問わず，利用することができる旨を規定し，屋外の場所に恒常的に設置された美術の著作物について，一定の例外事由に当たらない限り公衆による自由利用を認めている。同規定の趣旨は，美術の著作物の原作品が，不特定多数の者が自由に見ることができるような屋外の場所に恒常的に設置された場合，仮に，当該著作物の利用に対して著作権に基づく権利主張を何らの制限なく認めることになると，一般人の行動の自由を過度に抑制することになって好ましくないこと，このような場合には，一般人による自由利用を許すのが社会的慣行に合致していること，さらに，多くは著作者の意思にも沿うと解して差し支えないこと等の点を総合考慮して，屋外の場所に恒常的に設置された美術の著作物については，一般人による利用を原則的に自由としたものといえる。

374 屋外の場所に恒常的に設置された美術の著作物の原作品又は建築の著作物に対する権利制限規定。一般人による風景撮影等の自由を確保する。
375 観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。
376 インターネットを介して美術の著作物又は写真の著作物を譲渡又は貸与しようとする場合にその著作物の画像をサーバーにアップロードする行為等。
377 インストール行為やバックアップ行為。
378 データの一時退避。退避したデータは修理後に削除することが前提である。
379 サーバーの二重化等。
380 検索エンジンによるサイト情報の収集等。
381 電子計算機を用いて文字、音声、映像等を統計的に解析する場合等。
382 ストリームデータのバッファリングや DVD 再生時のバッファリング等。
383 ファイル形式の変更、圧縮等。

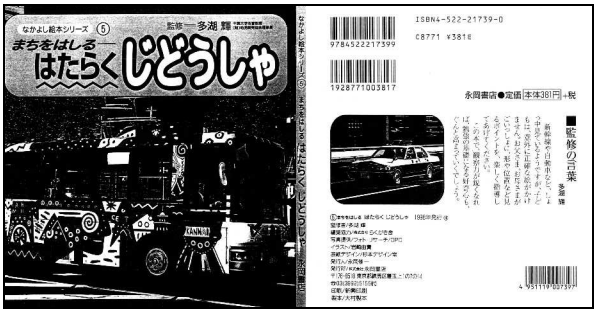

図 71　東京地判平成 13 年 7 月 25 日判時 1758 号 137 頁〔働く自動車事件〕

以下、私的使用のための複製(著 30 条)と引用(著 32 条)に絞って説明を加えることとする。

§私的使用のための複製

①私的使用のための複製

> 著 30 条 1 項　著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。
> 一　公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合
> 二　技術的保護手段の回避（第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変（記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。）を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元（著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。）を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。）により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになつた複製を、その事実を知りながら行う場合
> 三　著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

非常に重要な権利制限規定である。複製権を制限する規定であって、その他の権利を制限する規定ではない。但し、複製物を流通させる行為[384]や翻案する行為[385]

[384] 私的使用目的以外の目的で複製物を頒布又は公衆に提示すると複製を行ったものとみなされる(著 49 条 1 項 1 号)。
[385] 私的使用目的の複製が認められる場合には、翻訳、編曲、変形又は翻案も認められる(著 43 条

にも一部拡張的に認められている。立法趣旨については、1)立法当時の複製技術では質の高い複製物を得るのが困難であったから著作権者が被る打撃も少ないこと、2)私的使用目的の複製に対していちいち許諾を行っていては使用料収入よりも取引費用支出の方が高額になりかねないこと、3)個人のプライバシーへの配慮が挙げられる。

複製技術の進歩に伴い、今日では、三つの例外規定がおかれている。

公衆使用の自動複製機器(著 30 条 1 項 1 号)…但し、コンビニエンスストア等に設置されているコピー機[386]は当面例外とされている(附則 5 条の 2)。

技術的保護手段の回避(著 30 条 1 項 2 号)…技術的保護手段、いわゆるコピープロテクトを回避することにより可能となった複製を悪意で行うと権利制限規定の対象外となる[387]。

違法複製物の悪意ダウンロード(著 30 条 1 項 3 号)…違法にアップロードされた著作物であることを知りながらこれをダウンロードすることは、たとえ私的使用のための複製であっても複製権を侵害する[388]。

私的録音録画補償金(著 30 条 2 項)については後述する。

私的使用のための複製：
**　個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内**
例外
①公衆使用の自動複製機器(但し、コピー機を除く。)
②技術的保護手段の回避
③違法ダウンロード

②私的録音録画補償金(著 30 条 2 項)

デジタル録音録画機器[389]及び記録媒体[390]の卸売価格の一部に上乗せされている。デジタル録音録画機器の場合は卸売価格の 2%、記録媒体の場合は卸売価格の 3%である。私的録音録画補償金の流れは以下の通りである。

---

1 号)。

386 専ら文書又は図画の複製に供するものに限られる。CD の自動複製機器のようなものはこの規定に該当し、私的使用のための複製とは認められない。

387 技術的保護手段については、私的使用のための複製を著作権者がコントロールすることができるようになるとの指摘も存在する。コピー・コントロール CD(CCCD)、電子透かし等。

388 親告罪ではあるが刑事罰も適用される。文化庁「違法ダウンロードの刑事罰化についての Q&A」。http://www.bunka.go.jp/chosakuken/download_qa/index.html
一方、サイトの運営者は、サイト内に違法にアップロードされた著作物が存在したとしても一定の義務を果たす限り免責される(プロバイダ責任制限法)。サイト内のすべての著作物について違法か否かを判断するのは困難である。

389 アナログチューナーを搭載しないデジタル録画機器については、地上デジタル放送が著作権保護技術(ダビングテン)を採用するため私的録画補償金の上乗せは不要とされた。知財高判平成 23 年 12 月 22 日平成 23 年(ネ)第 10008 号〔東芝私的録音録画補償金事件〕。2012 年(平成 24 年)11 月 8 日最高裁は上告を棄却、これを受けて 2015 年(平成 27 年)4 月 1 日(社)私的録画補償金管理協会(SARVH)は解散した。

390 音楽用 CD-R とデータ用 CD-R の違いは、私的録音補償金が上乗せされているか否かである。

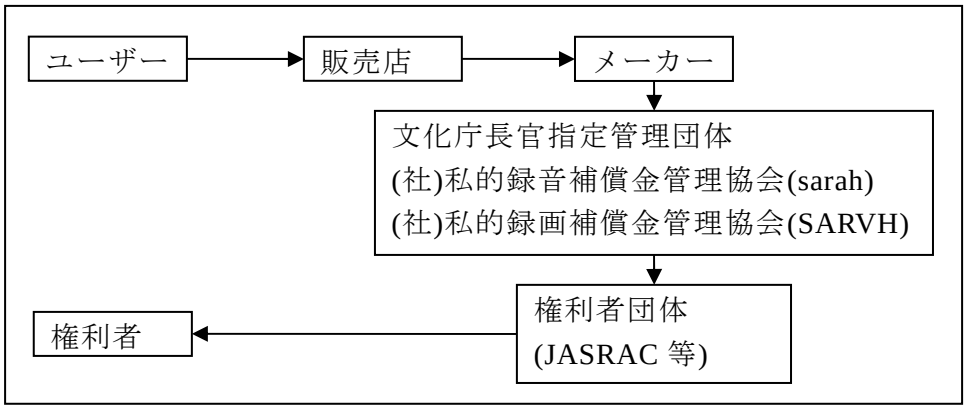

図 72　私的録音録画補償金制度

ただし、(社)私的録画補償金管理協会(SARVH)は 2015 年 4 月 1 日に解散し、私的録画補償金制度は事実上終了した。

§引用

著 32 条 1 項　公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

東京高判昭和 60 年 10 月 17 日判時 1176 号 34 頁〔レオナール・フジタ美術全集事件〕

ここに「引用」とは、報道、批評、研究等の目的で他人の著作物の全部又は一部を自己の著作物中に採録することであり、また「公正な慣行に合致し」、かつ、「引用の目的上正当な範囲内で行なわれる」ことという要件は、著作権の保護を全うしつつ、社会の文化的所産としての著作物の公正な利用を可能ならしめようとする同条の規定の趣旨に鑑みれば、全体としての著作物において、その表現形式上、引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができること及び右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められることを要すると解すべきである。

引用であるとして権利が制限されるためには、明瞭区別性と主従関係性が必要であるとした。そして、本件への当てはめとして「本件絵画の複製物は富山論文に対する理解を補足し、同論文の参考資料として、それを介して同論文の記述を把握しうるよう構成されている側面が存するけれども、本件絵画の複製物はそのような付従的性質のものであるに止まらず、それ自体鑑賞性を有する図版として、独立性を有するものというべきであるから、本件書籍への本件絵画の複製物の掲載は、著作権法第三二条第一項の規定する要件を具備する引用とは認めることが

できない。」と判示している。なお、引用においては合理的と認められる方法及び程度により出所を明示しなければならない(著 48 条 1 項)。

適法な引用の判断基準
①明瞭区別性
②主従関係性
さらに合理的と認められる方法及び程度による出所の明示

§著作隣接権

著作物の創作に加えて、著作物の伝達を促すことで文化的所産たる著作物の有効利用が促される。著作隣接権は著作権とは別個の独立した権利である(著 90 条)。著作隣接権の趣旨は、伝達者の個性(作品解釈、伝達技能)の保護と伝達行為への誘因に求められる。

著作隣接権の主体は以下の者である。すべての伝達者が著作隣接権の主体たりうるわけではない。

実演家(著 89 条 1 項)
レコード製作者(著 89 条 2 項)
放送事業者・有線放送事業者(著 89 条 3 項)

出版社は著作権者から出版権(著 79 条以下)の設定を受けて出版を行うのが通常であるが、出版社は著作隣接権の主体ではない。文字・活字文化振興法[391]の立法の際に版面権の創設が検討されたが最終的な法案には盛り込まれなかった。

著作隣接権
①実演家(著 89 条 1 項)
②レコード製作者(著 89 条 2 項)
③放送事業者・有線放送事業者(著 89 条 3 項)

391 平成十七年七月二十九日法律第九十一号。

§著作権の侵害

①成立要件

著作権の侵害が成立するためには、1)作成過程(process)における依拠性(アクセス)と 2)作成結果(result)の類似性が必要である。そして、3)法定された利用行為(例えば、複製、公の上演等)が行われる必要がある。

> 最判昭和 53 年 9 月 7 日判時 906 号 38 頁〔ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件〕
>
> ここにいう著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいうと解すべきであるから、既存の著作物と同一性のある作品が作成されても、それが既存の著作物に依拠して再製されたものでないときは、その複製をしたことにはあたらず、著作権侵害の問題を生ずる余地はないところ、既存の著作物に接する機会がなく、従つて、その存在、内容を知らなかつた者は、これを知らなかつたことにつき過失があると否とにかかわらず、既存の著作物に依拠した作品を再製するに由ないものであるから、既存の著作物と同一性のある作品を作成しても、これにより著作権侵害の責に任じなければならないものではない。

但し、権利制限規定に該当しないこと、権利の存続期間内であることを確認しなければならない。

②救済

現在及び将来の侵害行為に対して、侵害行為の差止(著 112 条 1 項)と侵害組成物の廃棄(著 112 条 2 項)を請求することができる。また、過去の侵害行為に対して損害賠償(民 709 条)と名誉回復措置(著 115 条)を請求することができる。なお、著 119 条以下に刑事罰が規定されるが親告罪である(著 123 条)。

著作権の侵害
①依拠性　②類似性　③法定利用行為
権利制限規定と権利存続期間
救済
①差止請求　②損害賠償請求　③名誉回復措置

§著作権の間接侵害

①カラオケ法理

現実に著作権を侵害する行為をなした者ではなく、そのような侵害行為が行われる環境を提供してこれを管理し利益を得ている者を著作権侵害の主体として認定する法理である。

> 最判昭和 63 年 3 月 15 日民集 42 巻 3 号 199 頁〔クラブキャッツアイ事件〕
>
> 原審の適法に確定したところによれば、上告人らは、上告人らの共同経営にかかる原判示のスナツク等において、カラオケ装置と、被上告人が著作権者から著作権ないしその支分権たる演奏権等の信託的譲渡を受けて管理する音楽著作物たる楽曲が録音されたカラオケテープとを備え置き、ホステス等従業員においてカラオケ装置を操作し、客に曲目の索引リストとマイクを渡して歌唱を勧め、客の選択した曲目のカラオケテープの再生による演奏を伴奏として他の客の面前で歌唱させ、また、しばしばホステス等にも客とともにあるいは単独で歌唱させ、もつて店の雰囲気作りをし、客の来集を図つて利益をあげることを意図していたというのであり、かかる事実関係のもとにおいては、ホステス等が歌唱する場合はもちろん、客が歌唱する場合を含めて、演奏（歌唱）という形態による当該音楽著作物の利用主体は上告人らであり、かつ、その演奏は営利を目的として公にされたものであるというべきである。けだし、客やホステス等の歌唱が公衆たる他の客に直接聞かせることを目的とするものであること（著作権法二二条参照）は明らかであり、客のみが歌唱する場合でも、客は、上告人らと無関係に歌唱しているわけではなく、上告人らの従業員による歌唱の勧誘、上告人らの備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲、上告人らの設置したカラオケ装置の従業員による操作を通じて、上告人らの管理のもとに歌唱しているものと解され、他方、上告人らは、客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れ、これを利用していわゆるカラオケスナツクとしての雰囲気を醸成し、かかる雰囲気を好む客の来集を図つて営業上の利益を増大させることを意図していたというべきであつて、前記のような客による歌唱も、著作権法上の規律の観点からは上告人らによる歌唱と同視しうるものであるからである。

カラオケ法理：著作権侵害主体の拡張
①管理支配性
②営業上の利益

今日ではインターネットを利用したサービスについてもカラオケ法理の適用がなされている[392]。

[392] インターネットを利用したカラオケボックスに関する事案として大阪地決平成 9 年 12 月 12 日判時 1625 号 101 頁〔カラオケルームネットワーク事件〕。なお、映像を伴う場合は上映権侵害ともなる。東京高判平成 11 年 7 月 13 日判時 1696 号 137 頁〔ビッグエコー事件〕。

東京高判平成 17 年 3 月 31 日平成 16 年(ネ)第 446 号〔ファイルローグ事件〕[393]

しかし，単に一般的に違法な利用もあり得るというだけにとどまらず，本件サービスが，その性質上，具体的かつ現実的な蓋然性をもって特定の類型の違法な著作権侵害行為を惹起するものであり，控訴人会社がそのことを予想しつつ本件サービスを提供して，そのような侵害行為を誘発し，しかもそれについての控訴人会社の管理[394]があり，控訴人会社がこれにより何らかの経済的利益を得る余地[395]があるとみられる事実があるときは，控訴人会社はまさに自らコントロール可能な行為により侵害の結果を招いている者として，その責任を問われるべきことは当然であり，控訴人会社を侵害の主体と認めることができるというべきである。

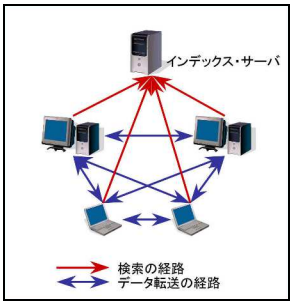

図 73　ハイブリッド型 P2P[396]

ハイブリッド型 P2P において著作権を侵害するファイルが大量に送受信されている事案につき、ファイル交換ソフトとインデックスサーバーによる検索サービスを提供した事業者に対して管理支配性と営業上の利益を認め著作権侵害行為の主体であると認定した事案である。

[393] Winny はインデックスサーバーを必要としないピュア型 P2P であるためカラオケ法理の適用の余地はない。なお、Winny 開発者の著作権侵害罪についてはこれを否定する最高裁判決がなされた。最判平成 23 年 12 月 19 日刑集 65 巻 9 号 1380 頁〔Winny 事件〕。

[394] インデックスサーバーによる検索サービスの提供。

[395] 広告料収入等。

[396] 総務省「P2P ネットワーキングの現状と将来」(2006 年)11 頁。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/network_churitsu/pdf/wg2_061129_1_si_1_2.pdf

最判平成 23 年 1 月 18 日民集 65 巻 1 号 121 頁〔まねき TV 事件〕

被上告人は，ベーススステーションを分配機を介するなどして自ら管理するテレビアンテナに接続し，当該テレビアンテナで受信された本件放送がベーススステーションに継続的に入力されるように設定した上，ベーススステーションをその事務所に設置し，これを管理しているというのであるから，利用者がベーススステーションを所有しているとしても，ベーススステーションに本件放送の入力をしている者は被上告人であり，ベーススステーションを用いて行われる送信の主体は被上告人であるとみるのが相当である。そして，何人も，被上告人との関係等を問題にされることなく，被上告人と本件サービスを利用する契約を締結することにより同サービスを利用することができるのであって，送信の主体である被上告人からみて，本件サービスの利用者は不特定の者として公衆に当たるから，ベーススステーションを用いて行われる送信は自動公衆送信であり，したがって，ベーススステーションは自動公衆送信装置に当たる。そうすると，インターネットに接続している自動公衆送信装置であるベーススステーションに本件放送を入力する行為は，本件放送の送信可能化に当たるというべきである。

図 74　ロケーションフリー[397]

[397] ソニーのホームページより。
http://www.sony.jp/products/Consumer/locationfree/howto/scene/index03.html

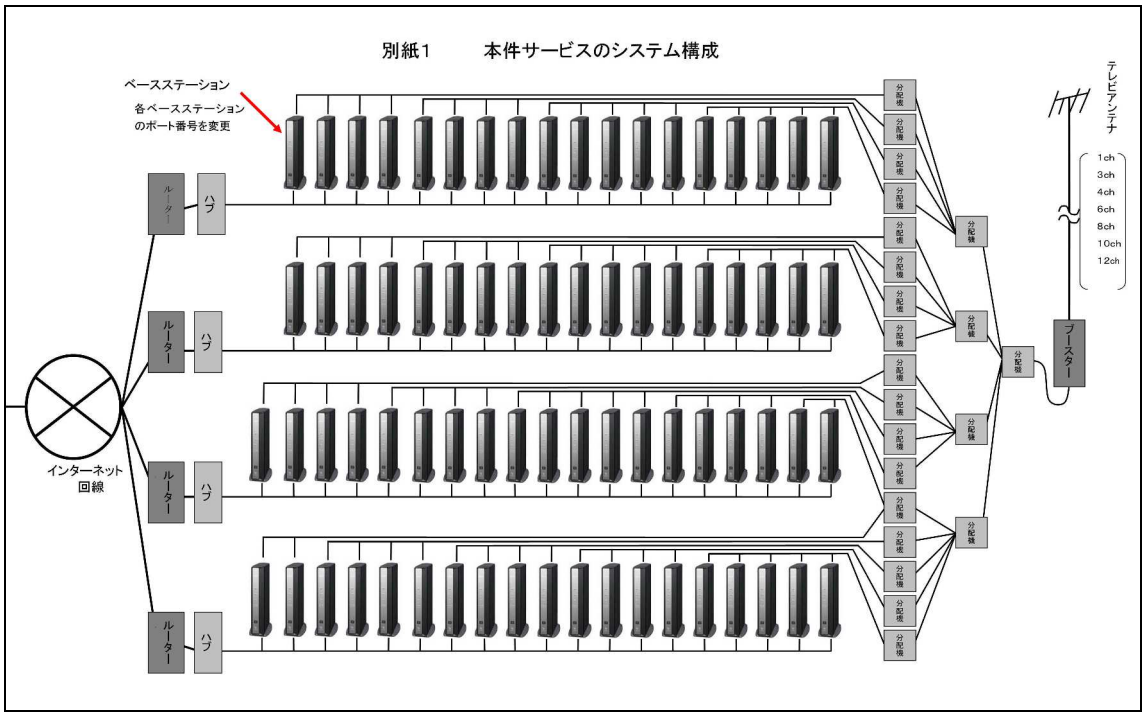

図 75　最判平成 23 年 1 月 18 日民集 65 巻 1 号 121 頁〔まねき TV 事件〕

利用者の所有するソニー製ロケーションフリーのベースステーションを管理する事業者に対して所有権の有無は管理支配性に影響しないとした事案である。

最判平成 23 年 1 月 20 日民集 65 巻 1 号 399 頁〔ロクラク II 事件〕

放送番組等の複製物を取得することを可能にするサービスにおいて，サービスを提供する者（以下「サービス提供者」という。）が，その管理，支配下において，テレビアンテナで受信した放送を複製の機能を有する機器（以下「複製機器」という。）に入力していて，当該複製機器に録画の指示がされると放送番組等の複製が自動的に行われる場合には，その録画の指示を当該サービスの利用者がするものであっても，サービス提供者はその複製の主体であると解するのが相当である。すなわち，複製の主体の判断に当たっては，複製の対象，方法，複製への関与の内容，程度等の諸要素を考慮して，誰が当該著作物の複製をしているといえるかを判断するのが相当であるところ，上記の場合，サービス提供者は，単に複製を容易にするための環境等を整備しているにとどまらず，その管理，支配下において，放送を受信して複製機器に対して放送番組等に係る情報を入力するという，複製機器を用いた放送番組等の複製の実現における枢要な行為をしており，複製時におけるサービス提供者の上記各行為がなければ，当該サービスの利用者が録画の指示をしても，放送番組等の複製をすることはおよそ不可能なのであり，サービス提供者を複製の主体というに十分であるからである。

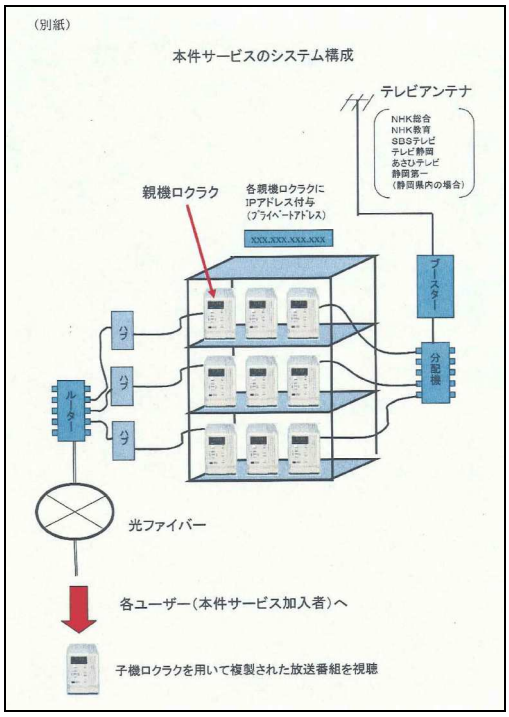

図 76　最判平成 23 年 1 月 20 日民集 65 巻 1 号 399 頁〔ロクラク Ⅱ 事件〕

複製機器を管理支配するサービス提供者に対して録画の指示はサービスの利用者がするものであったとしてもサービス提供者を複製の主体というに十分であるとした事案である[398]。

最判平成 23 年 1 月 20 日民集 65 巻 1 号 399 頁〔ロクラク Ⅱ 事件〕

裁判官金築誠志の補足意見
「カラオケ法理」は，物理的，自然的には行為の主体といえない者について，規範的な観点から行為の主体性を認めるものであって，行為に対する管理，支配と利益の帰属という二つの要素を中心に総合判断するものとされているところ，同法理については，その法的根拠が明らかでなく，要件が曖昧で適用範囲が不明確であるなどとする批判があるようである。しかし，著作権法２１条以下に規定された「複製」，「上演」，「展示」，「頒布」等の行為の主体を判断するに当たっては，もちろん法律の文言の通常の意味からかけ離れた解釈は避けるべきであるが，単に物理的，自然的に観察するだけで足りるものではなく，社会的，経済的側面をも含め総合的に観察すべきものであって，このことは，著作物の利用が社会的，経済的側面を持つ行為であることからすれば，法的判断として当然のことであると思う。

[398] 本件の控訴審はカラオケ法理の適用を否定している。知財高判平成 21 年 1 月 27 日平成 20 年(ネ)第 10055 号〔ロクラク Ⅱ 事件〕。

第５節　著作権法のまとめ

特許法と同様に権利発生面と権利侵害面に分けて考えることが重要である。

①権利発生面

著作権法は1)著作者の権利である著作者人格権と著作権及び2)伝達者の権利である著作隣接権を規定する法律である。創作者の個性を保護する法律であって創作者主義を採用する(著２条１項２号、著17条)。また、著作物に表出した著作者の表現を保護する法律であって著作物に内在するアイデアを保護するものではない(表現アイデア二分論)。

②権利侵害面

著作権は支分権の束である。従って、被疑侵害者の行為がいずれの支分権の侵害に該当するのか、また、権利制限規定には該当しないのかを丁寧に検討する必要がある。著作権は相対的保護しか与えないから、依拠性と類似性を慎重に検討する必要がある。さらに、行為の主体について管理支配性と営業上の利益に基づきこれを拡張するカラオケ法理の適用を検討する。

第４章　意匠法・商標法・不正競争防止法

第１節　意匠法

§意匠制度

①意匠法の目的

意匠法は工業デザインを保護する法律である。

> 意１条　この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

優れた工業デザインは物品の美観を高め購買意欲の向上をもたらす。そこで、意匠権を付与してこれを保護し、かつその利用をも図ることによって優れた工業デザインの創作を奨励し産業の発達に寄与することを目的とする。

図 77　特許庁「なるほど、日本の素敵な製品」より[399]

[399] 特許庁「なるほど、日本の素敵な製品　デザイン戦略と知的財産権の事例集」(2011 年)。
http://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/pdf/design_chizai_jirei/gaiyou.pdf
特許庁「なるほど、日本の素敵な製品　デザイン戦略と知的財産権の事例集-2」(2012 年)。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/s_ishou/design_chizai_jirei2.htm

②意匠制度

工業上利用可能であって新規性、創作非容易性を有する意匠を保護する。意匠登録出願をし審査を経て意匠登録に至る手続は特許制度のそれと類似する。意匠登録出願においては意匠に係る物品を記載しなければならない。意匠権の存続期間の終期は設定の登録の日から 20 年である。意匠権の侵害に対しても差止請求、損害賠償請求等が可能である。

表 24　特許と意匠の登録要件

特許権が付与されるための要件	意匠権が付与されるための要件
産業利用可能性(工業に限定しない。)	工業利用可能性
新規性	新規性
進歩性	創作非容易性

意匠制度
意匠登録出願　⇒　審査　⇒　意匠登録
(物品記載)
意匠登録要件
①工業利用可能性
②新規性
③創作非容易性

§意匠とは

①意匠とは

意 2 条　この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

意匠法上の意匠は 1)物品の工業デザインであるところの物品性、2)形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であるところの形態性、3)視覚を通じて認識できるものであるところの視覚性及び 4)これによって惹起される美感性を要件とする。

(a)物品性

意匠権の保護範囲は願書の意匠に係る物品の欄に記載した物品及びこれに類似する物品の範囲によって画される。物品とは市場において独立して取引の対象となるものである。

(b)形態性

物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を形態と表現する。物品に記された文字は模様を構成すると解されている。

(c)視覚性

視覚を通じて認識することができなければならない。肉眼で認識することができないものは、取引に際して拡大観察することが常である等の場合を除き視覚性を欠くとされる。また、外部から認識することができない物品の内部構造に係る意匠も視覚性を欠くとされる。もっとも、冷蔵庫の内部等通常の使用において認識することができるものについては視覚性を欠くこととはならない。

(d)美感性

もっぱら技術的な要請に基づく意匠を排除するための要件とされる。

②画面デザイン

以下の要件のいずれかを充たせば物品の画面デザインも保護される。

(a)物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であって、その物品に予め記録された画像。

(b)物品の操作の用に供される画像であって、その物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像。

上記(a)については、例えば液晶時計の機能を果たすために必要な時刻の表示を行う画像が挙げられる。また、上記(b)については、例えば DVD レコーダーの操作の用に供される画像であって、DVD レコーダーと一体として用いられる物品であるテレビに表示される画像が挙げられる。ここで、パソコンのアプリケーションソフトによって表示される画像はパソコンがその機能を果たしている状態の画像であるから保護の対象とはならない。ゲーム機についても同様である。

意匠とは
①物品性
②形態性
③視覚性
④美感性
一部の画面デザインも保護

以下、登録事例を示す[400]。

[400] 特許庁「画像意匠登録事例集について」。
https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/gazoutouroku_jirei.htm

【登録番号】　意匠登録第 1469758 号

【出願日（出願基準日）】　2012.11.20

【意匠分類】　H7-725　W

【意匠に係る物品】　携帯情報端末機

【意匠に係る物品の説明】　本物品は、タッチパネル機能を有する携帯情報端末機で、表示部に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。本物品の画像は、「変化を示す表示部拡大図１」から「変化を示す表示部拡大図４」において表されるように、ディスプレイの外周縁にタッチすることでメニュー画面を引き出し、漸次拡大させ最大となった変化後に、希望のメニューを選択するための、変化を示す一連の画像である。

【意匠の説明】　実線で表された部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。破線で表された部分及び赤色で着色された部分以外の部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。左側面図は右側面図と対称に表れる。平面図は底面図と対称に表れる。背面図は意匠登録を受けようとする部分が表れないため省略する。

【部分意匠】

【正面図】

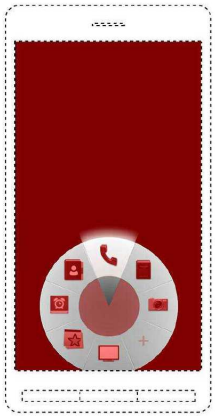

【表示部拡大図】

【変化を示す表示部拡大図1】

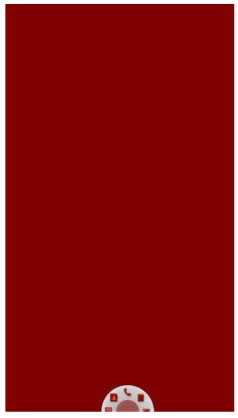

【変化を示す表示部拡大図2】

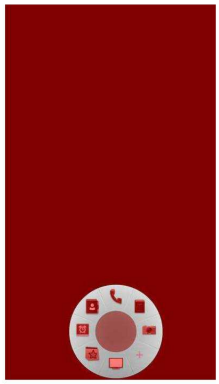

【変化を示す表示部拡大図3】

【変化を示す表示部拡大図4】

【登録番号】　意匠登録第 1489641 号

【出願日（出願基準日）】　2013.04.26

【分類】　F5-100 W

【意匠に係る物品】　鉄道車両用情報表示器

【意匠に係る物品の説明】　本物品は、ほぼ縦１対横３．６の横長の液晶画面を使用した鉄道車両用情報表示器であり、車両内側の乗降口上部にほぼドア巾に合わせて設置されるものである。正面図の表示部に表された画像は、鉄道車両内に設置され、乗客に対し様々な情報を表示する鉄道車両用情報表示器の成立性に照らして不可欠なものである。かつその画像は、鉄道車両用情報表示器の有する機能により表示されるものである。この横長の液晶表示は、通常、路線図や次駅案内を表示するが、横長の画面を情報内容により区分けし、乗客にとって便利な多様な情報も提供できるものとなっている。使用状態を示す参考図の表示に示されているように、例えば天気、ニュース、株価、広告、提携するデパートの催事等を表示することで、乗客が乗車中に様々な情報を入手することができる。

【意匠の説明】　実線および濃淡で表した部分が、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である。左側面図は右側面図と、底面図は平面図と対称のため、左側面図及び底面図を省略する。

【部分意匠】

【正面図】

【右側面図】

【平面図】

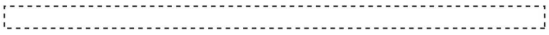

【使用状態を示す参考図】

【表示部名を表す参考図】

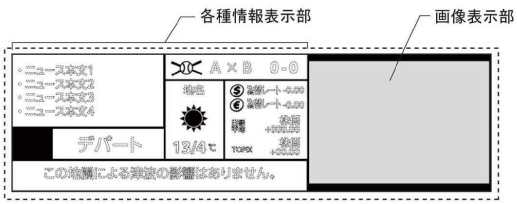

【電車内出入口上部に設置された状態を表す参考図】

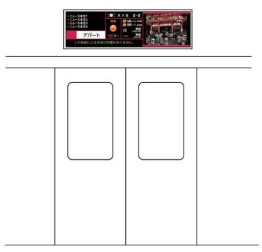

【登録番号】　D1403135

【出願日(出願基準日)】　2009.06.17

【分類】　H7-61　W

【意匠に係る物品】　プロジェクター

【意匠に係る物品の説明】　「画像図」中の表示部に表された画像は、プロジェクターの投影機能を発揮できる状態にするための画像であって、詳しくは、各種投影モード等の本物品の備える機能を選択及び開始させるにあたり、本物品の操作ボタン類により、花弁状に配された複数の表示片を回転させ、所望の表示片を、「使用状態の一例を示す参考画像図1」にも示す選択対象部に表示させ、選択を行うものである。

【部分意匠】

【画像図】

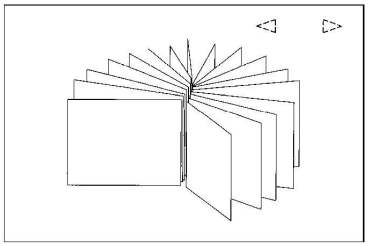

【正面図】

【背面図】

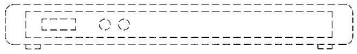

【左側面図】

【右側面図】

【平面図】

【底面図】

【使用状態の一例を示す参考画像図1】

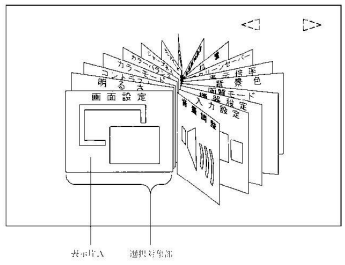

【使用状態の一例を示す参考画像図2】

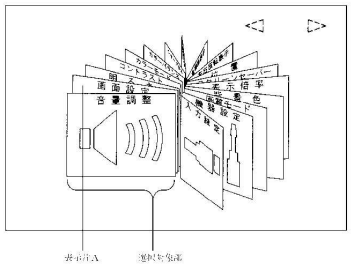

【登録番号】 D1405077
【出願日(出願基準日)】 2010.03.26
【分類】 H6-52　W
【意匠に係る物品】 音響映像記録再生機
【意匠に係る物品の説明】 本物品は音響映像記録再生機に関するものである。「画像図」に表した画像は、本物品と同時に使用される音響映像記録再生機に表示される操作時の画像を表すものである。「操作部等を説明する参考図」は左側の項目エリアがリモコン操作により選択された状態の画像である。リモコン操作により選択された左側の項目エリアの画面上方には項目の名称が表示されて、選択された左側の項目エリアは大きく表示され、選択されない右側の項目エリアは簡略化して表示される。さらに、リモコン操作により左側の項目エリアが選択され、左側の項目エリアに関する複数の機能から一機能を選択された場合、横長帯状に強調表示され、横長帯状の楕円形状に一機能の名称が表示され、詳細な機能について横長帯状上に表示される。

【部分意匠】

【画像図】

【操作部等を説明する参考図】

【正面図】

【背面図】

【平面図】

【底面図】

【右側面図】

【左側面図】

【登録番号】 D1425936
【出願日(出願基準日)】 2010.10.26
【分類】 H6-52　W
【意匠に係る物品】 音響映像記録再生機
【意匠に係る物品の説明】 本物品は音響映像記録再生機に関するものである。「画像図」に表した画像は、本物品と同時に使用される表示機に表示される操作時の画像を表すものである。「操作部等を説明する参考図」は右側の項目エリアがリモコン操作により選択された状態の画像である。リモコン操作により選択された右側の項目エリアの画面上方には項目の名称が表示されて、選択された右側の項目エリアは大きく表示され、選択されない左側の項目エリアは簡略化して表示される。さらに、リモコン操作により右側の項目エリアが選択され、右側の項目エリアに関する複数の機能から一機能を選択された場合、横長帯状に強調表示され、横長帯状の楕円形状に一機能の名称が表示され、詳細な機能について横長帯状上に表示される。
【本意匠番号】 D1405077

【部分意匠】

【画像図】

【操作部等を説明する参考図】

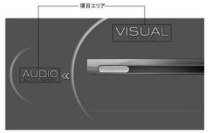

【正面図 】

【背面図】

【平面図】

【底面図】

【右側面図】

【左側面図】

【登録番号】 D1374287
【出願日（出願基準日）】 2008.10.01
【分類】 H7-725　W
【意匠に係る物品】 携帯用電子計算機
【意匠に係る物品の説明】 本物品は、電子カメラ、音楽録音再生機、無線通信端末、又は、ゲーム機等として用いられる。正面図の表示部に表された画像は、本物品の機能を発揮できる状態にする操作を行うためのものである。中央に配されたアイコンが選択状態とされ、当該アイコンの説明がその上部に表示される。

【部分意匠】

【正面図】

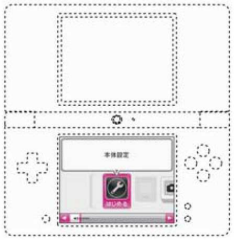

【平面図】

【背面図】

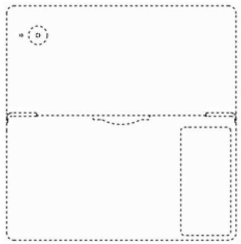

【底面図】

【右側面図】

【左側面図】

【登録番号】 D1383432
【出願日（出願基準日）】 2009.09.18
【分類】 H7-725　W
【意匠に係る物品】 携帯用電子計算機
【意匠に係る物品の説明】 本物品は、電子カメラ、音楽録音再生機、無線通信端末、又は、ゲーム機等として用いられる。正面図の表示部に表された画像は、本物品の機能を発揮できる状態にする操作を行うためのものである。中央に配されたアイコンが選択状態とされ、当該アイコンの説明がその上部に表示される。
【本意匠番号】 D1374287

【部分意匠】

【正面図】

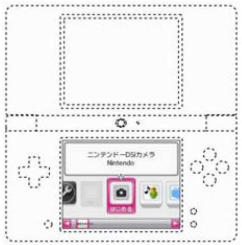

【平面図】

【背面図】

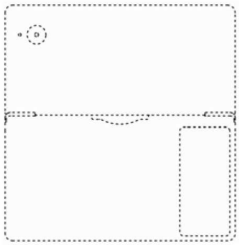

【底面図】

【右側面図】

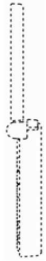

【左側面図】

§意匠登録要件

①工業利用可能性

意匠法は産業の発達を目的とするため、工業的な手段により量産できることが求められる。

②新規性

公知意匠及び公知意匠に類似する意匠は意匠登録を受けることができない。意匠の同一又は類似の判断においては、意匠に係る物品と形態の両方を考慮しなければならない。すなわち、意匠に係る物品と形態のいずれかが非類似であれば、それらの意匠は非類似である。

表 25　意匠の同一又は類似

		物品		
		同一	類似	非類似
形態	同一	同一意匠	類似意匠	非類似意匠
	類似	類似意匠	類似意匠	非類似意匠
	非類似	非類似意匠	非類似意匠	非類似意匠

③創作非容易性

当業者が公知の形態に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠は意匠登録を受けることができない。上記②新規性とは異なり物品性は問題とならない。

意匠登録要件
①工業利用可能性
②新規性
③創作非容易性

§意匠権

①意匠権の侵害

意 23 条　意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

意匠権者は意匠権を侵害する者に対して差止請求、損害賠償請求等をすること

ができる。業としての実施が対象であり、「実施」の定義は意 2 条 3 項におかれている。

> 意 2 条 3 項　この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。

意匠権の侵害の場面においても、意匠の類似の判断については、意匠に係る物品と形態の両方が考慮されなければならない。

②物品の類似

登録意匠に係る物品と被疑侵害意匠に係る物品が同一又は類似でなければならない。物品が類似であるか否かは物品の用途・機能に基づいて判断される。用途・機能に共通性があれば物品は類似であると判断される。〔化粧用パフ事件〕において、本件登録意匠に係る物品である化粧用パフとイ号物件に係る物品である顔面の化粧の汚れや角質等を落とすためのブラシは類似するとされた。

> 大阪地判平成 17 年 12 月 15 日判時 1936 号 155 頁〔化粧用パフ事件〕
>
> そして，このような物品の需要者（洗顔に少しでも関心を有する主として女性）において，「パフ」は，おしろいやファンデーション等を顔面等の皮膚に塗布するという本来的用途・機能のほか，洗顔用品としての用途・機能を有するものと認識されているということができ，イ号物件とその用途・機能が類似するものというべきである（上記(3)のとおり，「パフ」は洗顔以外の化粧においても使用され，むしろその方が本来的，伝統的な用途・機能であることからすれば，両者の用途・機能が同一ということはできない。）。

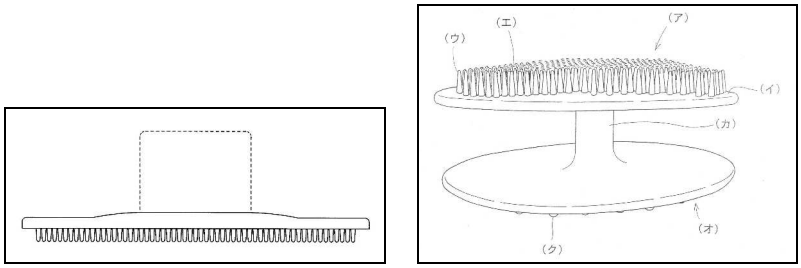

図 78　大阪地判平成 17 年 12 月 15 日判時 1936 号 155 頁〔化粧用パフ事件〕本件登録意匠(左)とイ号物件(右)

③形態の類似

登録意匠の形態と被疑侵害意匠の形態が同一又は類似でなければならない。まず登録意匠と被疑侵害意匠を認定し、続いて登録意匠の要部を認定する。被疑侵害意匠において登録意匠の要部が共通する場合には両者の形態は類似するとされる。要部とは需要者の注意を引く部分である。

東京高判平成 10 年 6 月 18 日判例時報 1665 号 94 頁〔自走式クレーン事件〕

本件意匠のように、収縮状態のブームの基端部がキャビンの側方若干後方位置、エンジンボックスよりも前方斜め上の位置（下部走行体の中央寄りの位置）で、旋回フレームの基台から突設されたブーム支持フレームの上端部に枢着され、ブームが左下がり（前下がり）の状態でキャビンの下方側部を横切り、その先端部が下部走行体の先端より若干突出して下部走行体に近接した位置で終わるように配設した構成は、公知意匠には見られない新規なものと認められること(略)、自走式クレーンの用途及び使用態様からして、本件意匠の基本的構成を形成する、キャビン、機器収納ボックス、ブームの各概要的な構成態様や、下部走行体と、キャビン、機器収納ボックス、ブーム相互の配設関係等が、取引者・需要者にとって、購入選択等する場合の重要な要素と考えられることからすると、本件意匠の要部は次の構成に存するものと認めるのが相当である。

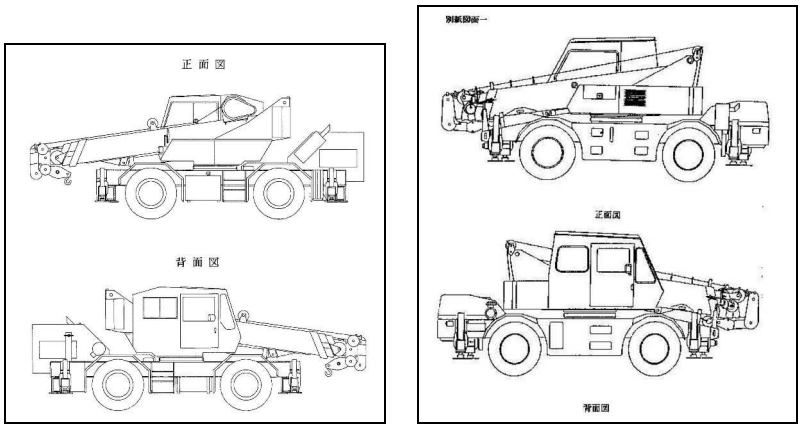

図 79　東京高判平成 10 年 6 月 18 日判例時報 1665 号 94 頁〔自走式クレーン事件〕
本件登録意匠(左)とイ号物件(右)

意匠権侵害
①業としての実施
②登録意匠又はこれに類似する意匠の実施
類似：物品類似(用途・機能)、形態類似(要部)

§利用関係

他人の登録意匠又はこれに類似する意匠を利用する意匠を実施することはできない(意 26 条)。登録意匠に係る物品と被疑侵害意匠に係る物品とが非類似であり、登録意匠の形態と被疑侵害意匠の形態とが非類似であっても、他人の登録意匠を利用する意匠の実施は意匠権侵害の責を免れない。

大阪地判昭和 46 年 12 月 22 日無体裁集 3 巻 2 号 414 頁〔学習机事件〕

意匠の利用とは、ある意匠がその構成要素中に他の登録意匠又はこれに類似する意匠の全部を、その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別しうる態様において包含し、この部分と他の構成要素との結合により全体としては他の登録意匠とは非類似の一個の意匠をなしているが、この意匠を実施すると必然的に他の登録意匠を実施する関係にある場合をいうものと解するのが相当である。(略)さて、以上の見地に立つて本件をみるに、被告意匠に係る学習机は、机部分と書架部分とを結合してなるもので、構成部品として机を包含し、しかも外観上机部分と書架部分とは截然と区別しうるものである。従つてもし被告意匠の机部分が本件登録意匠と類似すると認められる場合には、被告は原告の登録意匠と類似の意匠を現わした机を部品とする学習机の意匠を実施することに帰するので、ここに利用関係の成立が肯定されることとなる。

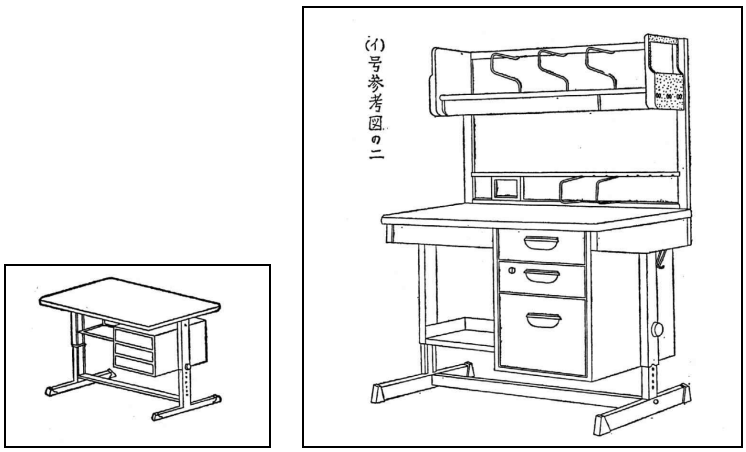

図 80　大阪地判昭和 46 年 12 月 22 日無体裁集 3 巻 2 号 414 頁〔学習机事件〕本件登録意匠(左)とイ号物件(右)

事務所での事務の用に供される机と児童の学習の用に供される学習机とでは需要者を異にするので物品が同一又は類似であるとはいいがたい。また、イ号物件は本件登録意匠に係る机と類似の机を包含するとはいうものの、書架部分を有することによって、その形態は本件登録意匠とは異なるものとなっている。従って、前述した意匠権侵害の要件は充たさないが、他人の登録意匠を利用する意匠の実施は意匠権侵害を構成する。

意匠権侵害(利用関係)
　区別しうる態様において包含

第２節　商標法

§商標制度

①商標法の目的

商標とは自己の商品または役務[401]を他人のそれと区別するための標識であって、商標の使用をすることにより事業者の営業努力によって獲得された信用がこれに化体するものである。このような商標の他人による無断使用を許すことは商標に化体した信用へのただ乗りを許すことにほかならない。そこで、商標法は商標を保護することにより事業者の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

> 商１条　この法律は、商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的とする。

②商標制度

自他商品役務識別力を有し公益的又は私益的不登録事由に該当しない商標を保護する(商３条、４条)。商標登録出願をし審査を経て商標登録に至る手続は特許制度のそれと類似する。商標登録出願の際、現に商標登録出願に係る商標の使用をしている必要はなく使用をする意思があれば足りる。商標登録出願においては商標の使用をしようとする商品又は役務を記載しなければならない。これを指定商品又は指定役務という。商標権の存続期間の終期は設定の登録の日から 10 年であるが、10 年ごとに何回でも更新登録をすることができる。商標に化体した事業者の信用を保護する趣旨による。商標権の侵害に対しても差止請求、損害賠償請求等が可能である。

商標制度
　商標登録出願　⇒　審査　⇒　商標登録
　(指定商品又は指定役務)
商標登録要件
　①自他商品役務識別力
　②公益的私益的不登録事由非該当
更新登録可能

[401] サービスのことである。

§商標とは

①商標の機能

商標は、自他商品役務識別力を有することにより 1)出所表示機能、2)品質保証機能、3)宣伝広告機能を果たすとされる。出所表示機能とは商品又は役務を提供する事業者を特定する機能であり、品質保証機能とは同一の商標を付された商品又は役務は同一の事業者によって提供されたものであって一定の品質を維持していることを保証する機能であり、宣伝広告機能とは商標の使用をすることによって商標が需要者の記憶に定着し需要を喚起する機能である。

②商標とは

> 商 2 条 1 項　この法律で「商標」とは、人の知覚によつて認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるもの（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。
> 一　　業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
> 二　　業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）

「商標」とは、人の知覚によって認識することができるもののうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音その他政令で定めるものである。商品について使用をするものを商品商標といい役務ついて使用をするものを役務商標という。

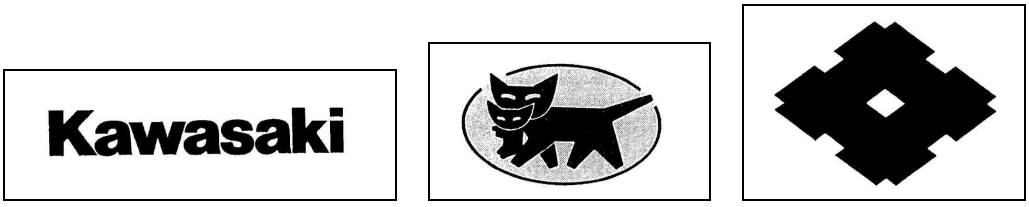

図 81　文字商標(左)、図形商標(中)、記号商標(右)の例

上図左は川崎重工業株式会社の文字商標であって指定商品を二輪自動車等とする商品商標である。上図中央はヤマト運輸株式会社の図形商標であって指定役務を貨物自動車による輸送等とする役務商標である。上図右は住友ビジネスコンサルティング株式会社の記号商標であって指定役務をセミナーの企画及び主催等とする役務商標である。

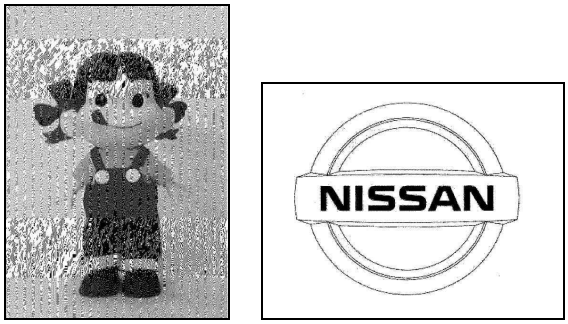

図 82　立体商標(左)と結合商標(右)の例

上図左は株式会社不二家の立体商標であって指定商品を菓子及びパン等とする商品商標であるとともに指定役務を飲食物の提供とする役務商標でもある。上図右は日産自動車株式会社の文字と図形による結合商標であって指定役務を自動車の小売等において行われる顧客に対する便益の提供等とする役務商標である[402]。

③立体商標

文字、図形、記号はいわゆるマークであって平面的なものであるが、立体商標は立体的形状からなる。

(a)広告人形の例

図 83　立体商標の例(商標登録第 4153602 号)

[402] 同じ商標であって指定商品を自動車等とする商品商標も別に存在する。

(b)容器の例

図 84　立体商標の例(商標登録第 5225619 号、商標登録第 5384525 号)

(c)商品そのものの例

図 85　立体商標の例(商標登録第 5094070 号、商標登録第 5674666 号、商標登録第 5639776 号)

(d)建築物の例

図 86　立体商標の例(商標登録第 5181517 号、商標登録第 5272518 号)

④新しいタイプの商標[403]

[403] 特許庁「新しいタイプの商標の公開商標公報が発行されました。」(平成 27 年 4 月 14 日)より。
http://www.meti.go.jp/press/2015/04/20150414001/20150414001.pdf
特許庁「音商標の公開商標公報が発行されました。」(平成 27 年 4 月 28 日)。
http://www.meti.go.jp/press/2015/04/20150428003/20150428003.pdf

【色彩のみからなる商標】

出願人	出願番号	商標	区分／指定商品・役務
久光製薬	2015-29831		5 類　貼付剤
ミサワホーム	2015-29841		16 類　事務用又は家庭用ののり及び接着剤　他
円谷プロダクション	2015-29855		9 類　業務用テレビゲーム機用プログラム　他
大幸薬品	2015-29858		5 類　薬剤
三菱鉛筆	2015-29864		16 類　鉛筆，シャープペンシル　他
イオン	2015-29878		35 類　衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
伊藤園	2015-29882		29 類　乳酸菌飲料　他 30 類　茶，茶飲料　他
日本精工	2015-29891		7 類　直動案内軸受並びにその部品及び附属品（機械要素）（陸上の乗物用のものを除く。）　他

片岡物産	2015-29896		30 類　菓子，パン
日本特殊陶業	2015-29897		7 類　動力機械器具（陸上の乗物用のもの及び「水車・風車」を除く。）　他
サカタのタネ	2015-29900		31 類　野菜，糖料作物　他
カインズ	2015-29909		35 類　衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
ニコン	2015-29911		9 類　カメラ，デジタルカメラ
セディナ	2015-29912		35 類　インターネットホームページによる広告・電子メールによる広告・その他の広告　他
トンボ鉛筆	2015-29914		16 類　文房具類

ブリヂストン	2015-29920		35 類　自動車用タイヤの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供　他
クリスチャンルブタン	2015-29921		25 類　女性用ハイヒール靴
ライオン	2015-29922		3 類　歯磨き 21 類　歯ブラシ　他
レッド・ブル・アクチェンゲゼルシャフト	2015-29938		32 類　アルコール分を含まないエネルギー補給用の飲料
タカラトミー	2015-29940		28 類　列車おもちゃ用レール

【位置商標】

出願人	出願番号	商標	区分／指定商品・役務
ミサワホーム	2015-29805		36 類　建物の管理，建物の売買
オリンパス	2015-29808		9 類　工業用内視鏡
久光製薬	2015-29828		5 類　貼付剤
三菱鉛筆	2015-29866		16 類　ボールペン
ケイジェイシー	2015-29875	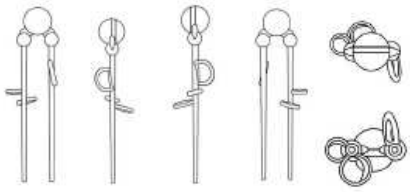	21 類　練習用箸
カインズ	2015-29910	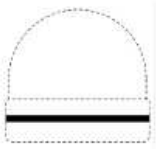	25 類　ニット帽子
トリンプ・インターナショナル・ジャパン	2015-29918	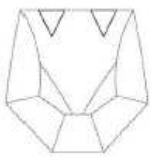	25 類　ガードル，パンツ

キユーピー	2015-29959	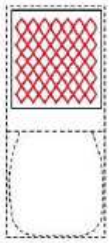	30 類　マヨネーズソース
ヤマハ	2015-29961	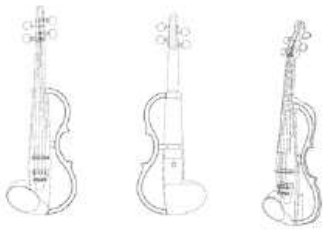	15 類　電気バイオリン，その他のバイオリン
丸紅フットウェア	2015-29964		25 類　靴類（「靴合わせくぎ・靴くぎ・靴の引き手・靴びょう・靴保護金具」を除く。）

【動き商標】

出願人	出願番号	商標	区分／指定商品・役務
東レ	2015-29812	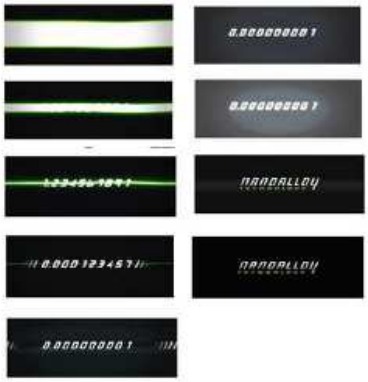	1類　原料プラスチック
小林製薬	2015-29822		5類　薬剤　他
久光製薬	2015-29833	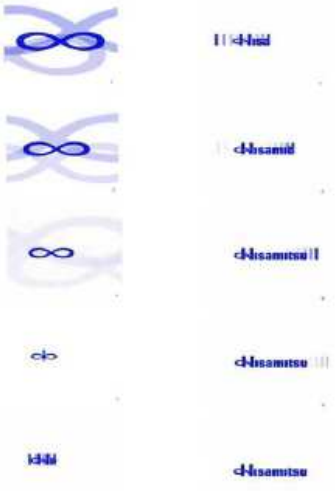	3類　せっけん類，化粧品 5類　ばんそうこう，サプリメント　他

【ホログラム商標】

出願人	出願番号	商標	区分／指定商品・役務
三井住友カード	2015-30198		36類　ギフトカードの発行及びこれに関する情報の提供
VJA	2015-30199		36類　ギフトカードの発行及びこれに関する情報の提供
三菱UFJフィナンシャル・グループ	2015-30204		36類　銀行業務　他

【音商標】

出願人	出願番号	商標	区分／指定商品・役務
大幸薬品	2015-029809		5類 薬剤
GMO インターネット	2015-029810	本商標は、『ジーエムオー』という若干人の女性の掛け声からなる構成となっており、全体で1.5秒の長さである。	35類 ドメイン名取得申請手続きの事務処理代行
オリンパス	2015-029815		9類 理化学機械器具，測定機械器具，写真機械器具等 10類 医療用機械器具
味の素	2015-029817		5類 サプリメント等 29類 カレー・シチュー又はスープのもと等 30類 調味料，香辛料等 他
サンヨー食品	2015-029838		29類 カレー・シチュー又はスープのもと等 30類 カップ入りの具及びスープ付きの即席中華そばのめん等
花王	2015-029889		3類 せっけん類，化粧品
エステー	2015-029931	「ピヨピヨ」と2回ひよこが鳴く声の後半部分に一部重なって「エステー」という声が聞こえる構成からなり、全体で1秒である。	5類 薬剤（農薬に当たるものを除く。）等
エプソン販売	2015-029977		2類 インクジェットプリンター用インキ等 9類 プリンター，インクジェットプリンター等
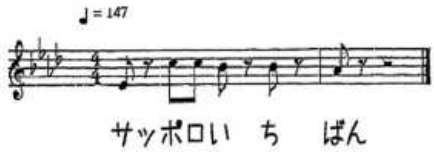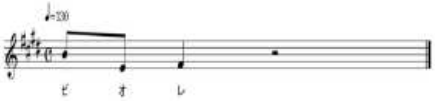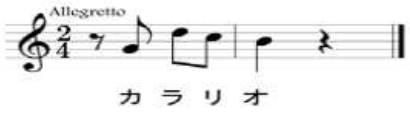
アコム	2015-030027		36類 キャッシュカード・クレジットカード発行の取次ぎ又は斡旋並びにこれらに関する情報の提供又はコンサルティング等
伊藤園	2015-030106	本商標は、「お一いお茶」という人の音声が聞こえる構成となっており、全体で4秒の長さである。	30類 茶，茶飲料
三井不動産リアルティ	2015-030162		35類 広告業等 36類 資金の貸付け等 37類 リフォーム工事等 他
救心製薬	2015-035608		35類 広告業，商品の販売に関する情報の提供等
タイガー魔法瓶	2015-036571		7類 化学機械器具等 11類 暖冷房装置等 21類 ガラス製包装用容器(「ガラス製栓・ガラス製ふた」を除く。)等
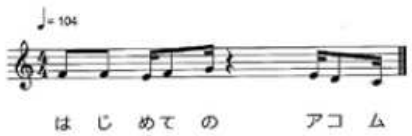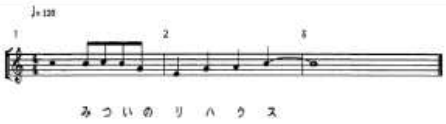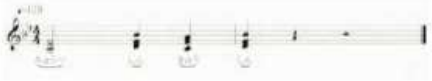
⑤特殊な商標

特殊な商標として、地域ブランドによる地域おこしを支援する地域団体商標等が存在する。

図 87　地域団体商標の例[404]

商標の機能
- **①出所表示機能**
- **②品質保証機能**
- **③宣伝広告機能**

商標とは
- **文字、図形、記号、立体的形状、結合**
- **地域団体商標**

§商標登録要件

①自他商品役務識別力

指定商品又は指定役務の 1)普通名称、2)慣用商標は自他商品役務識別力を有しないから商標登録を受けることができない。また、3)産地・品質等の表示のみからなる商標、4)ありふれた氏又は名称、5)極めて簡単かつありふれた標章も商標登録を受けることができないが、これらについては、使用をされた結果、自他商品役務識別力を獲得するに至った場合には商標登録を受けることができる[405]。6)その他、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することが

[404] 特許庁ホームページより。http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tiikibrand.htm
[405] 二輪、四輪メーカーに多い。例えば、トヨタ、ホンダ、マツダ、スズキ、ヤマハ、カワサキ等。

できない商標も商標登録を受けることができない。

表 26　自他商品役務識別力を有しない商標

分類	具体例
普通名称	パーソナルコンピュータに「パソコン」
慣用商標	清酒に「正宗」[406]
産地・品質等の表示のみからなる商標	コーヒーに「GEORGIA」[407] 発泡酒に「本生」[408]
ありふれた氏又は名称	「鈴木商店」
極めて簡単かつありふれた標章	「AB」
その他、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標(総括規定)	キャッチフレーズ等 「お弁当にもう一品」

②公益的私益的不登録事由

公益的不登録事由として、公的機関等の表示と同一又は類似の商標、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれのある商標等がある。私益的不登録事由として、他人の氏名・名称、肖像等を含む商標、他人の先願登録商標と同一又は類似の商標等がある。

商標登録要件
①自他商品役務識別力
②公益的私益的不登録事由非該当

§商標権

①商標権の侵害

> 商 25 条　商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

商標権者は商標権を侵害する者に対して差止請求、損害賠償請求等をすることができる。商標権の侵害の場面においては、商標の同一又は類似に加えて商品又は役務の同一又は類似が考慮されなければならない。商標又は商品若しくは役務

406 清酒→セイシュ→セイシュウ→正宗により、清酒の商品名として正宗が使用されるようになった。
407 最判昭和 61 年 1 月 23 日判時 1186 号 131 頁〔GEORGIA 事件〕。
408 知財高判平成 19 年 3 月 28 日判時 1981 号 79 頁〔本生事件〕。

のいずれかが非類似であれば商標権の侵害は成立しない。また、商標が商標としての使用、すなわち自他商品役務識別機能を果たす態様での使用がされなければ商標権の侵害を構成しない[409]。

表 27　商標権侵害の成否

		商標		
		同一	類似	非類似
商品又は役務	同一	侵害	侵害	非侵害
	類似	侵害	侵害	非侵害
	非類似	非侵害	非侵害	非侵害

②商標の類否

> 最判昭和 43 年 2 月 27 日民集 22 巻 2 号 399 頁〔氷山印事件〕[410]
>
> 商標の類否は、対比される両商標が同一または類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによつて決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観、観念、称呼等によつて取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかもその商品の取引の実情を明らかにしうるかぎり、その具体的な取引状況に基づいて判断するのを相当とする。

商標の類否は商標の外観、観念、称呼を基準に取引の実情を考慮して行う。ここに観念とは商標が需要者に想起させるイメージをいう。例えば、「友達」と「フレンド」は観念が類似する。

409 商標が同一又は類似であっても指定商品又は指定役務が相違する登録商標は多数存在する。例えば、アサヒビール(酒類)、サイクルベースあさひ(自転車)、朝日新聞(新聞)、アサヒシューズ(靴)、旭化成(化学)。

410 商標登録出願の審査の場面に係る事案であるが、商標権の侵害の場面においても同様の判断手法が用いられる。最判平成 4 年 9 月 22 日判時 1437 号 139 頁〔大森林事件〕、最判平成 9 年 3 月 11 日民集 51 巻 3 号 1055 頁〔小僧寿し事件〕。

③商品又は役務の類否

最判昭和 36 年 6 月 27 日民集 15 巻 6 号 1730 頁〔橘正宗事件〕[411]

商標が類似のものであるかどうかは、その商標を或る商品につき使用した場合に、商品の出所について誤認混同を生ずる虞があると認められるものであるかどうかということにより判定すべきものと解するのが相当である。そして、指定商品が類似のものであるかどうかは、原判示のように、商品自体が取引上誤認混同の虞があるかどうかにより判定すべきものではなく、それらの商品が通常同一営業主により製造又は販売されている等の事情により、それらの商品に同一又は類似の商標を使用するときは同一営業主の製造又は販売にかかる商品と誤認される虞があると認められる関係にある場合には、たとえ、商品自体が互に誤認混同を生ずる虞がないものであつても、それらの商標は商標法(大正一〇年法律九九号)2 条 9 号にいう類似の商品にあたると解するのが相当である。

大阪地判平成 18 年 4 月 18 日判時 1959 号 121 頁〔ヨーデル事件〕

しかるところ，健康補助食品というのは，いわゆるサプリメントなど，不足しがちな栄養成分を補って，身体の健康を維持・増進させるための特別な食品であるが，このように健康の維持・増進のために身体内に摂り入れるものという点で，薬剤と同様の機能ないし効用を図るものであることから，薬剤と同様の機能を持つ商品として宣伝され，ドラッグストア等において多数販売されていることが認められる（甲３６，乙６９，弁論の全趣旨）。また同様に，製薬会社が直接，あるいは関連会社を通じて，健康補助食品の製造販売に進出していることも認められる（甲１３の１９頁以下，甲１５，弁論の全趣旨）。これらの点からすると，原告商標の指定商品である薬剤と，被告製品である健康補助食品とは，同一又は類似の商標を使用すると同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認混同されるおそれがあると認められるから，商品として類似するというべきである。

原　　告：藤本製薬株式会社他
本件商標：YODEL/ヨーデル(二段書き)
指定商品：薬剤

被　　告：株式会社エスロク
被告標章：サンヨーデル/SUNYODEL
被告商品：ダイエット用健康補助食品

商品又は役務の類否は、それらの商品又は役務に同一又は類似の商標の使用をすると同一の事業者の提供する商品又は役務であると誤認されるおそれがあるか否かによって判断する。

411 商品としての清酒と焼酎が類似するか否かの判断に係る事案である。

商標権侵害
①商標の同一又は類似
外観、観念、称呼＋取引の実情
②商品又は役務の類似
同一の事業者の提供する商品又は役務であると誤認されるおそれの有無

§商標としての使用

商 2 条 3 項に規定される使用であって、かつ商標としての使用、すなわち自他商品役務識別機能を果す態様による使用でなければ商標権侵害を構成しない。

福岡地飯塚支判昭和 46 年 9 月 17 日無体裁集 3 巻 2 号 317 頁〔巨峰事件〕

一般に包装用容器に標章を表示してその在中商品ではなく、包装用容器そのものの出所を示す場合には、その側面又は底面、表面であれば隅の方に小さく表示するなど、内容物の表示と混同されるおそれのないような形で表わすのが通例であつて、包装用容器の見易い位置に見易い方法で表わされている標章は、内容物たる商品の商品名もしくはその商品の出所を示す標章と見られるもので、包装用容器そのものの出所を表わすものとは受けとられない、というのが今日の取引上の経験則というべきある。
しかして、先に認定したとおり本件においては、A箱、B箱共に見易い位置に見易い形状で「巨峰」又は「ＫＹＯＨＯ」と印刷されており、更に、「ＢＥＳＴ　ＧＲＡＰＥ」又は「ＨＩＧＨ　ＧＲＡＰＥ」と印刷されていると共にぶどう葉型の窓から内容物を見ることができるようになつているのであつて、これらの事実を考えれば、本件A箱、B箱の「巨峰」「ＫＹＯＨＯ」の各文字は、客観的にみても内容物たるぶどうの商品名の表示と解するのが相当である。

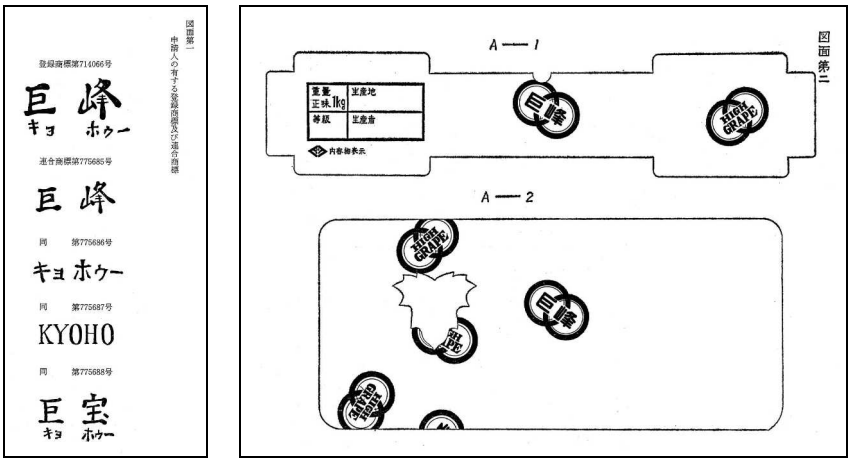

図 88　福岡地飯塚支判昭和 46 年 9 月 17 日無体裁集 3 巻 2 号 317 頁〔巨峰事件〕
原告登録商標(包装用容器)(左)と被告巨峰出荷用ダンボール(右)

上図左は指定商品を包装用容器とする本件登録商標であり、上図右は被申請人の業務にかかる商品である段ボール箱である。段ボール箱に記載された巨峰の文字はその内容物が巨峰という種類のブドウであることを示すものであって段ボール箱そのものの出所を示すものではない。従って、商標としての使用、すなわち自他商品役務識別機能を果たす態様での使用ということはできない。

東京地判平成 12 年 6 月 28 日判時 1713 号 115 頁〔リーバイスバックポケット事件〕

これに対し、被告は、被告標章一ないし四を、専ら装飾的に使用しているので、商標として使用していない旨主張する。しかし、前掲各証拠によれば、原告、被告も含めたジーンズメーカーは、バックポケットのステッチをジーンズの自他識別機能を有するものとして重視し、商品カタログや雑誌やテレビコマーシャル等において、ステッチが目立つような宣伝広告方法を工夫していること、被告も、ポケットのステッチによる標章につき登録商標を有していることが認められ、そうすると、被告が被告標章一ないし四を、装飾的にのみ用いていないことは明らかであって、被告のこの点についての主張は採用できない。

原告：リーバイ ストラウス アンド カンパニー
被告：株式会社エドウィン商事

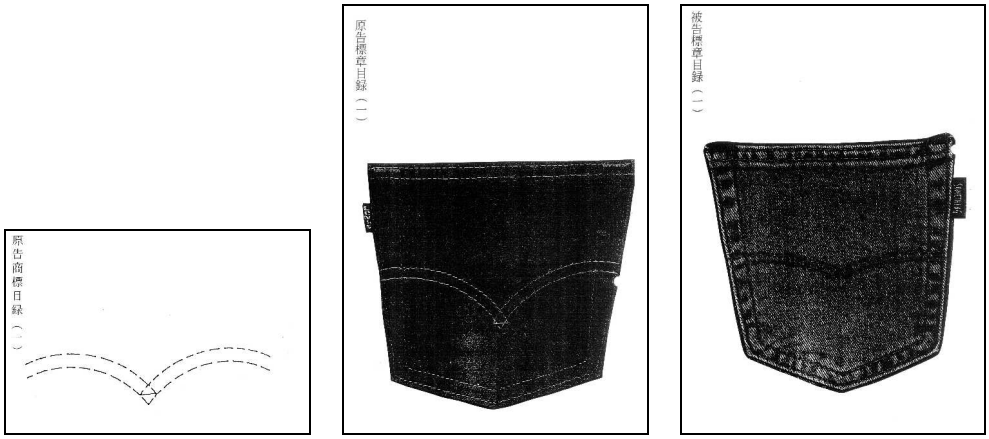

図 89　東京地判平成 12 年 6 月 28 日判時 1713 号 115 頁〔リーバイスバックポケット事件〕原告登録商標(左)、原告バックポケット(中央)、被告バックポケット(右)

ジーンズのバックポケットのステッチについて商標としての使用、すなわち自他商品役務識別機能を果たす態様での使用であることが認められた事案である。

第３節　不正競争防止法

§目的

> 不競法１条　この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

営業活動は自由競争が原則であるが、ときに看過しがたい不正な競争行為が行われることがある。このような不正競争行為は単に公正な事業者の営業上の利益を奪うのみならず、事業者間の公正な競争を阻害し国民経済の健全な発展を妨げるものである。そこで、不正競争防止法は不正競争行為を防止し国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

§不正競争とは

①行為規整法

これまでに述べた法律は、いずれも権利を付与することによって知的財産を保護するものであった。特許権[412]、意匠権、商標権は特許庁による審査を経て権利が付与された。一方、著作権は一切の手続を経ることなく著作物の創作と同時に発生した。これに対して不正競争防止法は不正競争防止権のような権利を創設する法律ではない。不正競争防止法は不正競争となる行為を限定列挙し、これに該当する行為によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者[413]にそのような行為をなした者に対する差止請求権(不競法 3 条)と損害賠償請求権(不競法 4 条)を認めている。

②不正競争

不競法 2 条 1 項に規定される不正競争行為は以下のとおりである。

商品等表示に係る不正競争行為

(a)周知表示混同惹起(1 号)

(b)著名表示不正使用(2 号)

(c)商品形態模倣(3 号)

営業秘密に係る不正競争行為

(d)営業秘密不正取得等(4 号～9 号)

その他の不正競争行為

(e)技術的制限手段無効化(10 号、11 号)

---

412 実用新案権は無審査で付与されるが権利行使には一定の手続が必要である。

413 従って、消費者は不正競争防止法に基づく訴を起こすことはできない。

(f)ドメイン名不正取得(12 号)
(g)原産地等誤認惹起(13 号)
(h)虚偽事実告知流布(14 号)
(i)代理人等商標不正使用(15 号)

§裁判例

①周知表示混同惹起(1 号)

最判平成 10 年 9 月 10 日判時 1655 号 160 頁〔スナックシャネル事件〕

これを本件についてみると、被上告人の営業の内容は、その種類、規模等において現にシャネル・グループの営む営業とは異なるものの、「シャネル」の表示の周知性が極めて高いこと、シャネル・グループの属するファッション関連業界の企業においてもその経営が多角化する傾向にあること等、本件事実関係の下においては、被上告営業表示の使用により、一般の消費者が、被上告人とシャネル・グループの企業との間に緊密な営業上の関係又は同一の商品化事業を営むグループに属する関係が存すると誤信するおそれがあるものということができる。したがって、被上告人が上告人の営業表示である「シャネル」と類似する被上告人営業表示を使用する行為は、新法二条一項一号に規定する「混同を生じさせる行為」に当たり、上告人の営業上の利益を侵害するものというべきである。

②著名表示不正使用(2 号)

大阪地判平成 11 年 9 月 16 日平成 10 年(ワ)第 5743 号〔アリナビッグ A25 事件〕

以上の事実と既に判示した「アリナミンＡ25」の著名性を併せ考慮すれば、原告表示と被告表示は、全体的、離隔的に対比して観察した場合には、その共通点から生じる印象が相違点から生じる印象を凌駕し、一般の需用者に全体として両表示が類似するものと受け取られるおそれがあるというべきである。したがって、被告表示は原告表示に類似しているものと認められる。不正競争防止法二条一項二号の不正競争行為にあっては、誤認混同のおそれは要件とされていないが、前記認定事実からすれば、原告表示と被告表示とは、被告商品が原告商品の関連商品あるいは徳用商品であると一般需用者に誤認されるおそれがある程度に相紛らわしいというべきであり（甲 49、58 によれば、現に消費者にそのような誤認が生じた実例があることがうかがわれる。）、両表示が類似していることは明らかである。

図 90　大阪地判平成 11 年 9 月 16 日平成 10 年(ワ)第 5743 号〔アリナビッグ A25 事件〕原告商品(左)と被告商品(右)

③商品形態模倣(3 号)

大阪地判平成 10 年 9 月 10 日平成 7 年(ワ)第 10247 号〔タオルセット事件〕

（三）　また、原告商品の販売の開始は、被告商品の販売開始の約一一か月前であり、被告が被告商品を製造するに当たっては既に販売されていた商品を参考としたこと（証人Ａ）、小熊をモチーフとするタオルセットの形態には、他に選択する余地があり得るにもかかわらず形態も取り合わせも実質的に同一の商品を販売したことからすると、被告は、被告商品を製作するに当たり、原告商品を主観的に模倣したものと推認される。
（四）　以上により、被告商品は、原告商品の形態を模倣したものと認められる。

図 91　大阪地判平成 10 年 9 月 10 日平成 7 年(ワ)第 10247 号〔タオルセット事件〕原告商品(左)と被告商品(右)

④営業秘密不正取得等(4 号～9 号)

不競法 2 条 6 項　この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

事業者が有する技術上又は営業上の情報について営業秘密として不正競争防止法上の保護を受けるためには 1)秘密管理性、2)有用性、3)非公知性の要件を充たす必要がある。秘密管理性の要件を充たすためには、その情報にアクセスできる者が現実に制限されているアクセス制限とその情報が秘密であることを認識することができる客観的認識可能性が必要とされる。有用性とは事業活動に役立つ情報であることことをいい、非公知性とはその事業者の管理下でなければ一般に入手することができない情報であることをいう。

POSCO 事件[414]

2012/04/25
今般、新日本製鐵株式会社（社長：宗岡正二、以下「当社」）は、方向性電磁鋼板（*）に係る当社技術に関連し、韓国の鉄鋼メーカーである株式會社ポスコ（以下「POSCO」）及びその日本法人 POSCO JAPAN 株式会社（以下、両社を総称して「POSCO 等」）を被告として、当社の営業秘密を不正に取得し、これを使用している等として、不正競争防止法等に基づき、損害賠償及び POSCO 等による方向性電磁鋼板の製造・販売等の差止め等を求める民事訴訟を、東京地方裁判所に提起致しました。
同時に、当社は、上記の POSCO 等による営業秘密の不正取得・使用等に加担したことを理由に、当社元社員に対しても不正競争防止法等に基づく損害賠償等を求める民事訴訟を提起致しました。

知財高判平成 23 年 9 月 27 日平成 22 年(ネ)第 10039 号〔ポリカーボネート事件〕

このようなＰＣ樹脂の製造技術は，これを保有する企業グループがそれぞれ開発した独自の高度な技術であって，機密性が高く，一般には公開されていない。原告ないし出光石化も，そのように限られた商業規模の自社製造技術を有してきたところ，本件情報が記載されている別紙営業秘密目録記載１の各図面図表（Ｐ＆ＩＤ），同目録記載２の各図表（ＰＦＤ）及び同目録記載３の機器図（以上，本件図面図表）は，出光石化（吸収合併後は原告）の千葉工場第１ＰＣプラントのＰ＆ＩＤ，ＰＦＤ及び機器図であり，このうちＰ＆ＩＤは，設計当初の手書きの図面等を平成１３年にＣＡＤシステムによりＣＡＤ化したものである。

被告Ｙ２は，出光石化の従業員（又は出光石化千葉工場で勤務していた原告の従業員）であったＤあるいはその他の従業員に働きかけて，本件情報の全体を入手し，これを三共ＰＴに提供したものであるから，本件情報の全体について不正競争防止法２条１項８号所定の不正競争行為があったというべきである。

414 新日鐵住金株式会社ホームページ。
http://www.nssmc.com/news/old_nsc/detail/index.html?rec_id=4267

⑤技術的制限手段無効化

東京地判平成 21 年 2 月 27 日平成 20 年(ワ)第 20886 号・第 35745 号〔R4 for Revolution for DS 事件〕

以上の不正競争防止法２条１項１０号の立法趣旨と，無効化機器の１つであるＭＯＤチップを規制の対象としたという立法経緯に照らすと，不正競争防止法２条７項の「技術的制限手段」とは，コンテンツ提供事業者が，コンテンツの保護のために，コンテンツの無断複製や無断視聴等を防止するために視聴等機器が特定の反応を示す信号等をコンテンツとともに記録媒体に記録等することにより，コンテンツの無断複製や無断視聴等を制限する電磁的方法を意味するものと考えられ，検知→制限方式のものだけでなく，検知→可能方式のものも含むと解される。

⑥ドメイン名不正取得

大阪地判平成 16 年 7 月 15 日平成 15 年(ワ)第 11512 号〔マクセル事件〕

以上のとおり、被告は、既に著名となっていた原告商品等表示と類似するドメイン名を用いて、ウェブサイトを開設し、その経営する飲食店の宣伝を行ったのであるから、この被告の行為は不正競争防止法２条１項１２号の不正競争行為に該当するものである。

⑦原産地等誤認惹起

札幌地判平成 20 年 3 月 19 日平成 19 年(わ)第 1454 号〔ミートホープ事件〕

主文
被告人を懲役４年に処する。
未決勾留日数中９０日をその刑に算入する。

理由
（罪となるべき事実）
被告人は，北海道苫小牧市ａ町ｂ丁目ｃ番ｄ号に本店を置き，畜産食肉卸売業等を目的とするＡ株式会社の代表取締役として同社の業務全般を統括していたものであるが，同社従業員Ｂらと共謀の上，
第１　同社の業務に関し，不正の目的をもって，平成１８年５月２９日ころから平成１９年６月１８日ころまでの間，前後３２７回にわたり，同市ｅ町ｆ丁目ｇ番ｈ号所在の同社ｅ工場において，牛肉に，豚肉，鶏肉，羊肉又は鴨肉等の牛肉以外の畜肉を加えるなどして製造した挽肉及びカット肉（合計約１３万８０４４キログラム）を梱包した段ボール箱に，「十勝産牛バラ挽肉６㎜挽」，「牛フォア＆ハインド６㎜オーストラリア産」，「牛肉ダイヤカットオーストラリア産１０㎜」等と印刷されたシールを貼付して，これらの商品が牛肉のみを原料とする挽肉等であるかのように表記し，商品の品質及び内容について誤認させるような表示をした上，その表示をした挽肉等を，平成１８年５月３０日ころから平成１９年６月１９日ころまでの間，前後３３１回にわたり，北海道赤平市字ｉｊ番地所在の株式会社Ｃほか１５か所に発送して引き渡し，もって不正競争を行った

他に船場吉兆事件等

商品　　：原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量
役務(サービス)　　：質、内容、用途若しくは数量

付録

§ 法令の調べ方(一例)

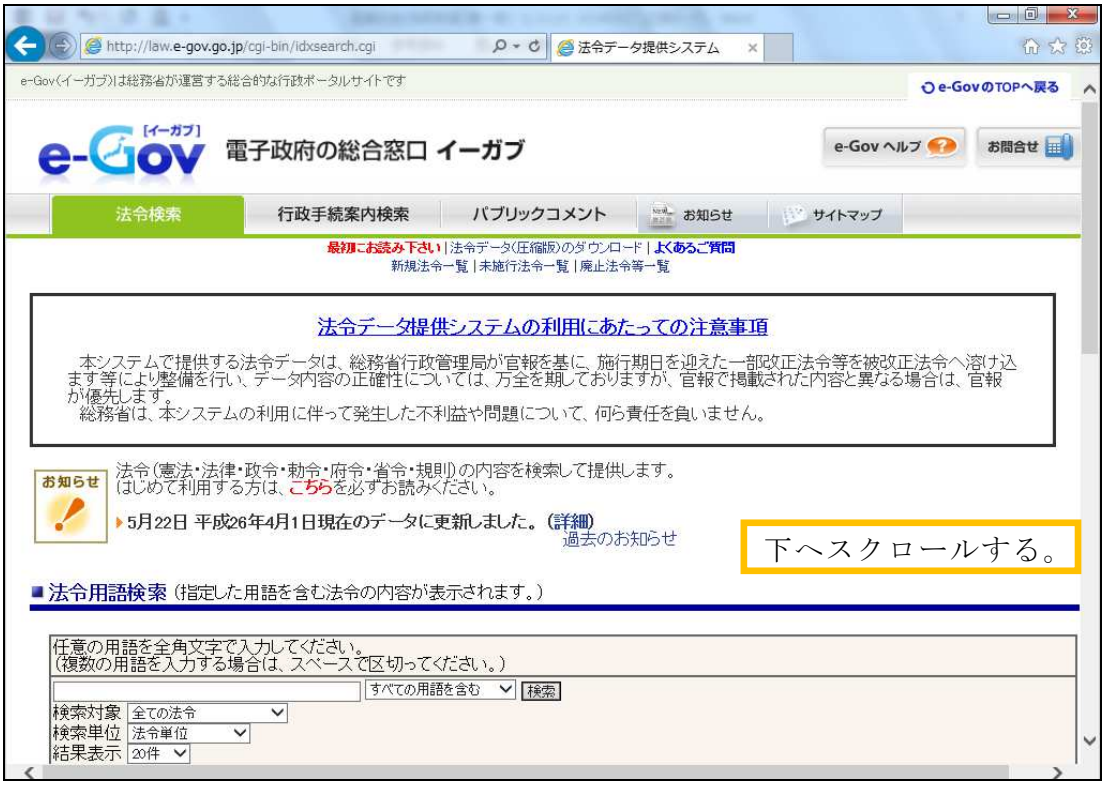
http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi
法令データ提供システム
e-Gov(イーガブ)は総務省が運営する総合的な行政ポータルサイトです
e-GovのTOPへ戻る
e-Gov
電子政府の総合窓口 イーガブ
e-Gov ヘルプ
お問合せ
法令検索
行政手続案内検索
パブリックコメント
お知らせ
サイトマップ
最初にお読み下さい | 法令データ(圧縮版)のダウンロード | よくあるご質問
新規法令一覧 | 未施行法令一覧 | 廃止法令等一覧
法令データ提供システムの利用にあたっての注意事項
本システムで提供する法令データは、総務省行政管理局が官報を基に、施行期日を迎えた一部改正法令等を被改正法令へ溶け込ます等により整備を行い、データ内容の正確性については、万全を期しておりますが、官報で掲載された内容と異なる場合は、官報が優先します。
総務省は、本システムの利用に伴って発生した不利益や問題について、何ら責任を負いません。
お知らせ
法令(憲法・法律・政令・勅令・府令・省令・規則)の内容を検索して提供します。
はじめて利用する方は、こちらを必ずお読みください。
5月22日 平成26年4月1日現在のデータに更新しました。(詳細)
過去のお知らせ
下へスクロールする。
法令用語検索 (指定した用語を含む法令の内容が表示されます。)
任意の用語を全角文字で入力してください。
(複数の用語を入力する場合は、スペースで区切ってください。)
すべての用語を含む
検索
検索対象 全ての法令
検索単位 法令単位
結果表示 20件

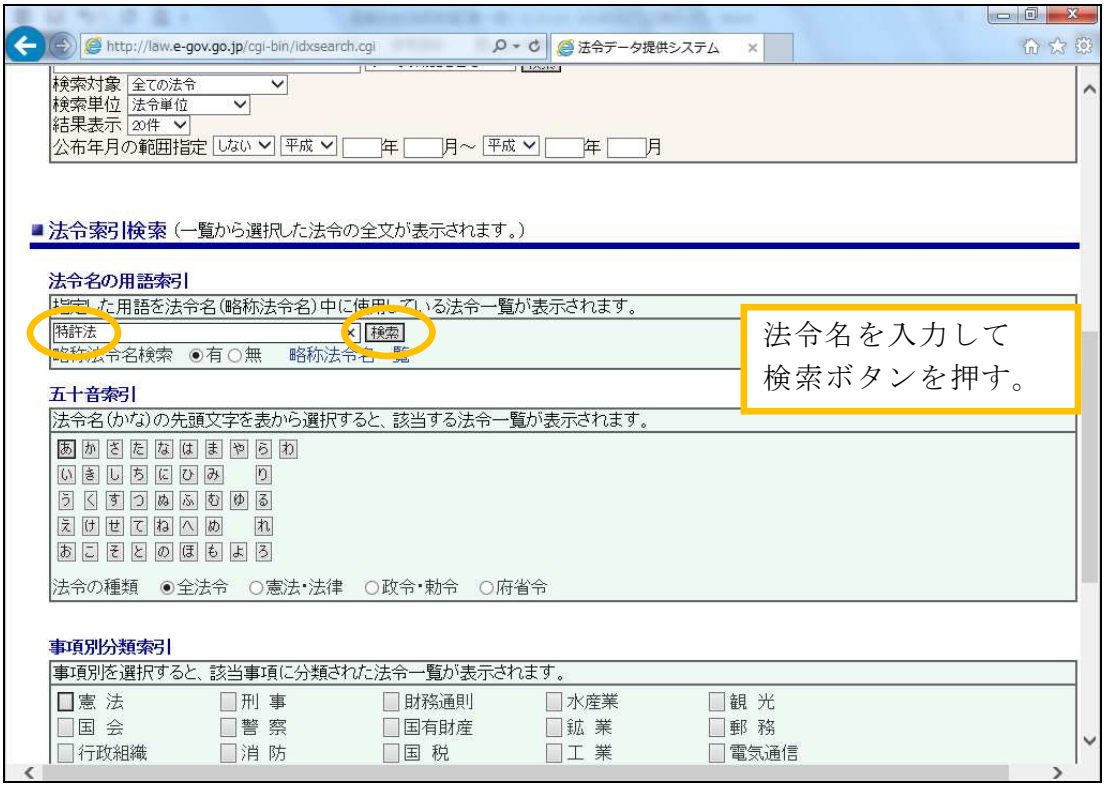
http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi
法令データ提供システム
検索対象 全ての法令
検索単位 法令単位
結果表示 20件
公布年月の範囲指定 しない 平成 年 月～ 平成 年 月
法令索引検索 (一覧から選択した法令の全文が表示されます。)
法令名の用語索引
特許法
検索
略称法令名検索 有 無
法令名を入力して
検索ボタンを押す。
五十音索引
法令名(かな)の先頭文字を表から選択すると、該当する法令一覧が表示されます。
あ か さ た な は ま や ら わ
い き し ち に ひ み り
う く す つ ぬ ふ む ゆ る
え け せ て ね へ め れ
お こ そ と の ほ も よ ろ
法令の種類 全法令 憲法・法律 政令・勅令 府省令
事項別分類索引
事項別を選択すると、該当事項に分類された法令一覧が表示されます。
憲 法 刑 事 財務通則 水産業 観 光
国 会 警 察 国有財産 鉱 業 郵 務
行政組織 消 防 国 税 工 業 電気通信

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi
索引検索結果一覧画面
索引検索結果一覧画面
条件指定画面へ
法令名中の用語指定「特許法」(略称:有)
「法令名完全一致」該当件数 1件
「略称法令名検索結果」該当件数 0件
「法令名検索結果」該当件数 11件
法令名完全一致 該当件数 1件
1. 特許法(昭和三十四年四月十三日法律第百二十一号)
特許法を選択する。
略称法令名検索 該当件数 0件
法令名検索 該当件数 11件
1. 特許法施行法(昭和三十四年四月十三日法律第百二十二号)
2. 特許法施行令(昭和三十五年三月八日政令第十六号)
3. 特許法施行規則(昭和三十五年三月八日通商産業省令第十号)
4. 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 抄(平成二十三年十二月二日政令第三百七十号)
5. 特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令(平成七年五月八日政令第二百五号)

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_N
特許法
条件指定画面へ
検索結果一覧へ
特許法
(昭和三十四年四月十三日法律第百二十一号)
目次
特許法
(昭和三十四年四月十三日法律第百二十一号)
最終改正:平成二四年五月八日法律第三〇号
第一章 総則(第一条―第二十八条)
第二章 特許及び特許出願(第二十九条―第四十六条の二)
第三章 審査(第四十七条―第六十三条)
第三章の二 出願公開(第六十四条―第六十五条)
第四章 特許権
第一節 特許権(第六十六条―第九十九条)
第二節 権利侵害(第百条―第百六条)
第三節 特許料(第百七条―第百十二条の三)
第五章 削除
第六章 審判(第百二十一条―第百七十条)
第七章 再審(第百七十一条―第百七十七条)
他法令を参照している箇所(リンク)をクリックすると、ここにその内容が表示されます。

§ 特許公報の調べ方(一例)　意匠・商標も検索可能

J-PlatPat
特許情報プラットフォーム
ヘルプデスク (9:00-21:00)
03-6666-8801
helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp
English
トップページ
ヘルプ一覧
特許・実用新案
意匠
商標
審判
トップページ > 特許・実用新案 > 特許・実用新案テキスト検索
特許・実用新案テキスト検索
前画面へ戻る
ヘルプ
検索結果一覧
J-PlatPat
表示形式
○項目/イメージ表示
◉PDF表示
検索結果 13件
項番
文献番号
発明の名称
筆頭出願人
(登録公報・US和抄は権利者を表示)
発行日
出願番号
出願日
1
特開2014-039539
玉子焼きの製造方法およびだし汁
株式会社マーケティング・ビジネスシステムズ
2014年03月06日
特願2013-150239
2013年07月19日
2
特開2007-203017
ＩＨクッキングヒーター用卵焼き器
茨田 陽介
2007年08月16日
特願2006-055486
2006年02月01日
3
特開2003-061833
卵焼き器
久保浦 重廣
2003年03月04日
特願2001-255832
2001年08月27日
PDF 表示に
チェックを入れて、
特開 2007-203017 を
選択する。

J-PlatPat
特許情報プラットフォーム
ヘルプデスク (9:00-21:00)
03-6666-8801
helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp
English
トップページ
ヘルプ一覧
特許・実用新案
意匠
商標
審判
トップページ > 特許・実用新案 > 特許・実用新案テキスト検索
特許・実用新案テキスト検索
前画面へ戻る
ヘルプ
選択された文献
特開2007-203017
項目表示
イメージ表示
PDF表示
1
頁/ 3 頁を
PDF表示
JP 2007-203017 A 2007.8.16
(19)日本国特許庁(JP)
(12)公 開 特 許 公 報(A)
(11)特許出願公開番号
特開2007-203017
公開特許公報
特開 2007-203017 が
表示される。

§ 裁判例の調べ方(一例)

裁判所 COURTS IN JAPAN
検索結果一覧表示画面
知的財産裁判例
平成9(行ケ)249　特許権　行政訴訟
平成14年04月11日　東京高等裁判所
知的財産裁判例
平成12(行ケ)65　特許権　行政訴訟
平成14年04月11日　東京高等裁判所
知的財産裁判例
平成13(ネ)3677　著作権　民事訴訟
平成14年04月11日　東京高等裁判所
二行目の
知的財産裁判例を
選択する。

裁判所 COURTS IN JAPAN
検索結果詳細画面
知的財産裁判例
事件番号　平成12(行ケ)65
事件名
裁判年月日　平成14年04月11日
裁判所名　東京高等裁判所
権利種別　特許権
訴訟類型　行政訴訟
全文
全文を選択する。

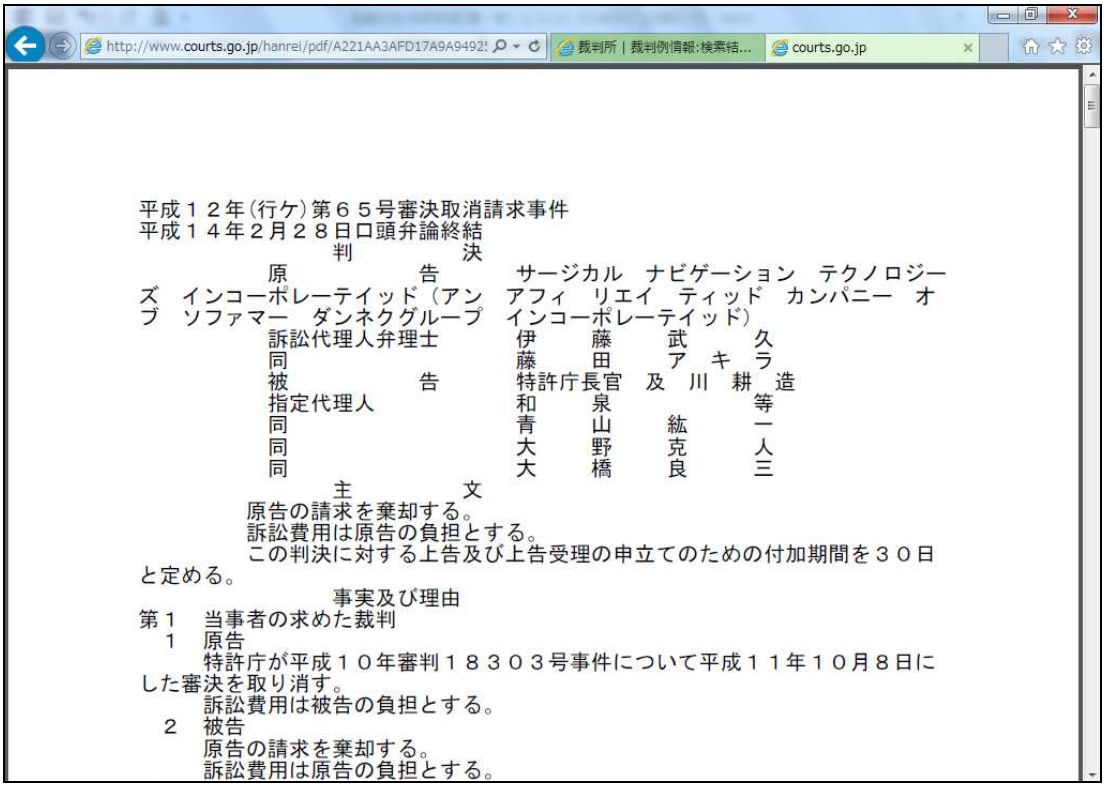

平成１２年(行ケ)第６５号審決取消請求事件
平成１４年２月２８日口頭弁論終結

判　　決

原　　告　サージカル　ナビゲーション　テクノロジーズ　インコーポレーテイッド（アン　アフィ　リエイ　ティッド　カンパニー　オブ　ソファマー　ダンネクグループ　インコーポレーテイッド）
訴訟代理人弁理士　伊　藤　武　久
同　藤　田　ア　キ　ラ
被　　告　特許庁長官　及　川　耕　造
指定代理人　和　泉　等
同　青　山　紘　一
同　大　野　克　人
同　大　橋　良　三

主　　文

原告の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。
この判決に対する上告及び上告受理の申立てのための付加期間を３０日と定める。

事実及び理由

第１　当事者の求めた裁判
１　原告
特許庁が平成１０年審判１８３０３号事件について平成１１年１０月８日にした審決を取り消す。
訴訟費用は被告の負担とする。
２　被告
原告の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

§ 文献(図書・記事)の調べ方(一例)

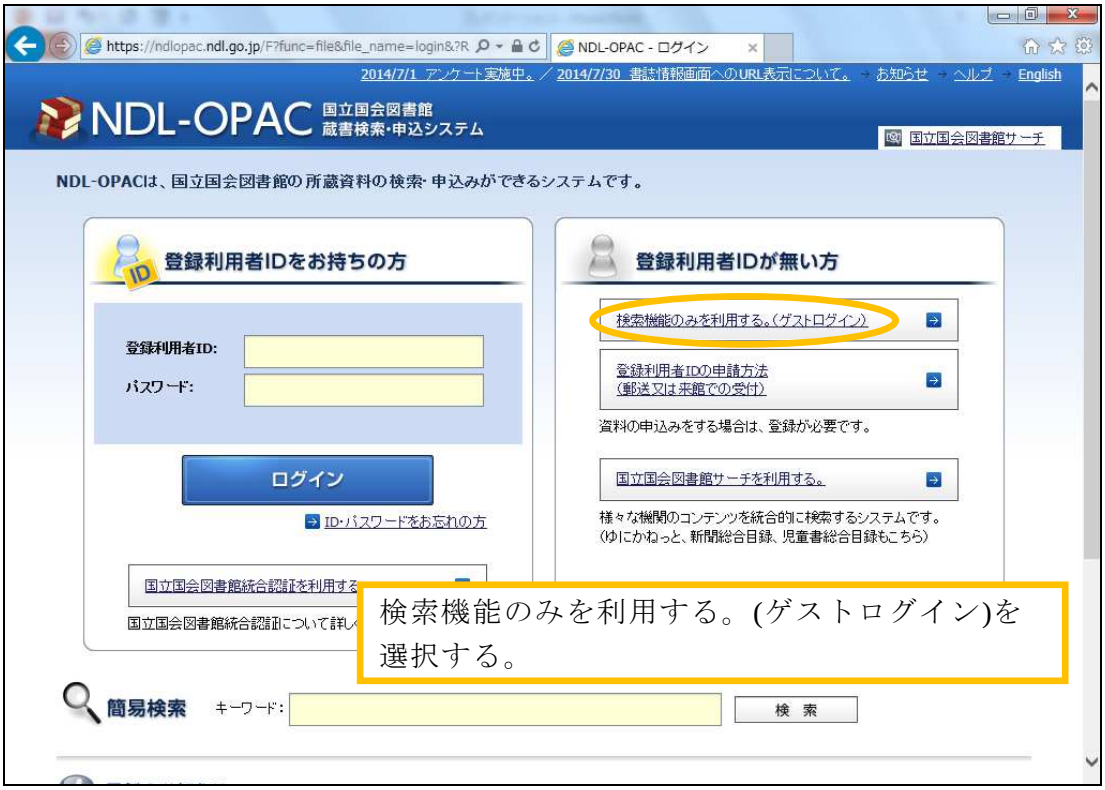

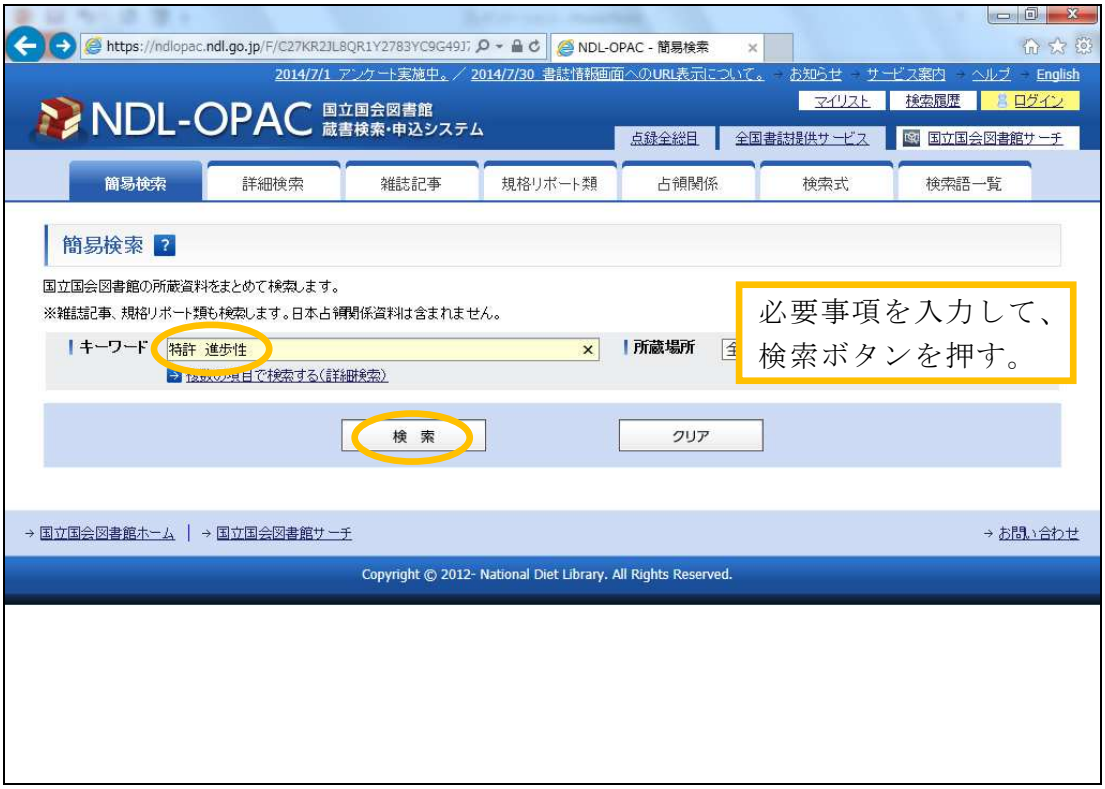
NDL-OPAC
国立国会図書館
蔵書検索・申込システム
簡易検索
詳細検索
雑誌記事
規格リポート類
占領関係
検索式
検索語一覧
簡易検索
国立国会図書館の所蔵資料をまとめて検索します。
※雑誌記事、規格リポート類も検索します。日本占領関係資料は含まれません。
キーワード
特許 進歩性
所蔵場所
検索
クリア
必要事項を入力して、検索ボタンを押す。

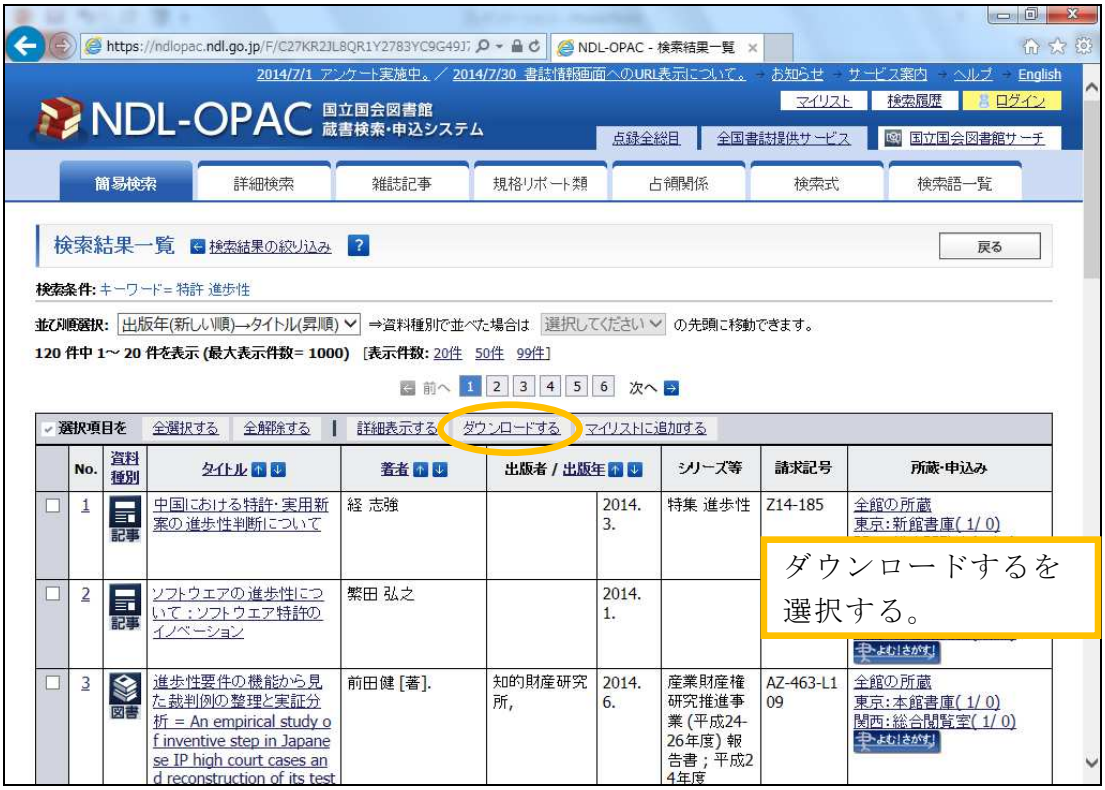
NDL-OPAC
国立国会図書館
蔵書検索・申込システム
検索結果一覧
検索結果の絞り込み
戻る
検索条件: キーワード= 特許 進歩性
並び順選択: 出版年(新しい順)→タイトル(昇順)
120 件中 1～ 20 件を表示 (最大表示件数= 1000)
選択項目を
全選択する
全解除する
詳細表示する
ダウンロードする
マイリストに追加する
No.
資料種別
タイトル
著者
出版者 / 出版年
シリーズ等
請求記号
所蔵・申込み
1
中国における特許・実用新案の進歩性判断について
経 志強
2014. 3.
特集 進歩性
Z14-185
全館の所蔵
東京:新館書庫(1/ 0)
2
ソフトウエアの進歩性について：ソフトウエア特許のイノベーション
繁田 弘之
2014. 1.
3
進歩性要件の機能から見た裁判例の整理と実証分析 = An empirical study of inventive step in Japanese IP high court cases and reconstruction of its test
前田健 [著].
知的財産研究所,
2014. 6.
産業財産権研究推進事業 (平成24-26年度) 報告書；平成24年度
AZ-463-L109
全館の所蔵
東京:本館書庫(1/ 0)
関西:総合閲覧室(1/ 0)
ダウンロードするを選択する。

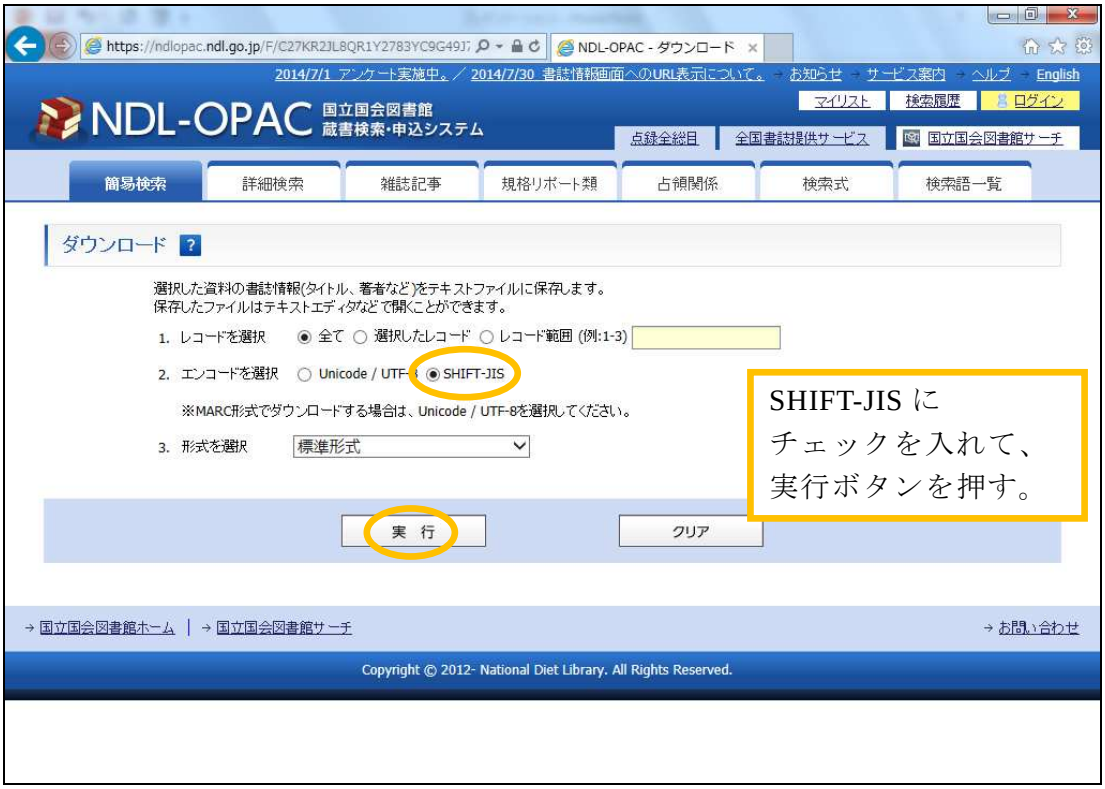
NDL-OPAC - ダウンロード
2014/7/1 アンケート実施中。／ 2014/7/30 書誌情報画面へのURL表示について。 → お知らせ → サービス案内 → ヘルプ → English
NDL-OPAC 国立国会図書館 蔵書検索・申込システム
マイリスト
検索履歴
ログイン
点録全総目
全国書誌提供サービス
国立国会図書館サーチ
簡易検索
詳細検索
雑誌記事
規格リポート類
占領関係
検索式
検索語一覧
ダウンロード
選択した資料の書誌情報(タイトル、著者など)をテキストファイルに保存します。
保存したファイルはテキストエディタなどで開くことができます。
1. レコードを選択 全て 選択したレコード レコード範囲 (例:1-3)
2. エンコードを選択 Unicode / UTF-8 SHIFT-JIS
※MARC形式でダウンロードする場合は、Unicode / UTF-8を選択してください。
3. 形式を選択 標準形式
実 行
クリア
SHIFT-JIS に
チェックを入れて、
実行ボタンを押す。
→ 国立国会図書館ホーム | → 国立国会図書館サーチ
→ お問い合わせ
Copyright © 2012- National Diet Library. All Rights Reserved.